平成24年9月宮崎県定例県議会 総務政策常任委員会会議録

平成24年9月20日~21日·24日

場 所 第2委員会室

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

議案第1号 平成24年度宮崎県一般会計補正 予算(第1号)

議案第7号 宮崎県災害対策本部条例の一部 を改正する条例

報告事項

- ・県が出資している法人等の経営状況について 公益財団法人 宮崎県立芸術劇場公益財団法人 宮崎県国際交流協会財団法人 宮崎県私学振興会
- ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った施策(平成23年度)について

請願第20号 「緊急事態基本法」の早期制定 を求める意見書提出を求める請 願

請願第22号 県の機関における行政書士法の 遵守徹底による窓口業務の適正 化と行政手続法・行政手続条例 の遵守についての請願

総合政策及び行財政対策に関する調査 その他報告事項

- ・平成24年度政策評価の結果について
- ・「みやざき県民協働支援センター」の開設 について
- ・「ディスカバーみやざき 古事記をゆく浪漫 紀行」キャンペーンについて
- ・「みやざきボランティア活動促進基本方針」 の改定について
- ・第3回防災拠点施設整備調査検討委員会の概要について
- ・社会保障・税一体改革に伴う消費税及び地方

消費税等の取扱いについて

- ・南海トラフ巨大地震等に対する今後の対応に ついて
- ・鹿児島県との防災消防へリコプター相互応援 協定の締結について

出席委員(8人)

委	Ē	Į	長	黒	1	木	正	_
副	委	員	長	涯	ŧ	辺		創
委			員	匇	\	Щ	Ξ	博
委			員	星	1	原		透
委			員	室	3	原	義	久
委			員	岩	i	下	斌	彦
委			員	Ė	<u>ਬ</u> ਹ	餇	謙	=
盉			昌	≠	=	田	泩	_

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

8. 百以束部				
総合政策部長	稲	用	博	美
総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	城	野	豊	隆
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	舟	田	美拉	軍子
総合政策課長	金	子	洋	\pm
副参事(記紀編さん記 念 事 業 担 当)	大	西	祐	=
秘書広報課長	甲	斐	正	文
広報戦略室長	藪	田		亨
統計調査課長	稲	吉	孝	和
総合交通課長	日	下	雄	介
中山間・地域政策課長	Ш	原	光	男
生活・協動・男女参画課長	松	岡	弘	高
交通・地域安全対策監	横	Щ	_	夫
文化文教・国際課長	日	髙	正	憲

人権同和対策課長 田村 吉彦情報政策課長 長倉芳照

事務局職員出席者

 議事課主幹
 伊豆雅広

 議事課主査
 佐藤亮子

黒木委員長 ただいまから総務政策常任委員 会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま す。

日程案につきましては、お手元に配付した日 程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時0分休憩

午前10時2分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等 について、部長の概要説明を求めます。

稲用総合政策部長 総合政策部でございます。 よろしくお願いいたします。

それでは、今回提案いたしました議案等につきまして、その概要を御説明いたします。お手元の総務政策常任委員会資料によりまして説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページをごらんください。まず、議案第1号の平成24年度9月補正予算案についてであります。今回お願いしております総合政策部の一般会計補正額は、合計で4,294万1,000円の増額であります。これは、私立学校振興費補助金等の補正であります。この結果、

一般会計予算額は、129億7,606万9,000円となり ます。

次に、報告事項についてであります。左側の 目次をごらんいただきたいと思います。

まず、県が出資している法人等の経営状況についてであります。総合政策部からの報告は、公益財団法人宮崎県立芸術劇場、公益財団法人宮崎県国際交流協会、財団法人宮崎県私学振興会の3法人についてであります。

次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて 行った主な施策についてであります。これは、 宮崎県中山間地域振興条例第7条第2項に基づ き、昨年度実施した主な施策を報告するもので あります。

最後のその他の報告事項につきましては、目次に記載のとおり、4件の報告事項がございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたします。

私からは以上でございます。

稲吉統計調査課長 それでは、統計調査課の 補正予算について御説明いたします。

お手元の平成24年度9月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きください。統計調査課の補正予算は、147万8,000円の増額補正をお願いしておりまして、補正後の額は、3億7,735万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたしま す。

5ページをお願いいたします。(事項)商工統計調査費については、8万6,000円の増額補正をお願いしております。商工統計調査費は、商工業事業所における販売、生産活動並びに特定サービス産業の実態等を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得る目的で行う調査に要する経費であります。その中で、商業統計調査は、

5年に1度行う調査であり、次回調査を平成26年度に予定しておりますが、今年度、調査見直し等に関する説明会が開催されることになり、出席に必要な旅費の交付決定に伴う増額補正であります。

次に、(事項)農林業センサス費でありますが、139万2,000円の増額補正をお願いしております。この農林業センサスは、農林業の基本構造の現状と動向に関する基礎資料を得る目的で、こちらも5年に1度調査を行うものですが、次回は平成26年度が本調査となります。今回は、本調査を前に、全国5ブロックで試行調査を行うものであり、九州ブロックからは宮崎県が選定されたことにより、国の交付決定を受けた増額補正であります。

統計調査課の説明は以上でございます。

松岡生活・協働・男女参画課長 生活・協 働・男女参画課の補正予算について御説明いた します。

お手元の歳出予算説明資料、7ページをお開きください。当課の補正額は、1,495万9,000円の増額で、補正後の額は、5億3,664万円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたし ます。

9ページをごらんください。(事項)消費者行政活性化基金事業費につきまして、1,495万9,000円の増額をお願いしております。消費者行政活性化基金につきましては、平成21年度に国の交付金を活用して設置し、県及び市町村における相談窓口の機能強化など、消費者行政の充実に取り組んでいるところであります。今回、表の財源内訳、国庫支出金の欄の635万5,000円につきまして、国から交付金の追加決定がありましたので、表の下の説明欄1にあります基金積立

金として、一般会計から当基金への積み立てを 行います。この積立金に本年度で終了する当基 金の未執行分がありますので、それを合わせま した860万4,000円 表の財源内訳のその他特 定の欄に記載されておりますが を繰入金と しまして当基金から一般会計に繰り入れた上で、 下の説明欄になりますけれども、2の消費者行 政活性化事業を実施することとしております。 このため、一般会計上の補正額は、基金への積 み立てのための支出635万5,000円と基金から繰 リ入れました事業執行のための支出860万4,000 円を合わせました1,495万9,000円という形で出 ておりますけれども、実際の事業費としまして は、説明欄2にありますとおり、事業費として860 万4,000円ということになります。

今回の補正によりまして、消費者への啓発事業といたしまして、県のほうでは、啓発用DVDの作成、映画館でのスポット広告、新聞折り込みチラシによる啓発、これらを実施いたしますとともに、啓発事業実施の要望のありました2市町に対しまして、補助金の交付を行うこととしております。

説明は以上であります。

日髙文化文教・国際課長 それでは、文化文 教・国際課の補正予算につきまして御説明いた します。

お手元の歳出予算説明資料の11ページをお開きください。当課の補正額は、2,650万4,000円の増額補正となっております。この結果、補正後の額は、83億30万1,000円となります。

それでは、内容につきまして御説明いたしま す。

13ページをごらんください。今回の補正では、(事項)私学振興費のうち、細事項の1、私立学校振興費補助金の国庫補助決定等に伴う増額

をお願いしております。この補助金は、私立学校の教育振興と経営の安定化及び保護者負担の軽減を図るため、学校法人の経常的経費に対しまして補助を行うものでございますが、平成24年度の生徒1人当たりの国標準単価と私立小・中・高等学校の生徒数が確定したことによりまして、補正を行うものでございます。

文化文教・国際課の説明は以上でございます。 黒木委員長 執行部の議案についての説明が 終了しましたが、質疑はありませんか。

宮原委員 統計調査課、農林業センサスのところで、基礎資料を得るための調査ということで宮崎県が受けましたというような話だったんですが、これは全国で何カ所か交代で回ってくるのか、そこあたりはどうなんでしょうか。

稲吉統計調査課長 これは、全国5ブロックあるわけですが、九州ブロックでいきますと順番で回っております。宮崎県は2000年の農林業センサスのときに試行調査を担当しておりまして、2005年のときには佐賀県、2010年のときには長崎県と鹿児島県が担当しております。今回、順番としましては、ほかに熊本県とか漁業センサスの試行調査、福岡県につきましては経済センサスの試行調査を実施しておりますので、農林水産省からは宮崎県のほうに担当してほしいという要請がありましたので、今回お受けしたところです。

宮原委員 基礎資料を得るための調査はどの ような調査なんでしょう。基礎資料というのは。

稲吉統計調査課長 今回は宮崎市と椎葉村の 1市1村のほうで担当しております。調査につ きましては、本調査と同じような流れに沿って 調査をするわけですけれども、調査のいわゆる 効率性、調査員の負担の程度、そして調査の精 度、こういうものを調査するわけです。今回は 山間地域と都市的地域で4通りの調査を行いまして、調査票を持参してそれを回収するまでを調査員が行う往復調査員調査というのが1つの調査パターンです。2つ目のパターンが、配付のみを調査員が行うパターン。回収のみを調査員が行うパターン。そして4つ目のパターンが、配付・回収とも市町村が郵送で行うパターンということで、全部で4つのパターンに分けまして、調査のやり方、調査員の負担、調査の記入の程度、回収率、こういうものを検証しまして、次回の調査に生かしていくということで今回、調査する予定です。

宮原委員 そうしたら、椎葉村であれば椎葉村を4つぐらいに分けて、それぞれでモデル的につってみるということでいいんですか。

稲吉統計調査課長 椎葉村でいきますと、4 調査区が選ばれまして、その中でこの4つのパ ターンを当てはめていくということになります。

有岡委員 生活・協働・男女参画課のほうの 資料の中でお尋ねしたいと思いますが、先ほど、 2市2町へ交付というような表現をメモしたも のですから、2市2町をまず教えていただきた いというのが1点でございます。

松岡生活・協働・男女参画課長 2 市町ということで申し上げました。延岡市と高原町でございます。

有岡委員 消費生活相談窓口に対する国からの交付等があるということで、これは全国的な大きな宿題だろうと思っているんですが、例えば振り込め詐欺とか、最近は震災の寄附の問題、さらには株式等の投資の問題とか、いろいろこういった例があるようですけれども、最近の窓口での状況というのを参考に教えていただきたいと思います。

松岡生活・協働・男女参画課長 議会の一般

質問等の中でもそういった議論があったところでありますけれども、最近は非常に手口も悪質化・巧妙化しておりまして、新聞等でもいろいるな手口が出ておるところであります。劇場型というような言い方で、いろんな方が電話で手を変え品を変えやって高齢者の方をだましていくやり方でありますとか。今申し上げたのは最近の話題なんですけれども、最近、全体的にふえているのは、インターネット絡みで、クリックしてしまったら高額な請求が来たとか、新たな変化でいろんな手口の相談がふえているようであります。

有岡委員 ぜひとも県民の皆さん方に周知徹 底をよろしくお願いしたいと思います。

もう1点、農林業センサス絡みでお尋ねしたいと思いますが、いろんな調査をする際に危惧されるのが、以前の例として書類が紛失するというんでしょうか、調査票がなくなるというようなことがありましたけれども、こういった対策は現在しっかり議論されているのかどうかお尋ねしたいと思います。これは商工業とか農林業センサスの調査に絡めて今、モデル的にやられる中での話ですが、答弁いただけるでしょうか。

配付をして回収する、この連携がうまくいけばいいわけですが、回収途中で紛失するとか、 そういった事例が起きているものですから、こ ういった対策はされているのかどうかをお尋ね した次第です。

稲吉統計調査課長 回収につきましては、各市町村が調査員を指導しまして、提出していただけない世帯につきましては、何回もお伺いしたり、あるいは私ども県のほうでも直接、市町村に出向いていきまして、何回もお願いをしておりますので、限りなく100%に近い形で取り組

んでいきたいというふうに考えているところで ございます。

有岡委員 要望になりますが、回収できない場合は、その書類を最終的な部署に持って帰ってくるというんでしょうか、統一する考え方としてはそこ辺が大事かなと思ったんですが、いかがでしょうか。

稲吉統計調査課長 調査につきましては、本 人の世帯の回答がない場合は、周辺のというか、 周りのいろんな状況等、あるいは公的な資料等 も踏まえて調査を捕捉するということもありま す。回答されない部分については、調査票の回 収等については調査員が最後にそこを捕捉して 回収するということになります。

有岡委員 よろしくお願いします。

岩下委員 文化文教・国際課の中で13ページの私学振興費ですけれども、昨年に比べて1,800万ぐらい増額になっているようですけれども、要因はどういった状況でしょうか。23年度と24年度の補正後の予算額ですが、変化をお願いします。

日高文化文教・国際課長 基本的には、私学振興費の細事項の分でございますが、この中には私学振興費補助金でございますとか、就学支援金でございますとか、退職金社団への補助金等がございます。その中で、昨年度の最終予算額よりふえておりますのは、昨年も同じように、私学振興費補助金の国の補助基準単価が上がりまして、その部分が影響していると思うんですが、実際は振興費補助金の人数というんでしょうか、高校でございますとか、中学校の人数がふえました関係から、全体的な数はふえているということでございます。

岩下委員 今、退職金社団というのがありましたけれども、幼稚園関係の退職金社団と小中

学校、高等学校の私学振興会と合同になったようですけれども、どうしてでしょうか。

日高文化文教・国際課長 実は私学関係の団体が、私学振興会と幼稚園退職金社団、中高校の退職金社団と3つございまして、現在、私学振興会は財団法人で、ほかの退職金社団は社団法人でございます。それで、私学振興会が公益財団法人に移行するという考えがございまして、ほかの退職金社団もあわせまして私学振興会に合併して、そういう関係で、そういまりまして、そういう関係で、一応、認可はされております。今現在、官報に公告を出しておりまして、10月いっぱいで公告の期間が終わりますので、11月に合併の登記をする予定になっております。そういう状況でございます。

岩下委員 合併するのは行革のほうのねらいではなくて、より強固にしたいというのがその方向でしょうか。

日髙文化文教・国際課長 強固にしたいというのもございますけれども、実は社団法人とか財団法人とかいうのが、平成25年11月30日までに公益財団法人になるのか、それとも一般の社団法人で終わるのか、あるいは解散するのかという今、3つの選択を迫られております。そういう中で生き残りというんでしょうか、公益財団法人を目指すためには公益性の確保というのが重要でございまして、そういう意味からも、3つの社団をあわせまして、公益性を確保しながら公益財団法人を目指すということでございます。

岩下委員 ありがとうございました。

鳥飼委員 生活・協働・男女参画課に確認と 質問をちょっとしたいと思いますが、これ は21、22、23の基金事業だったのを、23年度で終わり切れなかったので24年度まで延長をしたということで、今度、追加の分が来たという理解ですね。ちょっと頭の整理でお尋ねします。

松岡生活・協働・男女参画課長 正確には20 年度に国から交付金が来まして、それをもとに21 年3月に基金を設置いたしました。それをもと に21、22、23でやりまして、それが国のほうか らの指示で24まで延長になりました。24までやっ ておったんですが、24年度に国が追加で全国で 5億円出してきまして、そのうちの一部、要望 した額が今回の額であったということでありま す。

鳥飼委員 わかりました。

それで、先ほど課長から御説明があった、今回の国庫支出金を繰り入れて、基金に入れて、基金から一般会計に戻してということで、実際活用されるのは860万4,000円ということでよろしいんですか。

松岡生活・協働・男女参画課長 そのとおりであります。国から来ましたお金が一回、一般会計から基金に入ります。ここがまず1です。そして、基金に残っていたお金と合わせたお金をまた一般会計に繰り入れまして、また一般会計から事業費として支出する、これが2ということで、1と2を足した額がこの1,400万という形になるんですが、実際の執行額としては860万余ということになります。

鳥飼委員 わかりました。それでその分を延 岡市と高原町に交付したということですね。

松岡生活・協働・男女参画課長 そのお金を 県の事業費分と2市町に対する補助金分、 2本立てでございます。

鳥飼委員 県分は幾らですか。

松岡生活・協働・男女参画課長 その内訳で

申しますと、県事業分が724万9,000円、市町村への補助分が135万5,000円、内訳的にはこのようになっております。

鳥飼委員 わかりました。市町村分が135万5,000円、延岡市と高原町。県分が724万9,000円ということですね。

それで、消費者行政 舟田次長がおられた ところで、ラジオで、押し買いとか、予防はこ うですというようなことで非常に役に立ってい るんですけれども、市町村の消費者行政は、宮 崎市はそういう部門を設けたというのも聞いた んですけれども、26市町村全てで消費者行政部 門が活動しているということでよろしいでしょ うか。

松岡生活・協働・男女参画課長 この基金を 活用しまして、市町村のほうでは消費者行政が 随分充実しました。その中では、この基金を活 用しまして、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、 三股町、このあたりが専門の相談員も設置いた しました。宮崎市、都城市、延岡市、日向市に おかれましては、市町村単独の消費生活センター も持ったところであります。ただ、その他の市 町村におきましては、まだそれなりの力がなく て、担当課のほうで対応しているということで ありますけれども、この基金を活用しまして、 いろいろ研修に行ったり図書も購入したりとこ ろであります。

鳥飼委員 わかりました。かなり進んだということで、大変効果があったのかなというようなことです。

この基金の場合は人件費には充当できないと いうことでしたね。使途、目的についてお尋ね します。

松岡生活・協働・男女参画課長 研修への経

費はもちろんでありますけれども、専門の相談 員の人件費につきましても手当てができました ので、先ほど申しましたような専門相談員の配 置も市町村において行われたところであります。

鳥飼委員 わかりました。相談員の人件費に も充当できるということで、改善をされてきた のかなと思うんです。

それで、県の消費生活相談センターなんですけれども、あそこにも相談員の方はおられますね。県の職員以外には 舟田次長が詳しいですかね どういう職種の方なんですか。

舟田次長(県民生活担当) 相談員は全員非常勤でございまして、県のセンターとしましては3カ所にございます。まず宮崎のセンター、それから延岡、都城ということで、合計12名の消費生活相談員が勤務しております。以上でございます。

鳥飼委員 12名の方がおられるということで、相談員の方は知識、経験というか、かなりお持ちだろうというふうに思います。県の職員の場合は2年とか3年で異動されるけれども、それなりに皆さん優秀ですから、一生懸命勉強されて対応していただいていると思うんですけれども。非常勤の方の12名のところは、処遇的にといいますか、もうちょっと充実させていくべきではないかというような意見はそれぞれ出ていると思っているんですけれども、それに対する取り組みとか、何かあればお聞かせいただきたいと思います。

松岡生活・協働・男女参画課長 報酬等については、県全体のほかの職種の問題もありますので、なかなか難しいところではありますけれども。例えばですが、雇いどめというところで、非常勤ですので大体1年更新なんですが、全国

8ページに訂正発言あり

的には3年でやめてくださいとかいうところも あるようで、そういったことでいろんな団体か らも要望が来ておるんですけれども。本県の場 合は、それについてはそういうことはなくて、 基本的にそういった経験等も生かしながら、職 員さんに特に問題がなければ継続して雇用させ ていただいているところであります。

鳥飼委員 最後に要望しておきますけれども、 女性の人がほとんどで、キャリアといいますか、 経験をかなり積んできて詳しい方がおられるように聞いているんですけれども。そこをほかの 職種と比較するんじゃなくて 財政課長はここにおりませんけれども それはそれでしっかりと、そのキャリアなり果たしている役割に 見合った処遇をしていただくように、これは要望にしておきますから、これをお願いしておきたいと思います。

黒木委員長 議案についてほかに質疑はあり ませんでしょうか。

松岡生活・協働・男女参画課長 私の発言で 正確じゃないところがありまして、基金の活用 で、相談員の設置をした市町村のお名前を申し 上げた中で、都城市につきましては、自分のと ころで手当てしておりましたので、訂正させて いただきます。申しわけございません。

黒木委員長 それでは、議案についての質疑 もないようですので、次に、報告事項に関する 説明を求めます。

日髙文化文教・国際課長 それでは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づく、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

「平成24年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)」の冊

子の15ページをお開きください。財団法人宮崎 県立芸術劇場であります。

まず、平成23年度の事業報告について御説明いたします。

1の事業概要ですが、当財団は県立芸術劇場の指定管理者として、県立芸術劇場がその役割を十分果たしていくよう、舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画、実施するとともに、管理運営に努めたところであります。

次に、2の事業実績についてでありますが、 (1)県立芸術劇場の指定管理業務をごらんく ださい。事業実績に記載のとおり、貸し館業務 や施設・設備の維持管理を行うとともに、第16 回宮崎国際音楽祭の開催及び第17回の開催準備 を実施したところであります。事業費は、5 億1,192万9,000円となっております。

次に、(2)県立芸術劇場の指定管理業務等で すが、事業費としましては、1億1,868万7,000 円となっております。この県民文化振興事業等 では、劇場の3つのホールの特性を生かしなが ら、当財団が主催者として、さまざまな事業を 実施したところであります。まず、 招へい公 演事業では、国内外の多様な舞台芸術を招聘し、 鑑賞の機会の提供を行うものでありますが、3 ホール合わせまして12事業で15公演を行いまし た。次の 自主企画制作公演事業では、県内在 住・出身者等の舞台芸術関係者とともに公演を 企画・実施する「みやざきの舞台芸術シリーズ」 やパイプオルガンを活用したコンサートなど、 5事業で16公演を行いました。次に、16ページ をごらんください。 教育普及事業では、県民 のための幅広い教育普及に努めているところで あり、招聘公演出演者による公開レッスンやパ イプオルガン講習会など、15事業54講座を開催 しました。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

報告書の159ページをごらんください。まず、「概要」の枠にあります名称でありますが、平成24年4月1日に公益財団法人に移行いたしましたので、公益財団法人宮崎県立芸術劇場となっております。次に、総出資額でございますが、4億5,780万円となっており、このうち県出資額も同額で、県出資比率は100%であります。

次に、「県関与の状況」の枠であります。まず、 人的支援についてですが、平成24年度4月1日 現在の状況としまして、役員数の合計9人のうち県退職者が3人であり、また職員数の合計25 人のうち県職員が7人、県退職者が1人となっております。次に、財政支出等についてですが、 平成23年度は、県からの委託料が4億8,547 万3,000円でありました。

次に、「主な県財政支出の内容」の欄ですが、 平成23年度決算額の欄には、先ほどの県からの 委託料の内訳を記載しております。まず、 の 県立芸術劇場管理運営委託事業は、県立芸術劇 場施設の維持管理業務を行うもので、2億7,188 万9,000円を指定管理料として支出しておりま す。次に、 の宮崎国際音楽祭開催、準備事業 は、宮崎国際音楽祭の開催業務に加え、次年度 の準備業務を行うもので、9,838万6,000円を指 定管理料として支出しております。次に、 の 県立芸術劇場大規模改修事業は、県からの委託 を受けて県立芸術劇場の施設・設備の修繕を行 うもので、1億1,519万8,000円を委託料として 支出しております。

次に、「実施事業」の枠ですが、先ほど、実施報告書で御説明いたしました事業のほかに、の友の会事業や文化情報サービス事業も実施しております。

次に、「活動指標」であります。まず、 の劇場稼働率は、3つのホール全体の数字でありますが、目標値が72%、平成23年度の実績値が74.7%で、達成率は103.8%であります。次に、 の主催公演事業の入場者率は、目標値66%に対して、実績値が71.1%となっており、達成率は107.7%であります。次に、 の友の会会員数は、会員として登録している人数ですが、1,500人の目標値に対して、実績値が1,153人で、達成率は76.9%であります。

次に、160ページをお開きください。まず、「財 務状況」の枠内の正味財産増減計算書について 御説明します。平成23年度の列をごらんくださ い。経常収益17億2,320万9,000円に対して、経 常費用が17億1,898万2,000円で、当期経常増減 額が422万7,000円の増となっております。これ に経常外収益18万円を合わせて、当期一般正味 財産増減額は440万7,000円の増となり、一般正 味財産期首残高の1億5,525万9,000円と合わせ まして、一般正味財産期末残高は1億5,966 万6,000円となります。また、指定正味財産につ いてですが、今年度県が設置しました「みやざ き芸術文化振興基金」の財源とするため、基金 を取り崩して約9億3,000万円を県に寄附したこ となどにより、当期の増減額が10億4,484万9,000 円の減となっておりますので、指定正味財産期 首残高15億1,753万6,000円から差し引きますと、 指定正味財産の期末残高は4億7,268万7,000円 であります。この結果、一般正味財産と指定正 味財産を合わせた正味財産期末残高は、6 億3,235万3,000円であります。

次に、同じ枠内の貸借対照表について御説明 します。平成23年度の列をごらんください。資 産は、流動資産3億4,970万1,000円と固定資産 4億7,382万4,000円を合わせて、8億2,352 万5,000円であります。また、負債は、流動負債のみで、1億9,117万2,000円であります。この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は、6億3,235万3,000円であります。この正味財産のうち、指定正味財産4億7,268万7,000円の内訳ですが、当財団の基本財産が3,000万円、県民文化振興事業等を実施するための原資となる基金などの特定資産が4億4,268万7,000円であります。

次に、「財務指標」であります。まず、 の管理費率は、当財団の運営や劇場施設の管理に要する経費の額を経常費用の額で割ったものですが、目標値48%に対して、実績値が26.5%ですので、達成率は144.8%であります。次に、 の入場料収入比率は、入場料収入額を総事業費で割ったものですが、目標値34%に対して、実績値が36.4%で、達成率は107.1%であります。

次に、「直近の県監査の状況」です。平成23年11 月に県監査委員による財政援助団体等の監査が 行われ、当財団の決裁規程に基づく事務を行っ ていないものがあるとの注意を受けたため、予 算執行伺の様式変更など、必要な対応を行った ところであります。

最後に、「総合評価」の枠の県の評価についてです。まず、新公益法人制度への対応につきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成24年4月に公益財団法人への移行を完了しております。次に、活動内容につきましては、活動指標に一部未達成のものがありますが、公演の入場者率など主要な指標は目標を達成しております。今後も引き続き、事業内容の選択と集中による充実を図るとともに、広報宣伝やチケット販売促進、友の会会員拡大など、さらなる工夫をしていく必要があると考えております。次に、財務内容についてですが、県からの指定管理料

や基金取り崩しが収入の大部分を占めていることから、今後は、協賛金などの自主財源のさらなる拡充を図っていく必要があると考えております。最後に、組織運営についてですが、平成23年度に職員体制や雇用形態の見直しが行われ、組織体制の強化が図られております。今後は、計画的な研修体系の整備など、人材育成の充実を図っていく必要があると考えております。

ただいまごらんいただいた評価内容から、4 段階評価につきましては、活動内容はB、財務 内容はB、組織運営はAとしたところでありま す。

続きまして、平成24年度の事業計画について 御説明いたします。

報告書の24ページをお開きください。まず、1の基本方針及び2の事業計画をごらんください。基本的には、23年度とほぼ同様でありますが、24年度の主な公演を例に挙げますと、宮崎では約2年ぶりの公演となります11月の松竹大歌舞伎や3月のNHK交響楽団による演奏会など、多彩な事業を予定しております。

次に、26ページをお開きください。3の収支 予算書の(1)総括表をごらんください。当財 団では、一般会計と特別会計に区分して会計処 理を行っております。一般会計は、指定管理業 務のうち、劇場の管理運営や宮崎国際音楽祭な どの事業の収支を処理する会計で、特別会計は、 指定管理業務のうち、県民文化振興事業などの 収支を処理する会計であります。

まず、、事業活動収支の部の1、事業活動 収入につきましては、当収入の計の欄に記載し ておりますとおり、一般会計と特別会計の合計 で7億2,376万5,000円を計上しております。こ れは、一般会計では、管理事業収入、宮崎国際 音楽祭受託事業収入、県補助金等収入などが主 なものであります。特別会計では、主なものとして、事業収入や当財団の基金取り崩し収入であります。次に、2、事業活動支出の計のとおり、一般会計と特別会計の合計で7億2,399万3,000円を計上しております。これは、一般会計では、芸術劇場の管理運営に伴う人件費、管理事業費や宮崎国際音楽祭の経費、特別会計では、県民文化振興事業に要する経費などとなっております。

なお、27ページと28ページには、各会計の予算を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、財団法人宮崎県国際交流協会の 経営状況等について御報告いたします。

報告書の29ページをお開きください。まず、23 年度の事業報告について説明いたします。

1の事業概要でありますが、国際交流協会では、本県の国際化と地域の活性化に寄与することを目的として、各種の事業を実施し、本県の国際交流の促進に努めたところであります。

2の事業実績につきまして主なものを説明いたします。まず、(1)の交流推進事業であります。県民と在住外国人との交流会や、国際交流ボランティア養成講座を開催したほか、外国人が見た宮崎の印象を写真や書道などを通じて表現する作品展を開催したところであります。事業費は、241万円であります。

次に、(2)の情報提供事業であります。機関誌「South Wind」や、英語など4カ国語による「国際プラザニュース」の発行等を行ったところであります。事業費は634万2,000円であります。

30ページをお開きください。(3)の在住外国 人支援事業であります。在住外国人を対象に、 法律相談会や生活相談、日本語講座などを実施 したところであります。事業費は638万9,000円であります。

また、(4)の国際化推進事業としまして、県内の団体の国際交流・協力活動に対して助成を行ったほか、県民の方を対象に、国際理解のための講座などを実施したところであります。事業費は572万8,000円であります。

(5)のその他事業でありますが、宮崎ブラジル親善協会から、機関紙の作成配布等を受託したほか、外国人も暮らしやすい地域づくり事業として、外国人住民生活実態調査や在住外国人を支援する民間団体への助成を行ったところであります。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。報告書の161ページをお開きください。まず、「概要」でございますが、総出資額は5億4,360万円、このうち県出資額は4億4,307万円、県出資比率は81.5%であります。なお、下の特記事項のにありますように、宮崎県立芸術劇場と同じく、国際交流協会も本年4月1日から公益

次に、「県関与の状況」の枠であります。まず、 人的支援でありますが、平成24年度の欄にあり ますとおり、役員9名のうち県退職者が3名と なっております。また、職員は県から1名を派 遣しているところであります。次に、財政支出 等でありますが、23年度の実績は、県委託料 が2,998万8,000円となっております。

財団法人に移行しております。

「主な県財政支出の内容」の欄は、今申し上げました県委託料の内訳でありまして、まず、

の多文化共生地域づくり推進事業でありますが、県民に対する異文化理解講座や多言語による情報提供、在住外国人のための日本語講座などを行うもので、平成23年度の決算額は、2,478

万8,000円となっております。次に、 の外国人 も暮らしやすい地域づくり事業でありますが、 「宮崎県住民生活に光をそそぐ基金」を活用し て、外国人の生活に役立つ便利帳の作成や民間 団体への活動支援などを行うもので、平成23年 度の決算額は、520万円となっております。

次に、「実施事業」は、先ほど説明しました内容と同様であります。

次に、「活動指標」であります。まず、 の研修・講座の延べ参加者数でありますが、目標値4,700人に対して、平成23年度の実績値は4,232人、達成率は90.0%となっております。次に、

のホームページアクセス数でありますが、目標値2万5,000件に対して、実績値は1万9,984件、達成率は79.9%となっております。次に、

の宮崎県国際プラザ延べ来館者数でありますが、目標値1万人に対して、実績値は6,291人、達成率は62.9%となっております。いずれも目標値は下回っておりますが、一昨年度と比べると実績値は伸びたところでございます。

162ページをお開きください。「財務状況」であります。まず、正味財産増減計算書でありますが、平成23年度の列をごらんください。経常収益は3,877万6,000円、経常費用は3,920万5,000円、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、42万9,000円の減となっております。この額に、当期経常外費用10万円を合わせますと、当期一般正味財産増減額は43万9,000円の減となり、一般正味財産期首残高の263万2,000円から差し引きますと、一般正味財産期末残高は219万3,000円となります。この一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高の5億4,360万円を合わせますと、正味財産期末残高は5億4,579万3,000円となります。

次に、貸借対照表でありますが、平成23年度

列をごらんください。資産は5億4,928万3,000 円であり、その内訳は、流動資産413万7,000円 と固定資産5億4,514万6,000円となります。次 に負債でありますが、未払金などの流動負債 が349万円となっております。したがいまして、 正味財産は、資産から負債を差し引いた5 億4,579万3,000円となり、このうち5億4,360万 円が指定正味財産、残り219万3,000円が一般正 味財産となります。

次に、「財務指標」であります。自己収入比率は、当期支出合計額に対する基本財産運用収入や会費、雑収入などの自己収入の比率でありますが、目標値15.0%に対して、平成23年度の実績値は20.2%、達成率は134.7%となっております。

最後に、「総合評価」の枠内の県の評価であり ます。まず、先ほども申し上げましたとおり、 公益財団法人への移行手続が計画どおりに行わ れており、評価できるとしております。次に、 活動内容につきましては、活動指標はいずれも 達成されておりませんが、前年度と比較すると いずれも改善されているほか、講座を実施する 地域を拡大するなど、ニーズに応じた事業見直 しにも取り組んでおります。今後もさらに、県 と連携・協働して、全県的な視野から、多文化 共生社会づくりなどの取り組みを推進していく 必要があると考えております。財務内容につき ましては、県からの受託事業費が収益の多くを 占めており、賛助会費の増など自己収益の増に も力を入れていく必要があると考えております。 組織運営につきましては、県派遣職員を2名か ら1名に減らすなど、県関与のあり方を見直し たところであります。

ただいまごらんいただいた評価内容から、4 段階評価につきましては、活動内容はB、財務 内容はB、組織運営もBとしたところであります。

続きまして、平成24年度の事業計画について 御説明いたします。

お戻りいただきまして35ページをお開きください。1の基本方針及び2の事業計画につきましては、平成23年度とほぼ同様であり、引き続き、在住外国人の支援や国際交流活動の推進に取り組んでいくこととしております。

37ページをお開きください。3の収支予算書であります。、事業活動収支の部の1、事業活動収入でありますが、からまでの各収入を合わせた事業活動収入は、合計で3,823万7,000円であります。主な収入としましては、の基本財産運用収入と、にあります県からの受託金収入となっております。2の事業活動支出につきましては、事業費支出と管理費支出の合計で3,833万6,000円となっております。

国際交流協会の経営状況と報告につきまして は、以上であります。

最後に、宮崎県の出資法人等への関与事項を 定める条例第4条第3項の規定に基づく報告を いたします。

報告書の157ページをお開きください。財団法 人宮崎県私学振興会であります。

まず、「概要」の枠の総出資額ですが、4 億2,583万8,000円、このうち県出資額は1 億9,675万5,000円で、県出資比率は46.2%であ ります。

次に、「県関与の状況」の枠であります。まず、 人的支援の状況についてですが、平成24年4月 1日現在の状況としまして、役員数の合計9人 のうち、県職員1人、県退職者が2人となって おります。さらに、財政支出等についてですが、 平成23年度は、県補助金が211万1,000円となっ ておりますが、内容は、「主な県財政支出の内容」の欄にありますとおり、事業名が私立学校教育研修補助金、事業内容としましては、私立学校設置者及び教職員の資質向上を図る研修事業の実施に対し、研修事業経費の2分の1以内を補助するものであります。決算額は211万1,000円であります。

次に、「実施事業」の枠ですが、主な事業として、の魅力ある学校づくり事業は、私立学校の外国人講師の招致や、教育設備の購入費に対する助成事業等を行っており、の教育研修事業は、私立学校の設置者や教職員の資質向上や人権啓発の研修等の実施、の融資斡旋事業は、施設設備に係る長期資金の斡旋等を行っております。

次に、「活動指標」であります。まず、 の魅力ある学校づくり助成利用件数は、目標値5件に対して、実績値7件となっており、達成度は140%であります。次に、 の研修参加者及び各会員に対するアンケートにおける平均満足度のポイントでありますが、目標値が90ポイント、平成23年度の実績値が88ポイント、達成度は97.8%となっております。次に、 の融資斡旋利用者数は、目標値は利用件数2件、平成23年度の実績値はゼロとなっております。これにつきましては、昨今の低金利状況が続く中で、私学振興会の会員であります学校法人等がなかれ利用に至っていないということであると聞いております。

次に、158ページをお開きください。まず、「財務状況」の枠内の正味財産増減計算書について御説明します。平成23年度の列をごらんください。経常収益は3,615万9,000円に対して、経常費用が3,342万1,000円、当期経常増減額は273

万8,000円の増となっております。経常外収益、 経常外費用はありませんので、当期一般正味財 産増減額は273万8,000円の増となり、一般正味 財産期首残高651万4,000円と合わせまして、一 般正味財産期末残高は925万3,000円となります。 また、指定正味財産は、当期指定正味財産増減 額は13万5,000円の増となり、指定正味財産期首 残高4億2,583万8,000円と合わせまして、指定 正味財産期末残高は4億2,597万3,000円となり ます。

次に、貸借対照表について御説明します。平成23年度の列をごらんください。資産は、流動資産830万4,000円と固定資産4億2,786万7,000円を合わせまして4億3,617万1,000円であります。また、負債は、流動負債のみで、94万5,000円であります。この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は4億3,522万5,000円、うち指定正味財産が4億2,597万3,000円、一般正味財産が925万3,000円となっております。

次に、「財務指標」であります。まず、 の自己収入比率は、基本財産運用収入に自己収入と自主事業収入を加えたものを当期支出合計で割ったものを計算して算出しております。目標値10%に対して、実績値は14%で、達成度は140%であります。次に、 の管理費額は、目標値3,000万円に対して、実績値は3,005万9,000円、達成度は99.8%であります。次に、 の教育研修事業費比率は、総支出額に対する教育研修事業費の割合を算出しておりますが、目標値50%に対して、実績値は61%、達成度は122%であります。

次に、「指標の設定に関する留意事項」ですが、 自己収入比率の指標につきましては、私立学校 関係団体からの事務受託事業に係る収入は特別 会計としておりますので、もともと低く算出さ れております。

最後に、「総合評価」の枠の県の評価についてであります。まず、教育研修事業の原則有料化による財源確保、事務局経費の節減、研修メニューの充実強化による質的向上及び効率的な基本財産の運用については、一定の評価はできるものと考えております。次に、融資斡旋事業のように低調な利用状況の事業についての状況改善の努力は続けるべきであると考えております。次に、現在実施している事業の有益性は認められますが、新公益法人制度への対応を計画的に進めていく中で、私学関係団体との合併手続を適正に行うとともに、実施組織の形態等について検討、整理を行っていくことが必要であると考えております。

4 段階評価につきましては、ごらんいただい た評価内容から、活動内容はB、財務内容はB、 組織運営はBとしたところでございます。

説明が漏れましたけれども、「直近の県監査の 状況」でございますが、指摘事項が2つござい まして、が決算財務諸表について、会計区分 間の内部取引が相殺消去されていなかった。留 意を要する。 が什器備品の取得額及び償却額 について、決算書と固定資産台帳が一致してい なかった。善処を要するということでございま したが、いずれも、適切な処理を行うこととし ております。

説明は以上でございます。

川原中山間・地域政策課長 中山間・地域政 策課でございます。

別冊資料の「平成24年9月定例県議会提出報告書(宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策(平成23年度)について)」をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、宮崎県中山間

地域振興条例第7条第2項の規定に基づき議会に報告しなければならない事件を報告するものであります。

中山間地域対策につきましては、平成20年度に宮崎県中山間地域対策推進本部を設置いたしまして、各部局それぞれ連携しながら全庁的に取り組んでまいりましたが、平成23年3月「宮崎県中山間地域振興条例」が制定され、改めて、県、市町村、県民等が一体となり、中山間地域の振興に取り組んでいくこととされたところであります。この条例に基づきまして、昨年度、「宮崎県中山間地域振興計画」を策定し、県議会の御承認をいただいたところでございますが、この計画に基づきまして、各部各課連携を図りながら取り組みを進めているところでございます。本報告は、条例に基づいて、平成23年度に実施した主な施策について御報告するものでございます。

まず、5ページをごらんいただきたいと思います。宮崎県中山間地域振興計画における施策の体系でございます。

重点施策といたしまして大きく3つ掲げております。1つ目としまして産業の振興、2つ目、 集落の活性化、3つ目、日常生活の維持・充実を掲げております。また、それぞれの重点施策ごとに、ごらんのように、産業の振興では、農業、林業、水産業の振興、あるいは新たな産業の創出、鳥獣被害対策について。また、2の集落の活性化では、自主的な活力の向上や都市からの支援と交流など。3の日常生活の維持・充実では、医療や高齢者保健福祉の充実や生活必需品等の円滑な調達、生活交通の確保などを具体的な施策の方向として定めまして、各部連携しながら取り組んでいるところでございます。

次の6ページ以降が、これらの重点施策に対

応する各部各課の平成23年度の事業の取り組み 状況と主な成果等でございます。

6ページをお願いいたします。重点施策ごと、 具体的な取り組み事項ごとに整理しております。 ごらんの6ページは、重点施策「産業の振興」 の中の取り組み事項が「農業の振興」について であります。実施内容としましては、例えば、

の地域の特性を生かした農業の生産振興につ きまして、具体的な取り組み状況と主な成果を それぞれ農政水産部各課ごとに記載しておりま す。ページの一番下に取り組み指標の達成状況 を記載しております。左から、目標とする指標 の内容、策定時の現況の数値、そして23年度か ら26年度までの各年度ごとに、上段に当該年度 の目安値、下段に昨年度の実績を記載しており ます。そして、真ん中あたりに平成26年度の目 標値、その隣にこの指標に対する達成状況の分 析を記載しております。例えば、 の集落営農 組織数でありますが、平成23年度は、102の目安 値に対しまして、現状維持の98にとどまったと いうことでございます。以下、同様の各重点施 策ごと、取り組み事項ごとに整理をしていると ころでございます。

本日の説明につきましては、再度1ページにお返りいただきまして、主な施策について、その概要ということで説明させていただきます。まず、(1)の産業の振興でございます。

の農業の振興につきましては、中山間地域の特性を生かした生産振興や多様な担い手の育成等に取り組んだところでございまして、具体的には、夏イチゴやラナンキュラスなど、中山間地域に適した収益性の高い作物の導入支援、圃場整備、農道の整備等に取り組んだところでございます。

の林業振興につきましては、植林や間伐、

未植栽地の買収などを通じた森林の整備や、公 共施設の木造化など、県産材の需要拡大による 木材産業の振興などに取り組んだところであり ます。

の水産業の振興につきましては、チョウザ メ養殖業者6経営体の育成や、防波堤の整備な ど漁港機能の強化などに取り組んだところであ ります。

の新たな産業の創出等につきましては、農 商工連携や6次産業化の取り組みを進め、地域 特産品を活用した7つの商品の開発支援などに 取り組んだところであります。

の鳥獣被害対策につきましては、副知事を トップとします鳥獣被害対策特命チームや地域 特命チームを中心に、モデル集落や被害対策の 技術指導者の育成、防護柵の設置、適切な捕獲 など、全庁を挙げて鳥獣被害対策に取り組んだ ところでございます。

次に、(2)の集落の活性化でございます。

の自主的な活力の向上につきましては、13 地区のいきいき集落の新規認定、あるいは集落 点検などに取り組んでおります。

の都市からの支援と交流につきましては、 中山間盛り上げ隊の派遣によりまして、8市町村に対し、49回の支援を行いますとともに、移住対策として、東京での移住相談会や移住対策に取り組む市町村への支援などを行っております。

の次世代の育成につきましては、6カ所の 生徒寮の運営の支援や僻地育英資金の貸与など を行っております。

2ページをお願いいたします。 の地域文化 の保存・継承と活用につきましては、民俗芸能 保存団体等への支援などを行っております。

次に、(3)の日常生活の維持・充実でござい

ます。

の医療の確保及び高齢者保健福祉の充実に つきましては、僻地出張診療の実施や僻地診療 所への運営費の支援などを行っております。

の生活必需品等の円滑な調達につきまして は、買い物弱者対策調査研究委員会への参画や 宅配事業等への支援を行っております。

の生活交通の確保につきましては、13市町村に対し、コミュニティバス等の実証実験への支援などを行っております。

の水道の整備及び水環境の保全につきましては、公共下水道や浄化槽整備事業を行う市町 村への支援を行っております。

の情報通信網の整備につきましては、平成23年5月時点で582世帯の携帯電話利用不可能世帯がございましたが、昨年度、101世帯の解消を行っております。

の安全で安心な暮らしの確保対策につきま しては、河川改修や道路整備等の土砂災害防止 対策などに取り組んでおります。

次に、2の目標指標の達成状況であります。 計画では、28項目の指標を掲げておりますが、 そのうち、当年度の目安値を達成したものが15 項目、目安値に達しなかったものが12項目、未 確定が1項目となっております。

3ページ、4ページが具体的な状況でございます。目標値に達しなかったものは、具体的に申し上げますと、先ほども触れましたけれども、1番の集落営農組織数、2番の中山間地域等直接支払制度協定締結面積、6番、新規漁業就業者数、9番、観光客数、13番、集落点検実施市町村数。4ページをお願いいたします。15番、中山間地域が持つ公益的機能の認知度、19番、国の基準に適合した特別保育を実施している保育所数、21番、中山間地域の市町村立医療機関

における常勤医師数、23番の県民一人当たりの乗り合いバス利用回数、24番の生活排水処理率、25番の河川改修率、27番の道路防災対策の進捗率の12項目でございます。これらの項目につきましては、未達成の分析でありますとか、今年度の取り組みについて、それぞれ各項目ごとに右側に記載しておりますけれども、達成できなかった要因でありますとか課題などを分析いたしまして、今年度以降の取り組みに生かしながら、引き続き、最終年度であります平成26年度の目標達成に向けて取り組んでいくこととしております。

2ページに戻っていただきまして、3の今年 度の取り組みでございます。まずは、知事をトップとする中山間地域対策推進本部におきまして、 平成23年度の取り組み結果等を踏まえまして、 計画に掲げました施策の推進や目標の達成に全 庁を挙げて着実に取り組んでまいりたいと考え ております。

また、(2)にありますように、県内7地域に 設置を進めております中山間地域振興協議会を 通じまして、地域の実情や地域の意見を施策に 反映させる取り組みを進めていくこととしてお ります。

また、(3)にありますように、中山間地域を みんなで支える県民運動を展開し、テレビCM や小冊子の活用等により、中山間地域の果たす 役割の理解促進や、中山間盛り上げ隊など、地 域と都市部との交流連携の促進、地域資源を生 かした商品開発の支援や地域特産品の消費拡大 など、地域経済の活性化につながるような取り 組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、資料に記載はございませんが、来月10 月を中山間地域応援月間ということで定めまして、この期間中、テレビCMなどで集中的に運 動の周知を図りたい。また、きょうチラシをお配りしております。既に御案内は差し上げておりますけれども、来月の14日に、日向市東郷町におきまして、中山間地域シンポジウムを開催いたしまして、講演会でありますとか、あわせまして、いきいき集落などの物産市を開催・実施することとしております。都合がつかれましたら、ぜひ御出席のほうをお願いできたらというふうに思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いい たします。

黒木委員長 報告事項に関する説明が終了しました。まず最初に、県が出資している法人等の経営状況についての質疑を行いたいと思います。

鳥飼委員 まず最初に、芸術劇場についてお 尋ねいたします。指定管理者制度そのものに私 自身は疑問を持っているわけなんですけれども。 県が置県100年でしたか で設置した劇場でも ありますし、国際音楽祭も重要であるというこ とで、県が主体的にやるべきだというのが私の 考えでございますが、今は指定管理者制度で行 われているわけです。予算も、この資料でははっ きりわかりませんが、徐々に減額になってきて いるのかなと。159ページでも少し出ていますけ れども、県関与の状況というところで、21年度 県委託料が6億900万あったのが、23年度は4 億8,000万ということで、1億2,000~3,000万減 額になってきているという状況も出ているのか なというふうに思います。今回、基金を取り崩 して県に寄附するというような、奥の手といい ますか、禁じ手といいますか、そういうことで 新しい基金をつくって支援をしていくというこ とになったわけです。そこでお尋ねしたいのは、 この事業がスタートしたときは、議会も挙げて

国際音楽祭を聞きに行くとか、そういう取り組みもされたわけなんですけれども、今、総体的にそういうことがほとんどなくなってきているということで。当初とはもちろん違うわけですから当然だとは思いますけれども、議会を含めた主要なところに対する働きかけといいますか、そういうものが若干不足しているんではないかという気がするんですけれども、その点についてまずお尋ねしたいと思います。

日髙文化文教・国際課長 今お話がありまし た、特に宮崎国際音楽祭でございますが、今年 度で17回終わりまして、入場者数も第1回から 比べますと徐々にふえてきております。そうい う中で、入場者数そのものはふえてきておりま すが、例えば県職員に対する勧誘についてでご ざいますけれども、確かに、音楽祭が初めのう ちは、かなり県職員に対しまして、チケットの 販売というんでしょうか、御紹介したりとかい うことで、ある程度強引な宣伝なんかもやって いたんじゃないかというふうに思っております が、最近、音楽祭そのものも大分回数を重ねて きて周知が図られてきておりますので、私ども としましては、1つは音楽祭のホームページで ございますとか、県庁のホームページを使いま して音楽祭の周知もしておりますし、特に、今 年度につきましては、これまでの反省も踏まえ まして、各部局に対しましても、部課長会での 紹介をお願いするとかいうような働きかけも、 再開しておるところでございますが、あくまで も、中身を知っていただきまして、本当に来た い方々に来ていただくというのが趣旨だと思っ ておりますので、中身の充実というんでしょう か、そういうのを今後とも図っていきたいとい うふうに考えております。

鳥飼委員 県庁職員の皆さんにもそういう働

きかけをしていくというのは大事だと思うんですけれども、例えば、それ以外に、商工会議所とかJAとかいろんな組織があるだろうと思うんですね。そこに対する働きかけというものも大事ではないかと思いますので、答弁は要りませんけれども、公益財団法人だけに任せるんではなくて、ぜひ県も一緒にやっていただくということをお願いしておきたいと思います。

それから、ちょっと意味がわからないところがありますのでお尋ねしたいんですが、160ページの財務指標のところで、管理費率、これは管理費を決算額で割って100を掛けたということですから、決算額の中でどの程度管理費がかかっているのかということなんです。目標値48というのが、実績値では26.5というふうに、急激に管理費が減額になっているんですけれども、この原因についてお尋ねしたいと思います。

日髙文化文教・国際課長 財務指標の管理費 率でございますが、これは、先ほど御説明いた しましたけれども、管理費を経常費用で割った 額でございますが、23年度が実績値26.5%という ことで目標より下回っておりますので、達成率 は上がっているということでございます。平成22 年度と比べますと、平成22年度は51%というこ とでございますが、これは、もともとの分母と いうんでしょうか、経常費用17億1,898万2,000 円で割っております。この前、基金を取り崩し まして、それを経常費用の中に入れまして、そ れから県に寄附するという金額がございました。 これが9億8,500万近く入っております。その分、 分母がふえましたので、その分、パーセントと いうんでしょうか、管理費比率は減ってきてい るということになっております。

鳥飼委員 としますと、23年度はそういうような状況で平年とは違うということですから、

例年と同じ程度だということなんでしょうか。

日髙文化文教・国際課長 22年度は51%ですが、事業費等が少しずつ減ってきていると思うんですが、寄附金の額を除けば、数字としてはおおむね50%前後というのは変わっていないと思います。

鳥飼委員 わかりました。どこかなお書きか何かしておかれるべきではないか。そうしないと誤解を招くのではないかなと思いますので、それはお願いしておきたいと思います。

それから、県の評価のところで、24年4月に 公益財団への移行を終了しましたとか、活動内 容というようなことがありますし、財務内容に ついては、ここにいろいろ書いてありますけれ ども、協賛金などの自主財源のさらなる拡充を ということが書いてございますし、あそこの役 員の方がいろんなところを回って協賛金を集め て、努力を一生懸命しておられるのを私も見ま したので、頑張っておられるのかなと思うんで すが。そこでお尋ねしたいのは、組織運営につ いて、23年度に職員体制や雇用体制の見直しを 行って組織体制の強化が図られているという、 この点について御説明をお願いしたいと思いま す。

日髙文化文教・国際課長 ここで言う組織体制の見直しでございますが、平成22年度までは、県から派遣した職員以外の方は、基本的には嘱託職員ということで雇用されておりました。ただ、平成23年度から形態の見直しを行いまして、正職員、プロパー職員ということで、規則も変えまして、基本的に全員を正職員にしたということでございます。

鳥飼委員 指定管理期間が5年間ですから、 その年度内でのということになるだろうと思い ますけれども、しかし、いずれにしても、そう いう体制の整備というのは非常に大事なことで すから、今後もぜひ継続していっていただきた いと思います。

それと、評価のところで、公社等の自己評価ではA、B、Aということになっていまして、 県の評価ではB、B、Aということで、活動内容が、公社等の評価ではA、県の評価ではBと いうことになっているんですけれども、Bになった理由についてお尋ねしたいと思います。

日高文化文教・国際課長 公社等の評価で見ますとAということで、県の評価はBになっておるわけでございます。80%以上がAということになると思うんですが、この中を見ましたら、特に活動指標は3つぐらいございますが、そのうちの活動指標3が友の会の会員の数ということで挙げておるわけでございます。これが目標値1,500人に対しまして、達成度がなかなか上がってこないと 76.9%というような状況もございますので、そういったことを勘案しましてAに近いBということで、私どもは活動内容はBにさせていただいたところでございます。

鳥飼委員 わかりました。ちょっと厳しいのかなというような感じがしましたので、お尋ねしました。

そこで、もう一点なんですけれども、その友の会会員数の上の に主催公演事業の入場者率ということがあります。目標値は、入場者数をキャパシティで割って100を掛けたもので、目標値は66で実績は71.1ですから、達成度は非常にいいわけなんですが、30近い数が、まだ入場者の余裕があるということで、ここをどう埋めていくのかというようなことで……。後で記紀編さん事業の関係で「古事記をゆく浪漫紀行」の御説明があるようですけれども、そういう取り組みの一環として、例えば国際音楽祭とこの記

紀の事業をタイアップしていくというようなことでやったらどうかとか、いろんな取り組みが考えられますけれども。ここをどうやって埋めていくのかということについて、どういうような議論がされているのか、考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

日髙文化文教・国際課長 劇場の事業と記紀 編さん1300年記念事業との関連性というんで しょうか、それについての御質問だと思います。 まず1つは、音楽祭は3週間ぐらいやっており ますが、その期間は、練習室とかホールも基本 的にはクローズにしまして、練習のために使っ ております。音楽祭の期間に別の催しができる のかという一つの問題はございます。ですから、 音楽祭の期間中はなかなか厳しいんじゃないか という気もしております。ただ、もちろん来年 度の予算絡みも出てくるのかもしれませんが、 劇場が平成5年にできましたので、来年は20周 年を迎える。そういうことで、劇場の20周年を 記念して何かやる場合に、そのときの事業の一 つとして、例えば、記紀編さん1300年事業絡み の事業を何かできないかとか、そういうことは 考えられるかなというふうには考えております。 ですから、トータルとしては、音楽祭に絡める という方法もあるかもしれませんが、それとは 別な形で、時期をずらす形でそういう事業を考 えていくということは可能かなと思っておりま す。

鳥飼委員 国際音楽祭の期間に練習のところとかをやめてということじゃなくて、国際音楽祭に対する入場者数のキャパがまだありますということで、そういう取り組みをということですから、ぜひ、今後も取り組みをお願いしたいと思います。

私ばかり言うといかんですが、あと1つ。私

学振興会の報告書なんですけれども、158ページ、総合評価の県の評価のところの下から5行目のところに、「なお」というのがありまして、中で「私学関係団体との合併手続を適正に行うとともに」というふうなことが書いてあるんですけれども、これはどのようなことなんでしょうか。御説明をお願いいたします。

日髙文化文教・国際課長 私学振興会、「新公益法人制度への対応を計画的に進めていく中で」ということでございますが、先ほど、少し御説明いたしましたけれども、新しい公益法人になるために公益性が非常に必要だということで

現在、私学関係の団体が、私学振興会とか 幼稚園退職金社団、中高校退職金社団、この3 つございます。それぞれ別の組織ではございま すが、それを合併して1つの団体をつくると。 それは私学振興会にするということで、現実問 題として、それぞれの団体が決めまして、これ は今、教育委員会の所管になっておりますが、 既に8月に認可を受けております。そして、9 月から官報に公告を出しております。2カ月間 でございますので、9月、10月に公告をしまし て、10月末が終わりましたら正式に合併の登記 ができるということで、これで財団法人私学振 興会に組織が一本化されると。その上で、来年 度の早い時期に公益財団法人への移行を進める ことを適切にやっていくという趣旨で記載して おります。以上でございます。

鳥飼委員 了解しました。私の勉強不足でした。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

有岡委員 県立芸術劇場の関係で 2 点ほどお 尋ねしたいと思います。まず、159ページの修繕 業務ということで 1 億1,500万とか 1 億1,700万 の委託料が計上してありますが、これは毎年このような大規模な改修事業という位置づけで予算計上していかれるつもりなのか、その流れをお尋ねいたします。

日髙文化文教・国際課長 県立芸術劇場は平 成5年にできまして、既に19年たっております。 基本的に平成18年ぐらいからいろんな設備、照 明もですが、そういう機構関係で耐用年数が来 ておりまして、平成18年に、今後どれだけ修繕 がかかるのかというのを劇場のほうで調査しま したら、19億1,000万かかるということで、これ までも5億5,000万ぐらい修繕してきたんです が、やっぱり計画的に修繕していく必要がある だろうということで、昨年度も1億1,500万、今 年度も1億1,700万ということで、舞台照明、舞 台機構、舞台音響、こういったのを中心に、最 低 1 億円前後の修繕は今後ともかかるだろうと いうふうに考えております。これは本体の修繕 は別としまして、設備の修繕ということでござ います。

有岡委員 了解しました。

それともう1点、友の会の内容についてお尋ねしたいんですが、これが伸びていくためには、友の会に入ることによるメリットというんでしょうか、内容が充実していることが大事だと思うんですが、私、勉強不足で、友の会そのものを理解しておりませんので、御紹介いただければと思います。

日髙文化文教・国際課長 友の会といいますのは、劇場を支援する会員の方でございますが、「くれっしぇんど倶楽部」という名称でございまして、年会費が3,000円。現在、特典はチケット料金の割引というのがございまして、事業によっては違いますが、2割以内と。それと先行販売ということで、普通の方よりも1週間早く

チケットを手に入れることができます。それと、ポイントカードということで、500円で1ポイント、50ポイント集まりますと1,000円の割引がきくというようなこともございますし、情報紙なんかも年に何回か出しております。そういうメリットがございます。

有岡委員 ぜひ、また各議員にも御紹介されるといいんではないかと思います。

もう1点、国際交流協会の件でお尋ねしたいと思いますが、162ページの貸借対照表の中で流動負債の未払いがあるというお話でしたが、どのような内容の未払い等があるのか、お尋ねしたいと思います。

日高文化文教・国際課長 ここで記載しておりますのは、流動負債 349万円の負債でございますが、中身を見ますと、3月末までに債務が発生してまだ払っていないということで、税理士の顧問料とか電話料、3月の人件費でしょうか、これが3月末に休みだったので4月に支給したということで、3月末現在では未払いになっております。それと、消費税を5月に払いますので、その分を合わせまして349万円ということでございます。

有岡委員 了解しました。ぜひ、国際交流協会等の活動がもっともっとPRできるように、例えばフリーペーパーみたいなもっと自由に情報が提供できるような、そういう取り組みはできないかなと思ったんですが、いかがなものでしょうか。宮崎にこういった国際交流する人材がいらっしゃって、例えば、手紙のやりとりをしたいとか、いろんな希望を持っている子供がいる中で、こういう人材がいるんだという情報を提供するために、フリーペーパーみたいなもので、もっと自由に情報が提供できるような取り組みはできないだろうかと思ったんですが、

いかがでしょうか。

日髙文化文教・国際課長 まず、先ほど御説明いたしましたけれども、情報提供事業の中で「South Wind」という機関誌を年2回出しておりますし、「情報プラザニュース」が月1回。それと、ホームページを今、国際交流協会が持っておりまして、アクセス数も昨年より1,000件ぐらいふえて2万件ぐらいになっておりますので、こういう情報の中に、今委員のおっしゃったような中身も入れて、できるだけ周知を図っていきたいというふうに考えております。

有岡委員 どうぞよろしくお願いいたします。 あと 1 点よろしいでしょうか。私学振興会の 関係ですが、157ページの融資斡旋事業で、実績 がゼロということで、私学の大変厳しい現状の中で融資を受けにくいとうい現状があるのかな というふうに思うんですが。例えば、地価もき のう発表されましたが、担保権設定の担保割れ が起こるような実態があって、融資を受けるの に難しい現状があるのかどうか。そこら辺のあっせんが動かない現状、何かありましたら、実態を教えていただきたいと思うんです。

日高文化文教・国際課長 融資のあっせんの利用件数でございますが、23年度もゼロ件、22年度もゼロ件ということだったんですが、一番の大きな原因は、私学振興会と宮崎銀行、宮崎太陽銀行の間で協議した利率を設定しております。それが23年度までは2.975%でした。一方、私学振興事業団という全国の組織がございまして、ここからお金を借りますと、今、1.5%で借りられるんですね。ですから、その利率の差が大きいというのがございます。ただ、実際、4月になりまして、やっとその協議が改善されまして、ことし4月からは1.8%の利率になりました。先ほど言いました私学振興事業団の1.5%は

全体の8割しか借りられないんです。ですから、2割が自己資金になりますので、その2割をこの融資で賄うということはできると思います。これは今年度でございますが、今、2件ぐらい成約に向けて動きが出てきておりますので、昨年度まではゼロですが、来年度からはいい御報告ができるんじゃないかと思っております。

有岡委員 現場に行きますと、融資関係 古い校舎の建てかえ等の苦労をしていらっしゃ るようですので、これが生きてくるとありがた いなと思っております。ありがとうございます。

星原委員 ちょっと教えていただきたいんですが、161ページの国際交流協会の中の県関与の状況というところの役員数を見させていただいて、23年度と24年度の比較で、役員数が23年度は16名で、24年度は9名になって、非常勤が15名が8名になったということで、半数近く減っているんですが。今までとそのように違ってきたというのは、22年、21年がどうなのかというのはわかりかねるのであれなんですが、これはどういうふうに捉えたらいいんですか。

日高文化文教・国際課長 確かに、人的支援のところで23年度は16名、それが9名ということでかなり減っておりますが、これは1つは、公益財団法人に今度移行しまして、公益財団法人に今度移行しまして、公益財団法人に今度移行しまして、公益財団法人が自主的にいろんな活動ができるようになっています。そういうことで、理事会も評議員会もなるべく出席ができるとで、理事会も評議員会もなるべく出席ができるというで、そして身軽に意思決定ができるという観点から、かなり人数が絞られるというんでしょうか、そして、業務の決定がしやすい形、絞った形での役員の人選になっておるようでございます。ですから人数が減っているのかと思います。

星原委員 その意味はわかるんですが、とい

うことは、非常勤とか役員を多く置いていたというのは、県の出資比率が80%を超えている中で、今までは、そういうふうな人数的なものについての県のほうからのいろいろな助言とか

多分いろんな団体もどこもそうなんですが、 予算的には減らしてきている中で、一番比率を 占めるのが役員の皆さんとか非常勤の皆さん方 の給料的なもの、それはどれぐらいなのかわか らないのであれなんですが。その辺についての 指摘とか、そういったものはこれまでなかった ものなんですか。今度、公益財団に変わったか らこういうふうになったという そのあたり を説明いただくとありがたいんですが、わかり ませんか。

日高文化文教・国際課長 役員といいますのは、基本的には常務理事、常勤の役員は1名入りますので、その方は常勤ですから給料なんかはいただいていると思うんですが、ほかの方は非常勤でございますから、実際理事会に出たときだけの報酬になりますので、15名余が7名になろうが、そういう意味では、役職の給与が高いから低いからというのは直接は余り関係ないのかなと思っております。

星原委員 それと、委託の中で県から派遣されている人は、1名の県職員というのが24年度も入っているんですが、これは財団の中で給料なんかは払われているんですか。県の職員が行っているので県のほうからその分は払っているものなんですか。

日髙文化文教・国際課長 県からの派遣職員につきましては、平成23年度、昨年度から、その職員の基本給と扶養手当、住居手当、これにつきましては、県のほうが直接払うようになりました。それ以外の時間外とかございましたら財団のほうで払うということで、やり方が変わっ

てきております。22年度までは全体分を委託料なり補助金でその協会に出しておりましたけれども、23年度からは、県職員派遣の基本給等につきましては、直接県が払う形になっております。

星原委員 それは公務員法とか、人件費のそういうのが、今度財団に変わったので、そういう形にしないといけないという形になっているものなんですか。それとも、今までと同じで、委託料の枠の中で見るという形にはならないものなんですか。今言われたのでは、時間外とかいろんなものはそっちから出しておって、同じ金なんだけれども、そういうふうに分けなくちゃいけない、それは法的にそういうふうになっているんですか。

日髙文化文教・国際課長 私もはっきりした ところはあれなんですが、任命権者というんで しょうか、身分の関係になるのかなというふう に考えておりまして、あくまでも県職員でござ いますから、任命権者が基本的なところを払う という形の整理がされているんだろうというふ うに思っております。

星原委員 わかりました。

黒木委員長 まだ質疑もあるようですので、 ここで暫時休憩いたしまして、午後に以降の質 疑は再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の県が出資している法人等の経営状況について質疑を行います。

金子総合政策課長 先ほど、星原委員のほうから、外郭団体への人件費の計上のやり方が変

わったのはなぜなのかという御質問があったかと思いますが、あれは、神戸市で、外郭団体へ派遣している職員の人件費を補助金で出していたということがありまして、それが地方公務員の派遣法に照らし違法だという判決が出ました。派遣法については、基本、派遣職員の給与は派遣先が払うということになっているんですが、ただし、派遣先の業務が県の事務事業に密接に関係があるとか、受託事業に係る分については、条例を定めれば県が直接支給できるということになっているものですから、結局、23年度以降、県が基本給の分については直接支給、そういます。補足して援護説明をさせていただきます。補足して援護説明をさせていただきます。補足して援護説明をさせていただきます。補足して援護説明をさせていただきます。補足して援護説明をさせていただきます。補足して援護説明をさせていただきます。

稲吉統計調査課長 午前中の有岡委員の質問 に関して、私のほうで若干説明が不足していた 点がありましたので、補足して回答させていた だきます。

調査票の紛失等について具体的にどのような対策をとられているのかという御質問だったかと思いますが、調査票が紛失した場合には、基本的には、周期調査の場合は、まず県から市町村に調査が始まる前に説明会を行い、それから市町村から調査員へ説明を行っております。もし、紛失等がありました場合には、その状況等につきまして、全市町村に緊急に文書を出しまして指導等を行っております。その際、市町村のほうから調査員のほうに個々具体の指導を行っております。

それから、一般的に調査員に対する研修等ですが、これにつきましては、登録調査員の研修会というのがありまして、23年度におきましても、県内2カ所、県南地区、県北地区で調査員の研修等を行っております。また、通常の労働力調査あるいは小売物価調査という毎月行う経

常の調査につきましても、合同研修会というのを年1回開いておりまして、昨年は12月に開催しております。ここで具体的な細かい指導等を行っているところでございます。ちなみに、今年度につきましても、登録調査員の研修会を、7月に高鍋町と延岡市におきまして2回ほど行っております。また、今年度、「確かな統計基盤づくり事業」ということで新規事業を組み立ておりますので、この中であと3回ほど県内で研修会を行うこととしておるところでございます。以上でございます。。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょ うか。

渡辺副委員長 午前中の続きで少し初歩的なことをお伺いしたいんですが、この評価報告書自体はことしの3月31日までが対象になっているわけですから、4月以降に提出されるものだというふうに思いますが、芸術劇場のところを例にとった場合に、24年度、25年度の目標値という数字がそれぞれ出ているかと思うんですが、これは今年度版の報告書を作成した段階で、来年度、翌々年度というのを決めて一緒に出すという理解でよろしいんでしょうか。

日髙文化文教・国際課長 この報告書の様式 でございますが、これが、前年度と今年度、来年度ということで目標値が定まっておりますけれ ども、基本的には、来年度、26年度の目標値に つきましては、もし必要があれば、来年度の報告書の前までに目標値を上げるとか下げるとか いうことは可能でございますので、そういうことはあろうかと思います。

渡辺副委員長 目標値の設定に関しては、事前に、当該の団体と県の担当課のほうでは、このぐらいの水準をとかいう折衝というか議論はありながら、目標値を設定していくということ

でいいですか。

日髙文化文教・国際課長 経営評価といいますのは、基本的には財団法人とかそちらのほうがつくりまして、それを県のほうで評価するということになっておりますので、目標値につきましても、当然、県と団体のほうで話をしながらつくっていくということになると思います。

渡辺副委員長 芸術劇場だけじゃなくて、ほ かの団体、どこを見てもそうなんですが、大体 どこも毎年度同じような数値が並んでいるとこ ろが多くて、芸術劇場を例にとっても、先ほど、 課長からもお話があったように、いろんな事情 例えば稼働率にしても、どうしても使え で ない日が3カ月ぐらい出ていれば、それで数値 がある程度減らなきゃいけないというのはわか るんですけれども。例えば、ことしを見て、す ごく頑張られたからということになるかもしれ ませんけれども、目標値72%に対して達成率 が74.7%あって、この水準が維持できているの に、来年も再来年も72%が目標値というのは、 本来、こういう報告書を出して、運営のスリム 化というか、効率化を図ったり、なるべく公金 の入った施設がより利用度が高くなるようにと いう目的でやっていることを考えれば、達成し ているのに、翌年も自動的に同じ数字が並んで いくというのも、そういう意味ではそこの議論 も もちろん芸術劇場だけの話を言っている わけじゃないんですけれども 必要な部分 じゃないかなというふうに正直、数字だけ見て いて感じるところなんですが、その辺はいかが なんでしょうか。

日髙文化文教・国際課長 例えば劇場の劇場 稼働率でございますが、23年度の実績値が74.7 %ということで、達成度は103.8%になっており ます。目標値は72.0%でございますが、実際、22 年度が71.8%ということで、達成率が100%を切っております。そういうこともございまして、たまたま今年度は目標値を超しておりますけれども、24年度が、今年度の結果で72.0という目標を大幅に上回っていくというようなことがあれば、25年度以降の目標値を若干高目に設定するということは可能でございますので、これまでの実績値を踏まえながら、目標値につきましては、また考えてまいりたいというふうに考えております。今のところは24年、25年は変えておりませんけれども、今後については検討していく課題であろうというふうに考えております。

渡辺副委員長 先ほどお話がありましたよう に、大きなイベントが入っていてその間使えな い部屋があるとかということで、現実の稼働率 の限界値というのもあると思うんですね。入場 者率のところもそうなんですが、劇場の持って いる能力等いろいろ考えたときに、あるべき数 値というとおかしいですが、そこの部分と今ま での実績等というのを照らし合わせて折り合い のつく点があるということで、いろんな取り組 みだとは思うんですが。きょう午前中の議論で もありましたが、修繕だけでもそれなりの費用 がかかっていくという施設であれば、だからこ そ、より多くの 県の目標にもあるように、 文化的な暮らしに日常的に親しむ人をもっと上 げなきゃいけないということになっていました し、そういう意味では、本会議での知事の答弁 にもありましたけれども、高い目標を設定して、 クリアできる目標ということではなくてという 考え方もあるのかと思いますので、そこのとこ ろはまた御検討をいただければと思います。以 上です。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。 それでは、次に、宮崎県中山間地域振興計画 に基づく施策について、質疑はありませんか。

有岡委員 幾つかお尋ねしていきたいと思いますが、2ページにございます情報通信網の整備ということで、582世帯から101世帯が解消したという報告がありまして、これがゼロに近づくように努力していただきたいと思うんですが。関連しまして、デジタル化のテレビの受信ができないような話も以前聞いたことがあるんですが、これは解消できたかどうかお尋ねいたします。

長倉情報政策課長 地上デジタル放送の動き ということでございますけれども、平成24年8 月31日現在の数字でございますけれども、セー フティネット、いわゆる普通の手段では受信で きずに、衛星による放送でデジタル放送を受信 している世帯、これが今、191世帯残っておりま す。それ以外の、例えば中継局を設置してとか、 ケーブルテレビに移行すると、そういった対策 によって解消する世帯は、基本的には計画の中 では解消されておりまして、今後は、衛星放送 で見ている世帯について、ケーブルテレビなり 何なりの方策に移すための恒常的な方策が必要 になると考えております。これにつきましては、 国のほうが主体となって、民間団体と一緒にな りながら、少しずつ解消を図っていっていると ころでございます。

有岡委員 若干聞き取りづらかったものですから確認いたしますが、191世帯が現在は衛星を使った受信ができていると。そして、その負担はもちろん国なり県が負担していく中で、今後は衛星を使わずに十分対応できるような対策をとるということでよろしいんでしょうか。

長倉情報政策課長 失礼いたしました。今後 対応が必要な世帯が191世帯、これがいわゆる衛 星放送で見ている世帯ということになります。 これは、国のほうが責任を持って、衛星を使わずに、一般的なアンテナなりケーブルテレビなりで見られるような形に移行していただくということになります。

有岡委員 了解いたしました。

もう1点、資料でいいますと7ページにあり ますけれども、再造林面積のことに関連しまし て、現在が1,235ヘクタールということで、1,600 ヘクタールというような再造林面積の目標を立 てている。これを裏返しますと、木材の需要は 今以上に動くということがあるわけですが、現 在、価格の低迷ということで、木材の出口をしっ かりつくらないと、今回の補正でもそうですが、 対策を練っても後追いになってしまうというふ うに危惧するんですね。そういった意味で、今、 森林組合等での話を聞きますと、木質のバイオ マス、これが一つのはけ口になるんではないか という声があるんですが、この資料では、宮崎 で木質バイオマス利用施設整備ということで1 施設挙がっているようですけれども。2010年6 月11日に木質バイオマス活用普及指針というの を出していらっしゃるんですが、今、1施設と いうことですが、今後ふえていく見込みをもう 少し示していただけるとありがたいと思うんで すが、答弁いただけるでしょうか。

川原中山間・地域政策課長 申しわけありません。明確なお答えは環境森林部のほうじゃないとわからないと思うんですけれども、木質バイオマスにつきましては、環境森林部のほうにおきましても、重点的な今後の取り組み課題ということで取り組みを進めているということを聞いておりまして、こういったものを実際に具体化して進める意味でも、7ページの の循環型の力強い林業・木材産業づくりにバイオマスの部分がありますけれども、ここの2つ目にあ

りますように、間伐材等の買い取り支援でありますとか、林地残材の収集運搬システムのモデルといった木質バイオマス化がより推進できるような取り組みを、環境森林部としても今後強めていくというようなことは伺っているところでございます。

有岡委員 失礼しました。またいろいろと所 管のほうで勉強させていただきたいと思います。 どうぞよろしくお願いします。

鳥飼委員 中山間地域振興計画の目標とか今 度まとめられたわけですが、それぞれの部局に わたっていますね。今出たように、森林であっ たり、水の問題であったり、医療の問題であっ たりするわけですけれども、これの審議といい ますか、報告をするのはこの総務政策常任委員 会だけになるんでしょうか。それとも、所管が あるということで、例えば、環境森林部でも当 該のところだけは報告をするとか、そんなこと になっているんでしょうか。どういう取り扱い をしておられるのか。

川原中山間・地域政策課長 この報告につきましては、何分、今年度が初めてでございまして、いろいろ考えながらやっているところなんですけれども。私どもの考えとしましては、中山間地域対策というのは総合対策であろうに、農政、林務、福祉、全ての部分に経んでいのきましての表してので、ので、私どものほうで総合対策としてのもしている遺会のほうで報告ということなんですけれども。はかの部につきましては、御客内のとおりの中山間対策、それぞれ農政とか林務とかもりますけれども、中山間地域が県土のり割を占している関係で、各部の対策のほとんどは中山間

対策と言っても過言ではないようなボリュームになっていますので、各部におきましては、中山間地域対策における農政の取り組みということではなくて、農政の施策の実施状況といったようなことで、例えば決算報告もございますし、いろんな事業の報告の場面で、中山間地域対策に限らず、農政の事業の報告の中でこれにかえているといったようなことで、今回はうちの部のみの報告ということでさせていただいたところでございます。

鳥飼委員 わかりました。確かに、僻地出張 診療所の実施状況で、7診療所は、課長、どこ にありますかと言われても答えられないだろう というふうに思うんですね。ですから、そうい う意味では、条例に基づいてこういう取り組み をしてこういう結果になりましたということで 報告があるわけですけれども、ここはもうちょっ と聞きたいけれども、どうなっているんですか といった場合に答えられない現実もあるわけで、 来年からといいますか、次回以降は、当該の委 員会にも当該の部分のところはしっかり報告を して、今、中山間地域はこういうふうになって、 こういう取り組みをしてこうなっていますとい うことをやっていただいたほうがいいんじゃな いかということで、ひとつ御検討をお願いした いと思います。

川原中山間・地域政策課長 ありがとうございました。また各部とも検討してまいりたいと思います。

宮原委員 ここにいただいた資料で、先ほど、3ページ、4ページにかけてなかなか達成できなかったところを番号も言っていただいたんですけれども、逆に達成できたところを見ると、平成23年度に目標値を設定されて達成できていると。24年度に数字が当然上がっていかなけれ

ばならない部分と 例えば18番の「ふるさとが『好き』と思う児童生徒の割合」というのが86に対して88ということですから、数字は上がっているわけですけれども、平成24年度は86ということで数字が出ていますけれども、設定はそのままでずっと続けてもいいのかなと。子供たちの思いですから、それが続く部分はいいんでしょうけれども、人数的なものがきちんと確定しているとか、整備率が確定しているものについては、当然、毎年数字的なものは上げていく見直しがあるんですか。

川原中山間・地域政策課長 この指標につきましては、中山間地域振興計画の中で、現在の数値と平成26年度の最終目標数値のみを計画に掲げまして、県議会の承認をいただいている中身でして、各年度ごとの目安値につきましては、計画には載っておりませんで、より着実に単年度ごとに取り組んでいこうという趣旨で、事務局のほうで単年度ごとの目安値を入れたものでございます。

宮原委員 26年度に策定時の数値からしてここまで持っていこうという、その中間として数字を入れたというだけのことでいいということですね。わかりました。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

星原委員 ちょっと聞かせていただきたいんですが、3ページから4ページに指標やらいろいる数字を掲げてありますね。23年度から始めて、23年度にやって、その達成状況分析ということで数字やらそれぞれ取り上げられているんですが、これは、そのことで中山間地に住んでいる人たちの捉え方がどういうふうになっているかというのは押さえてあるんですか。要するに、目標値を掲げて数字を追っかけていくわけですが、そこに住んでいる人たちが、自分たち

はこういう点に不満があるとか、あるいはこう いうことをやってほしいとか、いろんな問題が 起きていると思うんですが、そういうものの形 から見ての満足度というか、そういったものは 捉えていきながらやられているものなんですか。 結局、何を言いたいかといえば、数字を達成し ていけば中山間地域がよくなっているというふ うに捉えていいのかどうか、そういう物の見方 というのは一方でなされているのかなというふ うに思うものですから。そういうのを考えてい ながら26年度まで持っていかないと、ただ数字 を目標にしながらどうだという形と、実際そこ で生活している人たちの思いというか、そういっ たものがマッチしていく形になっていくのかな と思うものですから、その辺はどう捉えたらい いんですか。

川原中山間・地域政策課長 この指標につきましては、当然、県の施策の目安ということで、ホームページ上等で計画自体は明らかにしておりますけれども、地域の方、県民の方は、こういった目安まではなかなか細かくは理解されていないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それと、お尋ねのありました指標の部分で、これが達成されることで本当に4年後、中山間地域がどうなっているのかという部分でございますけれども、この指標につきましては、御案内のとおり、非常に幅広い中山間対策の中で、非常に少ない数といいますか 28項目でございますので、そういった意味では重点施策ごとに指標化できるということと、重要だろうという視点でこの取り組み指標をそれぞれ掲げておりますけれども、言われるように、これだけでは政策全体としてどうなのかということは、当然、指標としては少ないというふうに考えてお

りますので、ごく一部の指標ではありますけれ ども、これを一つ一つクリアしていくことで、 重点施策全体として施策の充実みたいな形につ ながっていくような方向に持っていきたいとい うふうに考えております。

星原委員 今言われるとおりで、そういう方 向で行こうとしていらっしゃることは、何かを 探りながら中山間地域の活性化に向けていく形 の一つの問題ではあると思うんですが、今まで の10年間と、これからの10年間の時代を想定し たときに、間に合うのかなという部分やら感じ たりする部分もあるものですから。要するに中 山間地域を元気づける形のものとして、出た結 果を見ながら、どうやってそれぞれの部が 農政とか環境森林とか土木とか福祉とかいろい ろあるわけで こういうのを見ながらどう やってその地域を持っていくか。多分、10年後 は、自分が住んでいる地域でも若い人たちは幾 らも住まない環境になっていくなというのを、 この間、敬老会でいるいる地域を回りながら見 ていて、僕の先輩方がだんだん動かなくなる時 代になって、じゃ、下がどれぐらい地域で生き 残っていくかなという感じで見ていますと、こ ういうのを追っかける中で、これからの政策の 中で、それぞれの担当部課でやってはいかれる んでしょうけれども、そういったものを総合政 策としては捉えながら、そことの連携をうまく とっていかないと。先ほどの話じゃないけれど も、皆さん方のところだけでこういうのを捉え てという形があるわけですが、そしてそれぞれ の部課でもやっているということなんですが、 その連携をうまくとっていって、基本的な部分 と実際の現実というか、その地域の捉え方をしっ かり把握していっていただきたいというふうに 思うんです。その辺についてはどうなんでしょ うか。

稲用総合政策部長 いろんな数値の目標が あって、そのことの達成した、しないというこ とだけ言ってしまうと、非常にある面で上っ面 になる。あるいは全体の数字があったときに、 達成するには、ある特定の地域が非常に大きな 数字を出したためになってしまうというような こと、それは非常に危険だと思います。今の星 原委員がおっしゃったことで考えれば、我々が 今やっていますのは、振興計画をつくって、こ れを実効あるものにするというのは、部局の連 携というものは当然ですが、その中で、地元の 御意見なり問題、課題がどうなのかというのを 現場で聞いていくんだということで、地区ごと の協議会を持って、その中でお話を聞く。その ときに、予算の問題は一応置きまして、それが 次のいろんな施策に反映できないだろうかとい うようなことなんかを協議会の中で御意見を 伺って、いわゆる提言をいただくような感じの 中で、あるいは、逆に今度は地元にいる皆さん に、「何とかそこはできませんか」とこちら側か ら提案することもあるでしょうけれども、そう いうことをあわせながらやっていく。この指標 で出てきたものというのは、一つの全体像を示 すものとしては当然必要だろうと思いますけれ ども、そこに重ねて、地区ごとの細かな課題な りを抽出して御意見を伺って、それに合わせる ような施策、これは我々のほうが全体でつかめ ば、各部局にその辺を問いかけていってやって いくということは必要だろうというふうに思っ ております。

星原委員 もう 1 点、前に委員会で、皆さん 方のときだったかどうかちょっとあれなんです が これからまた25年度の予算を組んでいく わけですね。そういうときに机上のままで行っ

たほうがいいのか。6月とか7月とか、そうい う時期に、こういうことをやりたいというんで あれば、地域に1週間なり1カ月なり行って、 その地域の実態を調べながら、やろうという政 策がうまく回るためには、予算的なものから政 策的ないろんな方法まで、どういうふうにした ほうがより宮崎の中山間地域を守っていけるの かという、そういうような予算組みまで、本来 ならそういう形でやっていかないと、こういう 数字だけを見ながら、じゃ、こういうふうにや ろうというのと 実際に疲弊しているところ、 同じ中山間地域でも本当に高齢者しか住んでい ないような地域もありますし、あるいは子供た ちがわずかしかいないとか、あるいはもうちょっ といるとか、そういう地域の中をうまく持って いくためにはどうするかということになると、 ある程度、地域に行って市町村の役所の人の話 も聞く必要もある。あるいはいろんな団体の人 の話、あるいはそこに実際に住んでいる人たち が何に一番不安とか不満を持っているかとか、 そういったものをある程度把握する形の部分の 中にこういったものも出てくるのかなというふ うに思うものですから。次年度に向けて毎年そ ういう形の探りというか調査というかわかりま せんが、何かそういうことを捉えながら行くこ とも大事じゃないかなというふうに思うんです が、その辺についてはどう捉えたらいいんです か。

川原中山間・地域政策課長 おっしゃるとおりでございまして、実は御案内のとおり、今年度から地域ごとに中山間地域振興協議会というのを進めておりまして、この中でブロックごとのちょっと広い範囲ではございますけれども、実際、地域の声を生で聞かせていただいて、今後の施策に反映させていこうという取り組みを

進めているところでございます。おっしゃったように、もう少し狭い範囲での、実際に集落に入ってのという部分は、この協議会の中ではひょっとしたら拾い切れない部分はあるかもしれませんけれども、よりおっしゃったような趣旨ができるような形でこの協議会の運営を進めていきたいというふうに思っております。

外山委員 2ページに路線バス維持やコミュニティバス運行という項目がありますが、年次的に記憶が定かでないものですから。宮崎交通が入って、県内をブロックごとに分けて、路線バスを含めてコミュニティバスを今後どうしていこうかという協議をしましょうということを聞きました。今、私が言ったのは23年度から始まった事業ですか。

日下総合交通課長 今おっしゃっていただい たのは路線バスの検証会議のことだと思うんで すけれども、平成23年度から始めて2回終わっ ているところです。

外山委員 中山間地域にとりましては、公共 交通の持つ意義、意味は非常に大きいんですね。 ですから、ひとつ早く結論というか、どういう 方向で行くかということを出す必要があると思 うんですが、今、協議の進行状況はどうなんで すか。いつごろまでに結論を出すというふうに なっておりますか。

日下総合交通課長 いつまでに検証会議自体を終わりにするか、その終わりの時期までは確定をしていない段階でございます。先ほど申しましたとおり、現時点までで2回ほど開催をしているところなんですが、宮崎交通、各市町村からいろいろな意見を伺っている状況でして、今後、そういった事業者の側、市町村の側、さまざまな意見を踏まえて、今後どういうやり方にすべきかというのをまとめていきたいという

ふうに考えているところでございます。

外山委員 通学の問題もあるし、時間をかければいいという問題じゃないんですね。ですから、県のほうがリーダーシップをとって、宮崎交通、地域の皆さんたちで、できたら本年度中、来年の3月ぐらいまでには一つの方向を出せるような形を協議してもらうように、ぜひ、リーダーシップをとってもらいたいなと。以上申し上げておきます。

日下総合交通課長 御指摘ありがとうございます。既にいただいている意見を踏まえた状況としては、今年度の段階のものとして、ある程度取りまとめをさせていただくことを検討してまいりたいというふうに考えております。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

有岡委員 資料の3ページの関係でもう1点 お尋ねしたいと思います。いきいき集落の関係 でございまして、このいきいき集落が今後どの ような形で展開するんだろうかということも期 待しているわけですが、私は、この120という数 字も大切ですが、要は人材育成がどれだけでき るか、自立に向けた人材育成というのが大きな 課題なんだろうと理解しているんです。120に向 かってふやしていく中で、いきいき集落で取り 組む方たちが、これは一つの考え方ですが、今 度、中山間シンポジウムを開くと。こういった ことを継続していくことも大事ですが、地域で 連絡協議会をつくってやっていこうというネッ トワークを今つくろうとされているので、そう いった人たちが、人材育成という意味で、こう いったシンポジウムみたいな企画なり、自分た ちはこんなことをやりたいというような、もっ とどんどん出してもらって、自分たちが仲間で やってみたいということを実現するような、ま

た、3番にあるような、教育旅行の受け入れを 民宿ですか、こういうところを利用してみんな で話し合っているんなことをやるとか、我々は 黒子になって人を育てるというところにもが 後伸びていく、もしくはが育ってというなり組める事業になるんではないかと思ったののですから。県が単品で考えるんじゃることが、 最終的には中山間地域が生き残る、持続いたというまくのがはないから、事業をするためのポイントにないまからに思うためのポイントが 目的に思うものですから、事業をすることが の企画であってほしいと思うんですが、いかが なものでしょうか。

川原中山間・地域政策課長 まさしく委員がおっしゃるとおりでございまして、地域づくりにおきましては、人材というのが非常に大切だろうと。非常に活発に動いている地域にお伺いしますと、やっぱり一人ないしお二人、本当に一生懸命頑張っている方がいらっしゃいます。そういうところが地域全体として非常に元気な取り組みをされているということでございますので、この人材につきましては、私どもも非常に重要な課題ということで取り組むこととしております。

例えば、例を挙げますと、いきいき集落の合同での交流研修会でございますとか、今出ましたけれども、ことし、シンポジウムの開催でありますとか。それと、委員のほうからもありましたけれども、現在、地域づくりネットワーク協議会というのがございますけれども、ここも地域ごとの取り組みを今後強めていこうという動きがございまして、そういった方々との連携の中で人材育成ということにも取り組んでいき

たいということで、具体的には、人材ネットワーク協議会といきいき集落が連携した形で、いろんな地域づくりに向けた取り組みを考えていこうというような動きも現在あっているところでございます。

有岡委員 ありがとうございました。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

星原委員 もう1点、1ページの施策の実施 概要の中で、産業の振興、集落の活性化、日常 生活の維持・充実、この3点について今回、中 山間地域を捉えるわけですね。私は、その地域 で生きていけるのか、生活ができるのかという のが一番基本にあって、今、その3つがあると 思っているわけです。だから、そこで生きてい くために、山で生活ができるのか、農業で生活 ができるのか、漁業でできるのか。そこを守る ためには、そこで食える、生きていける、稼げ る、もうかる、どうやったらそういう形になっ ていくのか。今、高齢社会になって若い人が住 んでいないところにも、仕事があって若い人た ちが生活できれば、そこにも入ってくるだろう というふうに思うんですね。そこで生きられる のか、生活が守れるのか。要するに稼げるのか ということだろうと思うんですが、家族を守っ てその地域で住むことができる環境が整うかと いうことなんですね。

だから、そういう視点がどこかにないといけないのかなと。ここに住んでいて農業だけで本当に食っていけるのかと、誰が計算しても出てくるわけですね。だったら、農業じゃなくて副業となるものが次にその地域に生まれるのか。要するに、主に農業なら農業をやっているときに、あいた部分を副業としてほかに何か稼ぐ方法があるのかどうか。そういうものをつくって

あげないと、主の農業だけで食えないとなれば、 副業の部分で金を稼ぐ方法を抱き合わせで見つ けてあげるとか、何かしない限りは、そこの地 域に住んで家庭を守っていくことにならない、 あるいはできないと思うんです。だから、そう いうものを取り入れながら、中山間地域をどう やって活性化させていくかということの視点も どこかに入らんといかんのじゃないかという気 がするんですが、その辺についてはどう捉えた らいいんですか。

稲用総合政策部長 この計画については、い ろんな施策を体系的に書いていきますので、産 業振興からというような形の中で組み立てられ ている。これはこれで大事なことだと思ってい ますけれども、そのベースとして、今、委員が おっしゃったように、そもそもどうやったら暮 らしていけるんだという全体像をまず描いて いって、その描く中に、じゃ、産業の振興の部 分はどんなことをするんだというのが来るんだ ろうと思います。これは、言ってみれば、特に この計画の中にあえてはそういうような書き方 はしていませんが、さっき言いましたような協 議会とかいろんな場でもそうですけれども、ま ずはそこの地区の中で、この地区はどういう特 徴があるんだということを見ながら、今おっ しゃったように、米はつくらんといけない、土 地を守っていくのに米はベースになるだろう、 しかし、それだけじゃ、とてもじゃないけれど も生活できないから、そこに野菜をつくるんだ。 しかし、それでも足りないから、花を植えてい くんだとか、そういう組み合わせみたいなこと をお互いに、もちろん県もですが、市町村もで すし、あるいはJAも森林組合もいるでしょう し、もちろん地元の人がそういうアイデアを出 していきながら、生活ができる形がどういうも

のかというのをまずつくっていく。その中で医療の問題をどうするんだとか、そこに付随するものが出てくるでしょうから、そういう組み立て方が必要であろうと思っています。今、そこでちゃんとできているのかと言われると、まだまだ今つくっている段階だと思いますが、まさに、さっき言いましたような協議会、そういはそういうことなんだろうというふうに思っております。1年終わったところで、まだ合格点をいただけるようなところまで来ていませんけれども、そういう気持ちの中でやっていきたいと思います。

星原委員 くどくなるんであれなんですが、 地域は待ったなしの状況に来ていますので、先 ほど言いましたように、この10年間がどうなる かで随分また違う形になると思いますので、な るだけそういうことを考えながらの中で進めて いってほしいと思います。

黒木委員長 ほかにありませんでしょうか。 それでは、次に、その他の報告事項に関する 説明を求めます。

金子総合政策課長 それでは、委員会資料に 戻りまして、3ページをお願いいたします。平 成24年度政策評価の結果について報告をいたし ます。

これは、県総合計画アクションプランに掲げます重点施策であります10の「新しい『ゆたかさ』創造プログラム」につきまして、初年度に当たる23年度に実施した事業に係る政策評価を実施したものでございます。

1の評価方法にありますように、まずは県における内部評価として77の取り組み事項について、取り組みの進捗度、取り組み指標の達成度等を踏まえまして、4段階の評価を実施いたし

ました。続きまして、(2)にありますとおり、 外部評価としまして、第三者委員で構成されま す評価委員会におきまして、重点指標の達成度 や社会情勢による影響等も勘案し、プログラム 全体について、総合的な評価と施策に対する提 案等を実施しました。なお、その委員会には関 係部局の職員も参加いたしまして、委員からの 質問を受け、また意見交換を行うといったこと もいたしました。

それらの結果につきましては、2の表にまとめてありますけれども、内部評価におきましては、77の取り組み事項のうち75項目が「順調」または「おおむね順調」と。脱少子化・若者活躍プログラムのうちCが1つございますが、さまざまな家族スタイルや3世代同近居への理解促進という部分がこのCでございます。それから、10番目の安心で充実した「くらし」構築のところでありますけれども、ここのCは、総合的な自殺対策の部分がおくれているという評価となったところでございます。

外部評価におきましては、各プログラムには個別の課題がありますものの、全てがB以上の「おおむね順調」という評価をいただいたところでございます。

4ページの3でございますが、評価委員会に おきます主な意見・提言を記載してございます。 今回の政策評価ですが、AからDの4段階評価 ですとか、その評価結果そのものよりも、各プ ログラムが抱えております課題、今後の施策の 方向性等につきまして、評価委員より、客観的・ 多面的な御意見や御提言をいただくことに主眼 を置くよう心がけたところでございます。

その主なものについて申し上げます。

まず、プログラム 1 でございますけれども、 2 つ目、災害に強い県土づくりの前倒し、その 次の、県内経済や県民生活の回復が十分でない、 4つ目の、口蹄疫を風化させない取り組みなど についての御指摘がありました。

プログラム2では、1つ目の、地域組織と連携した子育て支援でございました。

プログラム3につきましては、1つ目の、全 てを学校任せにしない教育の推進、家庭や地域 における教育の推進でございます。

プログラム4につきましては、2つ目の、高 齢者の経験・知見の活用ということでございま した。

プログラム 5 では、エネルギーの地産地消の 推進が主なものとして挙げられるかと思います。

続きまして、産業分野でありますけれども、 プログラム6の1つ目、2級品、3級品の農産 物でも売れるような体制の構築でありますとか、 3つ目の、輸出拡大に向けた取り組みが挙げら れました。

5ページに参りまして、プログラム7でありますけれども、実効性のある中小企業振興条例の制定に向けた検討というところでございます。それから3つ目、高速道路開通に合わせた港湾貨物の戦略の検討。

それから、プログラム8では、2番目にありますけれども、海外商談会あるいは海外駐在経験者等の活用というふうな御提言をいただきました。

それから、プログラム 9 でございますが、 1 つ目の地域力による課題解決というところでございます。

それから、プログラム10につきましては、3 つ目にございますが、市町村、民間団体等によ る地域に密着した自殺対策の取り組みの推進、 その下の、高齢者の犯罪や交通事故防止といっ たものが主な事項として挙げられるかと思って おります。

県といたしましては、これらの御意見・御提言を真摯に受けとめまして、今後の施策展開にしっかりと生かすことによりまして、アクションプランの着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、6ページ、7ページに取り組み事項ご との一覧を記載してございます。

それから、別冊資料1といたしまして、評価報告書本体をお配りしてございますので、後ほど、ごらんいただければと思います。

続きまして、8ページをお願いいたします。 「みやざき県民協働支援センター」の開設につ いてであります。

1にありますように、当センターは、民間団体や企業、行政など多様な主体が連携・協働した県づくりを推進するためのワンストップサービス窓口として設置したものでありまして、官民協働の地域づくりや人材の育成、産業づくりといった地域課題の解決につなげていこうというものでございます。

所在でありますが、交通の利便性の高い宮崎駅西口にあります宮崎グリーンスフィア壱番館、これは愛称「KITEN」と呼ばれておりますが、その3階にございます。企画提案公募いたしまして、運営を特定非営利活動法人宮崎文化本舗が受託しております。業務時間は、月曜日を除く午前10時から午後6時までで、スタッフ2~3名が常駐しまして、今月5日から業務を開始しております。

記載はございませんけれども、予算に限りは あったんですけれども、看板ですとか、あるい は内装の木質化にも努めたところでございます。

3 にありますとおり、センターの機能としま しては、大きく4 つあります。まず、全県にお けるさまざまな分野、領域を対象にしたマッチング・コーディネート業務ということで、多様な主体や地域活動に関する情報を集積・発信し、人や団体、地域をつなぎ、連携、協働を促進することであります。

次に、相談対応・コンサルティング業務といたしまして、団体間のネットワーク構築に係る ノウハウの提供ですとか、活動の具体的な推進 方法等について支援、助言等を行います。

次に、地域で活躍する人材を育成するための研修等を企画運営いたします。

さらに、それら以外にも、ビジネスの手法により地域課題を解決しますソーシャルビジネスですとか、NPOへのインターンシップ等についてサポートいたします。

なお、9ページにありますとおり、協働事業 に資する会議やセミナー、打ち合わせ等のスペー スも用意いたしまして、仕切りは自由に変えら れるようになっております。ここを無料で活用 できるようになっているところでございます。

当センターが、県民、民間団体、企業、行政がともに手をとり、あすの宮崎の活力を生み出す協働推進の場として、その役割を十分果たしていきますよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、11ページをお願いいたします。 「ディスカバーみやざき 古事記をゆく浪漫紀 行」キャンペーンについてであります。

これは、1にありますとおり、「古事記編さん1300年」をテーマにしたイベントを中心に、古事記関連のイベント、祭り、シンポジウム等を一体的・集中的にPRし、下に記載の3つの県民運動に沿った幅広い分野でのイベント等も絡ませながら、相乗効果と全県的な盛り上げを狙ったものでございます。

期間は、各イベントが集中します10月1日から12月2日を予定しております。

3の(1)にありますとおり、記紀ゆかりのスポットやグルメ、イベント情報、あるいは県民運動の紹介等を盛り込んだガイドブックを15万部作成いたしまして、うち14万部を無料情報誌「月刊パームス」の折り込み冊子として県内全域に配ります。また、残り1万部につきましては、各イベント会場ですとか市町村を通して、それぞれ配布をする予定にしております。

また、(2)にありますとおり、テレビCMや 地元テレビ局の情報番組とタイアップした、あ るいは県広報を通じた幅広い広報に努めてまい りたいと思っております。

さらに、(3)にありますが、県民に、実際に 県内各地をめぐり、そして楽しみながら県民運 動に参加いただく仕掛けといたしまして、各イ ベントや道の駅、農産物直売所等をめぐるスタ ンプラリーを行いまして、企業等の協賛により 宿泊券や県産品が当たるプレゼントを用意した ところであります。

お手元に資料2といたしまして、別冊でございますが、色刷りのガイドブックを配付させていただいております。全部で8ページございますが、表紙をあけていただきまして2ページから3ページにかけましては、古事記ゆかりのおります。それから、4ページから5ページになかります。それから大ガイドを載せております。6ページにつきまして、おかりやすく親しみやすく最近の2ページを使いましてスタンプラリーを掲載の2ページを使いましてスタンプラリーを掲載しているところでございます。対象スポットが下の右側半分にございますけれども、こう

たところを対象スポットにしてございまして、 その左側のはがきの裏にスタンプを4カ所押し ていただくというような形で、記載のような宿 泊券なり県産品がプレゼントされるというふう な企画をしているところでございます。

こういった取り組みによりまして、宮崎の再発見、「ディスカバーみやざき」という古事記編さん1300年なり、あるいは県民運動の趣旨が認知されまして、県民一人一人の行動へとつながっていきますよう、官民一体となって努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

松岡生活・協働・男女参画課長 常任委員会 資料の12ページをごらんください。「みやざきボ ランティア活動促進基本方針」の改定について 御説明いたします。

まず、1の改定の趣旨ですが、当基本方針につきましては、長期的な観点からボランティア活動促進の方向性を示すものとして平成8年3月に策定いたしましたが、さきの2月定例会におきまして、「災害時のボランティア活動の体制づくりについては、新燃岳噴火災害や東日本大震災を教訓に改定すべきではないか」との御指摘をいただきまして、改定に向け課題等を整理しておりました。その結果として、今回、ボランティアのみならず、NPOや企業等による社会貢献活動を含めた内容に見直すとともに、協働促進の考え方を盛り込んだ新たな基本方針として改定することとしたところであります。

次に、2の新たな基本方針の概要についてであります。まず、(1)の名称ですが、メーンタイトルを「みやざき社会貢献活動促進基本方針」、そしてサブタイトルを「わたしが主役 みんなで協働 元気な宮崎づくり」としております。この名称は、先月、ボランティアやNPO活動

関係の外部有識者の方と意見交換を行いまして、 その結果で仮称とさせていただいたものです。

メーンタイトルにつきましては、(2)の性格 及び役割に書いておりますが、この新たな基本 方針は、県総合計画で分野別施策の柱として記 載しております「NPOや企業、ボランティア 等多様な主体による社会貢献活動の促進」を具 現化する部門別計画ということに位置づけられ、 政策の基本的方向を示すものとなりますので、 この中から「社会貢献活動の促進」、これが一番 ふさわしいということでこれを採用しまして、 「みやざき社会貢献活動促進基本方針」とした ところであります。

また、サブタイトルですが、これは、外部有 識者との意見交換でも熱い議論が交わされまし た。我々としても、「協働」ということ も「協働」という言葉を使っておりますので、 これをぜひ使いたいということで議論したんで すが、この結果として、まずはボランティアや 地域活動への参加など、県民一人一人が、人任 せではなくて、当事者意識を持って取り組むと ころから始めてほしい、そういった思いを、あ なたが主役じゃなくて、「わたしが主役」という 文言に込めました。次に、個人のそういった活 動がやがて組織的・広域的な団体活動となりま して、それがまた広がって多様な主体それぞれ が得意とする分野を効果的に組み合わせて協働 が進んでほしい、そういう願いを込めて「みん なで協働」、これに込めました。そして、こうし た一連の協働の取り組みが、結果としてさまざ まな社会的課題を解決し、本県を活性化してい くことにつながってほしいということで、「元気 な宮崎づくり」という文言にしたところであり ます。このように、ステージが段階的に上がっ ていくような構成が新しい基本方針としてはふ

さわしいという御意見もいただきまして、こう いった仮称、サブタイトルとさせていただいた ところであります。

次に、(3)の構成案ですが、基本方針の趣旨、 背景を整理した上で、本県の社会貢献活動や協 働の現状と課題を洗い出し、それを踏まえて施 策の基本的方向を示すということで考えており ます。

次に、3の検討体制ですが、副知事をトップとし、各部局長で構成します、県NPO・ボランティア活動支援連絡会議を庁内検討組織としまして、随時、外部有識者からの御意見もいただきながら素案を作成し、パブリックコメントによる県民からの意見募集を行った上で最終案を作成したいと考えております。

最後に、4のスケジュールですが、11月定例会において素案の報告を行いまして、最終的には2月定例会に特別議案として提出したいと考えております。

説明は以上でございます。

黒木委員長 執行部の説明が終わりました。 その他の報告事項について質疑はありませんか。

鳥飼委員 政策評価の結果なんですけれども、これも先ほど申し上げたことなんですが、政策評価の結果についても各部にまたがっているわけですね。しかし、報告があるのはこの委員会だけということになると、十分練ることができないんじゃないかという気がするんです。これは全部にまたがるのかなという気がするんですね。ですから、総合政策部は全体の調整を含めて政策企画をやっていくわけですけれども、その際に該当の部局のところでも、やはり同じように審議・議論ができるような体制というのが私は必要なんじゃないかと思うんですけれども。その辺の考え方これまでとやり方が変わる

から、十分検討していただかなくちゃならない と思うんですけれども、考え方についてお尋ね したいと思います。

金子総合政策課長 政策評価もですけれども、総合計画につきましても、私どもが全庁取りまとめをして、当委員会に付託をさせていただくというような形で今まで進めておったところでございまして、その実績を評価いただく政策評価も当委員会のみでというのがこれまでのやり方でございました。ただ、先ほどの中山間も同じでありましょうけれども、各部局にいるのまたがってまいりますので、実質的な審議といいましょうか、そういった意味では当委員会だけでは厳しいところがあるのかもしれませんので、今後のやり方を、先ほどの中山間も一緒ですけれども、検討してまいりたいと思います。

鳥飼委員 これまでのスタイルと違うから、 それなりに抵抗もあったり、いろんな支障もあるかもしれませんけれども、該当部と総合政策 部で議論をしながらつくってきたという結果も ありますし、当然、該当の委員会での議論も踏まえるべきではないかというのもありますので、 そこら辺は十分検討していっていただいて、本 当にこれが全体で議論されたものになっていく ような取り組みをお願いしたいと思います。

続けて、「ディスカバーみやざき 古事記をゆく浪漫紀行」というのがありまして、記紀編さん1300年事業の一環ということで、こんなのができてきたというのは初めてじゃないですね。今まで副参事が1人で 1人でと言うと語弊がありますけれども、3人で奮闘しておられました。それで、ちなみにお尋ねしたいと思いますが、めくってみてグルメのところが左側にあって、右側に荒立神社とか、都萬神社とか、小戸神社とか載っておるんですけれども、例えば、

グルメのところでは、「あの『尾崎牛』や海の幸が舌で踊る、絶品フレンチ!」と書いてあるんですが、これを食べるには、宮崎観光ホテル東館2階ディアマンルージュというところですと、こんな読み方をすればいいということでしょうか。

大西副参事 この見方は、今、委員が御指摘のとおりでございまして、真ん中に宮崎県の地図がございますが、そこに大まかな位置がわかるようには一応なっております。

鳥飼委員 わかりました。

それで、西都古墳まつりとか、ご当地グルメ まつり、浅野温子よみ語りとかいろいろ書いて あって、いろいろ催しがあるということなんで すが、そこで、自民党の代表質問で、世界遺産 の関係で西都原をというようなのがありました。 私も観光振興議員連盟で今まで鹿児島に行った り熊本に行ったりしているんですけれども、鹿 児島だったら桜島、熊本だったら阿蘇というの があって、じゃ、宮崎は何で売っていくのかと。 確かに、小さいのは 小さいと言うと語弊が ありますけれども、堀切峠から日南海岸とか、 私どもが小さいときから親しんできた青島とか いろいろあるわけなんですけれども。そういう 議論をされてきただろうと思うんですけれども、 どういう議論をしているのか説明をいただきた いと思います。

大西副参事 先般の本会議でのいろんな御議論の中でも今おっしゃったようなことがございましたが、宮崎県というところが、いわゆるランドマークといいましょうか、宮崎と言えばこれというような大きなインパクトのあるものがないように言われたりすることもございます。ただ、知事が答弁をされていましたように、北は高千穂から、海岸沿いにもお舟出の地の美々

津ですとか、あるいは西都原、あるいは日南海岸のいろんな名勝地、いろいろございまして、そういったところを逆手にとって強みというふうに捉えてやるべきだろうというようなことの議論は、私どもの企画運営委員会なり有識者との意見交換会の中でもよく出てきております。

その中で、圧倒的な存在感のあるものがない というふうにはよく言われるんですけれども、 わけても西都原というのは、そういう意味では 非常に大きな可能性を持ったところであろうと いうふうに考えておりまして、せんだっても、 西都の地元のガイドボランティアの方から 今、西都市のほうで記紀の道の整備をされてい ますけれども、例えばそういったところをしっ かり整備をするとか、あるいは西都原の考古博 物館、無料の立派な施設がございます。ああいっ たものももっともっとPRしていくとか、それ と男狭穂塚・女狭穂塚、今般、宮内庁のほうで 男狭穂塚・女狭穂塚の西側あたりを少し整備し ていただくというようなお話も本会議でござい ましたけれども、そういったところの合わせ技 を持ちながら、少しでも魅力を上げていくとい うようなところの議論をしてきておるところで ございます。

鳥飼委員 候補地といいますか、そういう地域が県内にいろいろあるというのは私どもも知っているんですが、なかなかこれというところまでいかないというのが悩みの種で、私が住んでいるところでは、江田神社とか、よみの国から帰ってきて池で身を清めたというようなごりです。私も観光振興議員連盟でいるはあるわけです。私も観光振興議員連盟でいるような議論になるんですけれども、今は宮内庁は発掘調査を拒否しているような状況な

んですけれども、早く言えば、これは国民の財産でもあるというふうに思うんです。発掘調査をやって、どういうふうになっているのかというのを県民とか国民に知ってもらうということも大きな意義があるというふうに思っていて、そういう世論をどうつくっていくのかというのも大きな私どもの課題ではないかと思っているんです。

ですから、そういう意味では私どもの取り組みそのものが問われているのかなと。日野さんがまだおったころ、昔、まだ私が若いころなんですけれども、私は行っていないんですが、韓国の慶州という陵墓の調査に行かれて、かなり整備をされているというようなことで、そういう事実をもって何人かの議員で宮内庁に押しかけるじゃないですけれども、そういう調査をということで行って、少し戸が開いたというのが、いろんな調査をやるということにつながっているんな調査をやるということにつながっていったように聞いているんですけれども、そういうものをつくっていくことが大事ではないかというふうに思うんです。

世界遺産の問題についても、綾の広葉樹林、これがその対象ではなかったんですけれども、エコパークということで指定されたということで、独自の取り組みが評価されているわけなんですけれども、西都原古墳群という膨大な背景といいますか、広さを持ったところを県としても大いにもっと売り出していくべきではないかと。ですから、世界遺産といったら、それはちょっと無理じゃないかというようなことを考えるんではなくて、そういう調査に向けて努力をしていくべきじゃないかなという気はしているんです。

観議連で鹿児島に行くと、新幹線は通るわ何 は通るわで、私どもは下を向いて帰ってくる。 しかし、何をという気持ちで、いつも宮崎県の 観光の発展等も含めたところで、じゃ、どうやっ ていけばいいのかということで議論をするんで すけれども。そういう意味では西都原というも のをそういう位置づけのもとに取り組んでいっ たらどうかというふうに思っているんですけれ ども、いかがでしょうか。

大西副参事 現在、中長期の1300年記念事業の展開の大きな方向性というものの検討を進めているところでございまして、それこそいろんなジャンルの方々と意見交換をしております。その中の柱の1つに、西都原の環境整備ということを筋として入れておりまして、今後も、そこを中心に、そういったことも含めて、いろんなアプローチが多分できるんじゃないかという議論をしておりますので、世界遺産もなかなハードルの高いところではございますけれども、こういったことも含めていろんなアプローチの仕方というものを検討してまいりたいというふうに考えております。

鳥飼委員 ぜひお願いしたいと思うんですけれども、そういう取り組みをするということが、これは県内のみならず全国に 宮崎県が世界遺産にと、とんでもないことをするものだと言う人もおるかもしらんし、なるほどなと言う人もいるかもしれませんけれども、かなりのPR効果といいますか、アピールをしてくることになりますから、ぜひそういう体制をつくってもらいたい。それに向けての準備を進めてもらいたいというふうに思っています。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょ うか。

星原委員 「ディスカバーみやざき 古事記 をゆく浪漫紀行」というキャンペーンなんです けれども、ここに書いてある冊子を配ったりす るところまではいいと思うんです。その先に何 を目指しているのかなと思うんです。一つの例 でいけば、若い人たちの出会いの場にいろんな 企画を入れて、食べ歩きでもいい、いろんなめ ぐりでもいいんだけれども、そういうイベント をやっているのに出かけませんかということで、 結婚に結びつけていくようなイベントなんかを 入れて、どうせスタンプラリーで物をくれるん なら、結婚した人たちには何か恩典が出てくる ような。要するに子供が少ない時代であります から、9年間続けるのなら、その9年間ぐらい は続けていく流れの中に持っていくような知恵 とかアイデアを出していかないと、最初の年、 2年目は何とかなるかもしれんけれども、同じ ことを云々じゃなくて 宮崎が元気になるた めには、こういうものを活用しながら誰を元気 にさせていくのか。高齢者を元気にさせていく のか、あるいは若い人たちを元気にさせていく のか、子供たちを元気にさせていくのか。世代 間とかいろんなものを取り入れた中に何かをこ ういうものとつないでいって、みんなが何とな く、それだったらとか、あるいは地域の人たち を巻き込んで応援をもらってそういう場所に設 定をするとか、そういうことまでひっくるめて いかないと、こういうものを配るところで事業 が終わってしまった形に終わりそうな気がする んですが、もう一ひねり二ひねり、何か知恵、 アイデアを出す方法はないのかなと。

宮崎も少子化が進んでいるわけだから、少子 化をターゲットにしたときにどうするか、ある いは高齢化社会になっているんで、じゃ、高齢 者の人たちをどうやったらこういうものに引っ 張り出せるのか、イベントに出てこられるのか とか。食材はいろいろあるわけですから、食べ る方向でいくのか、見るほうでいくのか、プレーをする方法でいくのか、いろんなやり方はあると思うんです。だから、もう少し工夫を凝らしてもらうと、いろんな盛り上がりというか、そういうのが生まれるんじゃないかなという気がするんですが、今後その辺はどう考えていらっしゃいますか。

金子総合政策課長 御指摘ありがとうございます。今年度は初年度ということで、まずは県民運動の趣旨、目的、ここらあたりをどう広く普及させていくかというのが課題かなと思っております。それと、もう一方で記紀編さん1300年とをうまく絡ませていくということが大事かなと思っております。

今回、この企画を出したときに、「食」という のが一つの宮崎の売りでありますし、県内各地 のおいしいものを知る、そして、それをまた食 べていただき、それを広げるというふうな役割 を県民の方にもできれば担っていただきたいと いう思いもありまして、初年度の取っかかりと しては、この「食」をテーマにした メーン イベントも西都とか宮崎市内でもございますけ れども、それと連動させてやる形で、それを県 内全域に波及させたらということで企画したと ころでございますが、これをずっと今後もやり 続けるかというと、それはまだ全然決まってお りませんで、おっしゃるように、一ひねりも二 ひねりもしていかないと、もちろん飽きられま すし、深まりが出てまいりませんので、そこら は御指摘を踏まえて十分に検討してまいりたい と思います。

星原委員 それともう一点が、県内20何市町村か市町村があるわけですね。そことの交流とか、人が動くためには何をやるべきか。県だけじゃなくて、市町村を巻き込んだ中で、県民が

一番裾野におるわけですから、それぞれの自慢 のものを出すとか、見る場所でも食べる場所で も何でもいいんですが、要するに県民全体が動 くとなると、県プラス市町村が一緒になって同 じような目的に向かって取り組むような、そう いう方法というものをどこかに知恵を入れても らわんといかんのかなというふうに思うんです けれども、それは今後またいろいろ考えてもら えばいいんですが、何かあれば。

金子総合政策課長 まさに、地域の末端まできちんとこの運動が浸透しないと本当に上滑りで終わってしまいかねません。さまざまな取り組みを一つの県民運動という形でうまくくくっていって、皆さんが共通のベクトルに沿って動けるような仕組み、仕掛けづくりというのをまだまだこれからやっていかにゃいかんと思っております。頑張ってまいりたいと思います。

鳥飼委員 関連して、今は大西副参事のところでやっておられるんですけれども、よく頑張っておられるなとは思っているんですが、何せ実働部隊もほとんどいないし、お金もないというような状況なんですね。先ほど言われたように、県内にたくさんあるわけなんです。星原委員が言ったようにあるんですが、これを、新ひむか運動ではありませんけれども、県民運動としてやっていくのはどういう位置づけにするのかというのが1つあります。

それと、当該の市町村に実働部隊で実行委員会とかをつくっていく。当然、「食」であれば」Aとかにも入っていただく、商工会議所からも入っていただくとか、そういう運動母体といいますか、提供する母体になるところが必要なんじゃないかという気がするんです。それがないと結局、県が提供をするけれども、県庁だけの自己満足に終わってしまうということになりか

ねない。一部のということになりかねないので、 それをどれだけ県民挙げての運動にしていくか ということが問われていると思うんですけれど も、そういう議論なり計画とかについてはいか がでしょうか。

金子総合政策課長 県レベルにおきましては、 市長会、町村会、それから、いろんな経済団体 による県民運動の推進会議というのを設けてお りますが、末端の市町村レベル、地域レベルま でうまくそういった仕組みづくりというか、そ れはまだこれからだと思っております。そういっ た意味で、御指摘の点も踏まえながら、より現 場に根づく形の方策を検討してまいりたいと思 います。

鳥飼委員 お金も人も要るから大変なことではあります。市町村にとっても、合理化で人が少なくなってきているという状況もあるんですけれども、これが同意を得られるとするならば、実行部隊もしっかりつくる、予算もしっかりつけていく、そして、そこで知恵を出していくということが大事ではないかなというふうに思います。何ぼ頑張っても限界があるし、いつも怒られてばかりで御苦労をいただいておりますけれども、ぜひそういう体制をつくるように努力をしていただきたいと思います。

有岡委員 資料の8ページの県民協働支援センターのことでお尋ねしますが、今、お話があったことと関連するんじゃないかと思うんですが。マッチング・コーディネート業務ということで、内容を僕はまだ把握していないんですけれども、私ごとですが、NPOで熊本のほうに登録していますと、熊本で何月何日こういうエコ関係の事業をしますとか、いろんな情報が一方通行で入ってくるんですね。それに参加するかしないかは自由なんですが、例えばNPOという団体

で登録すると、関連する情報が送ってこられる と。中には「全労済のこういう補助金がありま すから、どうぞ申請してください」とか、そう いったある意味では余計な部分かもしれません が、そこまで情報を送ってきているんですね。 今後、マッチング・コーディネート業務でどう いうことをされるかということで、例えば子育 てに関しては、青少年育成県民会議の団体に送っ て、こういうことをやっていますとか、環境問 題はこういうことをやっていますとか、先ほど からおっしゃる「食」の文化のこういうことを やっていますとか、ある程度関心のあるとか関 係するようなところに情報をどんどん送ってい けるような、集積して発信するところまで業務 として高めていけると、余計なお世話だと言わ れるかもしれませんけれども、情報が常に動い ていくと。こういった事業もそうですけれども、 こういったことを今やっていますとか、そうい う仕組みが県内の核として欲しいなと思った中 で、今度こういうセンターができたものですか ら、そういった可能性があるのかなと思ってお 聞きしたいと思います。

金子総合政策課長 このセンターは、まずは 情報、いろんな団体、NPO、地域団体、そこ のデータベースをきちんとつくっていくという のが大事なことかと思っています。おっしゃい ますように、ただそれを集めるだけではなく、 それに関する情報を発信していかないとうまい つながっていかないと思っています。そうい た意味では、今回、受託をしていただきましっ たとれまで中間支援法人という んでしょうか、NPOの助言・指導等のいろん な経験もあるし、またマンパワーもかなり抱え ておられます。それから、先ほど出ておりまし たけれども、地域づくりネットワーク協議会、 あそこらとも連携体制もあるようでありますので、県内隅々までそういったネットワークも持っているようであります。そこらも評価ポイントになったわけでありますけれども、おっしゃるように、いろんな団体の活動の動き、それから、使えるような事業の情報とか、発信ということも本当に大事だと思っておりますので、また受託団体のほうともそこは協議してまいりたいと思います。

松岡生活・協働・男女参画課長 今の総合政 策課長に補足しまして、当課のほうでも、県の NPOポータルサイトということでホームペー ジをつくっております。これは県のホームペー ジからアクセスできるようになっておりまして、 もちろんNPO関係者には直接行くように登録 されておるんですが、誰でも見られるようになっ ておりますので、そこでもそういった情報は随 時発信していきたいと思っております。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。 それでは、その他、何かありませんか。

渡辺副委員長 その他で2項目お伺いします。 1点目は、先ほどの質疑と連なってもよかった かもしれませんが、島根県で「神話博しまね」 が始まって数カ月がたっているかと思いますけれども、ずっとこの委員会でも大規模なイベントをやるべきか否かという議論はあっていますが、国民文化祭等の兼ね合いも含めて、現時点で宮崎県として、他県のイベントをいろいるころもあるかと思いますが、多分、視察等も行かれているんだと思いますので、どのように認識されて、どういう評価、また、島根県のお話も含めてどんな話になっているか教えていただきたいと思います。

大西副参事 先日、8月の頭に私も「神話博 しまね」の視察をさせていただきました。敵情 視察とは申しませんけれども、拝見いたしまし た。一番感じましたのは、出雲大社の隣接地が 特設会場でございまして、出雲大社がありまし て、すぐ隣接地が県立古代博物館、そして、そ の古代博物館の駐車場が特設会場ということで しつらえてございました。お客様は基本的には 出雲大社が非常に吸引力となって行かれて、そ の流れで博物館、そして特設会場というふうに 行くような流れが見てとれました。平日でござ いましたので余り入場者はいなかったんですけ れども、何度も申し上げますけれども、来年の 大遷宮も控えまして、遷宮を機に出雲大社をさ らにまた高めていくような、そういう雰囲気が どうも出雲のまち自体に感じ取られるようなこ ともございまして、一つの観光イベントという より、むしろ歴史的な大きな資産価値のあるで あろう出雲大社、これをうまく活用されている なという印象を持った次第です。

それで、私ども、今、県で来年度以降、大きなイベントをやる、やらないという結論は、申しわけないんですけれども、まだ何も出ていないんですけれども。一つの考え方として、こう言っては何ですけれども、平板な観光イベントというよりは、歴史的・文化的な資産価値のある史跡等を中心にしたような、そこをうまくけれども、そういったことをやっていくべきなのかなというふうに私自身は今感じておるところでございます。ちょっとお答えになりませんけれども、そんな印象を持っております。

渡辺副委員長 島根県は、県だけじゃなくているんな市町村や経済団体も入って運営委員会みたいなのをつくっていたかと思うんですが、 実施主体のほうは、現時点でイベント自体の評価を まだ終わっておりませんから難しいと 思いますが していらっしゃるか、その辺は 何らか意見交換はされているんでしょうか。

大西副参事 現時点ではまだそこまでの議論にはなっておりません。主体的には、島根県は観光部局で取り扱っておられるんですけれども、我が県として、商工観光労働部として、あるいは私ども総合政策部として、要するに県として、どういう形が一番いいのか、そこはしっかり島根県のことも勉強させていただきながら、検討していく必要があろうかなというふうに思っております。

渡辺副委員長 テーマは変わりますが、広報 戦略室にお伺いします。6月の議会で知事の記 者会見のあり方について質問しました。今回の 代表質問の中でもうちの西村議員から、広報戦 略室は何を戦略として捉えて、どういう工夫を していくんだろうかという趣旨の話はあったか と思うんですけれども。知事会見はその後、ノー テーマで会見をやられていることがあるのか、また、テーマの設定、広報マインに いのか、また、テーマの設定、広報マインは いの皆さんに広く根づかせていくお話があっ たかと思いますが、ホームページを見てビデオ を見ればわかるんですけれども、改めて現時点 での取り組みをお伺いできればと思います。

藪田広報戦略室長 6月の議会において副委員長のほうから御質問いただきまして、その後の定例記者会見の状況でございますけれども、7月以降現在まで4回定例記者会見を開催しております。まず発表事項から申し上げますと、発表事項につきましては、知事の県民に向けてのメッセージ的なものも含めまして、数からいきますと3つから4つぐらいのテーマを掲げまして、記者会見を行っております。まず定例記者会見に臨むに当たりまして、6月の議会終了

後に、各部局に広報担当の職員がおりますので、 その職員を集めまして、改めて知事の定例記者 会見の場というのを県からの積極的な情報発信 日の委員会を終わります。 の場にすべく、発表事項の掘り起こしをしてほ しいと。私どももやりますけれども、皆さんの ほうもそういう意識で臨んでほしいということ をお話ししました。また、当然、知事まで含め まして、その辺の意思確認をしまして、知事の ほうからも各部局に呼びかけていただいたとこ ろでございます。

ただ、定例記者会見のスタイルにつきまして は、従来どおり、知事のほうから、たっぷり時 間をとって、おおむね1時間程度でやっており ますけれども、そういう形で引き続きやりたい ということでしたので、スタイルとしては従来 どおり、座ったままの形でやっておりますけれ ども。その成果が具体的にどうなのか、県民の 皆さんにどういうふうに伝わっているかという のは、今後検証していかなければなりませんけ れども、気持ちとしてはそういうふうに定例記 者会見の場を積極的な情報発信の場にしていき たいということで取り組んでおります。

黒木委員長 ほかにありませんでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 ないようでしたら、それでは、 以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時34分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

あすは、総務部の審査、午前10時の開会とい たします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、以上をもちまして本

午後2時34分散会

午前10時0分再開

出席委員(8人)

委 員 黒木正一 長 副 委 員 長 渡 辺 創 委 昌 外 山 三 博 委 員 星原 透 委 員 宮 原 義 久 委 員 岩下斌彦 委 員 鳥 飼 謙 委 有 岡 浩 員

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

総務部

総 務 部 長 四本 孝 危機管理統括監 本 憲次郎 兼危機管理局長 総務部次長 田 博 昭 (総務・職員担当) 総務部次長 雄 二 茂 (財務・市町村担当) 危機管理局次長 大 坪 篤 史 兼危機管理課長 部参事兼総務課長 柳 田 俊 治 人 事 課 長 武 \blacksquare 宗 仁 行政経営課長 片 寄 元. 渞 財 政 課 長 福 田 直 稅 務 課 長 吉 本 佳 玄 木 一 部参事兼市町村課長 郎 鈴 総務事務センター課長 花坂政 文 消防保安課長 光. 厚山善

事務局職員出席者

 議事課主
 査
 佐藤
 亮子

 議事課主任主事
 田代
 篤生

黒木委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等 について、部長の概要説明をお願いします。

四本総務部長 今回、御審議いただきます議 案につきまして、お手元に配付しております総 務政策常任委員会資料によりまして、御説明い たします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。平成24年度9月補正予算案の概要(議案第1号)についてであります。

今議会に提出しております予算案は、木材価格対策、地域経済活性化・雇用対策及び子育て支援対策等、並びにその他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計で57億3,285万3,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、9月補正後で5,785億6,285万3,000円となります。この補正による一般会計の歳入財源のうち、主なものといたしましては、国庫支出金が16億4,443万2,000円、繰入金が9億2,734万5,000円、繰越金が23億837万6,000円、諸収入が2億196万2,000円、県債が5億5,200万円であります。

2ページをお開きください。一般会計歳出の 款ごとの内訳でありますが、主なものを申し上 げますと、総務費は、平成23年度一般会計決算 に伴う繰越金の一部について、地方財政法の規 定により、基金へ積み立てを行う経費等であり ます。

次に、民生費は、これまでに国の経済対策により積み立てました基金を活用して、保育所の施設整備や、認定こども園への移行を予定する私立幼稚園等の耐震化への助成等を行うもので

あります。

次に、衛生費は、再生可能エネルギー等導入 推進のための太陽光パネルの設置等に対する助 成を行うため、国の補助を受けて、基金への積 み立て等を行うものであります。

次に、農林水産業費は、木材価格対策として、 下刈り事業の拡大や新築住宅への乾燥柱材の提 供等を行うほか、肉用牛肥育農家の経営安定化 対策として、損失補填積立金への助成等を行う ものであります。

また、土木費は、国の補助等による道路や港湾事業などの公共事業の増額を行うものです。

補正予算案については以上であります。

次に、特別議案について御説明いたします。

資料の6ページをお開きください。議案第7号「宮崎県災害対策本部条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、災害対策基本法の一部改正によりまして、災害対策本部に関する規定に項ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案につきましては、以上の1件であります。 最後に、その他報告についてであります。

7ページをごらんください。本日、御報告いたしますのは、ここに記載の第3回防災拠点施設整備調査検討委員会の概要についてなど、4件についてであります。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局 次長及び担当課長から説明させますので、御審 議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

黒木委員長 次に、議案についての説明を求めます。

福田財政課長 議案第1号の歳入予算について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお願いいたしま

す。今回お願いしております補正予算の一般会 計歳入一覧であります。

それでは、内容について御説明いたします。

今回補正額の欄をごらんください。まず、自 主財源につきましては、内訳の分担金及び負担 金が9,768万8,000円、財産収入が35万円、寄附 金が70万円、繰入金が9億2,734万5,000円、繰 越金が23億837万6,000円、諸収入が2億196 万2,000円。依存財源につきましては、国庫支出 金が16億4,443万2,000円、県債が5億5,200万円 で、いずれも増額となっております。この補正 による歳入合計は、57億3,285万3,000円となっ ておりまして、補正後の一般会計の予算規模 は、5,785億6,285万3,000円となります。

次に、4ページをお願いいたします。ただい ま御説明いたしました歳入の科目別の概要であ ります。

まず、分担金及び負担金についてでありますが、公共事業の実施に伴う市町村負担金の増であります。

次に、財産収入ですが、国の補助を受けて積 み立てを行う再生可能エネルギー等導入推進基 金の元金の運用利子であります。

次に、寄附金ですが、森林緑化に活用してほ しいとの趣旨によりまして、企業から寄附をい ただいたものであります。

次に、繰入金ですが、国の経済・雇用対策等により積み立てました基金を取り崩して各種事業を実施するための財源とするものであります。

次に、繰越金ですが、23年度決算の歳入歳出差し引き額から24年度の繰越明許費の財源となる額を除いた額、いわゆる実質収支額を24年度へ繰り越すものであります。

次に、諸収入ですが、原木出荷調整を行う生産業者を対象とした木材産業振興対策資金の融

資枠拡大に伴う元利収入や受託事業収入であります。

次に、国庫支出金ですが、国の内示等を受けまして、公共事業の追加を行うための国庫負担金、再生可能エネルギー等の導入推進を図るために基金に積み立てを行う国庫補助金、また、5ページに移りまして、国から受託する調査事業等の委託金などを計上しております。

最後に、県債ですが、公共事業の増額に伴い、 借り入れを行うものであります。

歳入予算については以上でございます。

続きまして、財政課関係の補正予算について 御説明いたします。

資料は変わりますが、別冊になっております 平成24年度9月補正歳出予算説明資料の17ページをお願いします。財政課の9月補正予算は、一般会計におきまして22億3,611万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、一般会計で1,071億2,970万5,000円となります。

続いて、19ページをお願いします。補正予算 の内容について御説明いたします。

まず、(事項)財政管理費であります。これは、 国が行う産業部門間の財貨・サービスの生産、 消費、投資等の統計調査について、地方公共団 体関係分の把握のため、内閣府から「地方公共 団体投入調査」としまして委託決定を受けたこ とに伴い、48万円の増額補正を行うものであり ます。

次に、(事項)県債管理基金積立金であります。 これは、平成23年度の一般会計の決算剰余金の 一部、22億3,563万6,000円を地方財政法第7条 の規定に基づき追加積み立てを行うものであり ます。

私からは以上であります。

大坪危機管理局次長 それでは、委員会資料の6ページをごらんください。議案第7号「宮崎県災害対策本部条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

これは、1の改正理由にありますように、条例の根拠となります災害対策基本法の一部改正によりまして、県の災害対策本部に関する規定に項ずれが生じたため、所要の改正をお願いするものであります。

具体的には、2の改正内容の新旧対照表に整理しておりますとおり、法律の根拠が第23条第7項から同条第8項に変更されたことに伴う改正であります。したがいまして、条例の内容そのものを変更するというものではございません。

また、3の施行期日は、公布の日から施行することといたしております。

説明は以上であります。御審議のほどよろし くお願いいたします。

黒木委員長 執行部の説明が終わりました。 まず、補正予算について質疑を行いたいと思い ます。

宮原委員 今回、繰越金ということで追加積 み立てが20数億となっています。片や、県債が 5億2,000万ほど発行されるということになりま すね。これは、逆に、県債を発行せずに積み立 て分を落とすという方法もあるのかと思うんで すけれども、これは何か基準があるんですか。 そこだけ教えてもらえますか。

福田財政課長 今回お願いしております起債につきましては、あくまでも公共事業に伴う起債ということでありますので、今回、公共事業の追加をお願いしております関係から、地方債の発行を予算の中に入れておるということであります。一方で、県債管理基金に積み立てる分は、昨年度の決算剰余金の一部を積み立てると

いうことでありますので、公共事業を行う以上、 起債で一部充当するというのが有利な方法であ りますので、そういう方法をとっているという ことであります。

宮原委員 基本的に有利だということなんで すね。わかりました。

鳥飼委員 3ページでお尋ねいたします。歳 入のところで、分担金及び負担金は市町村分の 負担金ということなんですが、財産収入35万、 この内訳は何でしょうか。

福田財政課長 財産収入の内訳でありますが、次の4ページの財産収入の欄に35万円と書かせていただいておりまして、こちらが右の説明の欄にもございますが、再生可能エネルギーの導入推進基金利子が35万円見込まれておりますので、その分であります。

鳥飼委員 国からの交付ではなくて、再生可能エネルギー推進基金 基金は今、幾らですか。

福田財政課長 おっしゃるとおり、この35万円につきましては、国から直接入ってくるお金ではありませんで、国から入ってくるお金は、4ページの下から3つ目の丸でありますが、衛生費国庫補助金というところで二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、これが9億円ございます。この9億円をもって県に基金をつくりまして、そのつくった9億円の基金の利子が35万円見込まれるということであります。

鳥飼委員 再生可能エネルギー等導入推進基金というのは、今回初めてつくった基金という ことですか。

福田財政課長 今回の9億円につきましては、 いわゆる国の新グリーンニューディール基金と いうことで措置されるものでありまして、前に も同じようにグリーンニューディール基金とい うのがあったんですけれども、そういう意味では、新グリーンニューディール基金としては今 回初めて設置するというものであります。

鳥飼委員 新グリーンニューディール基金ですか。前に基金がありましたね。基金が2つできたということになりますか。

福田財政課長 前回つくられたグリーンニューディール基金というのは、基本的に全都道府県に配られたものであります。それはひとまず終わりましたので、第2弾という形で新グリーンニューディール基金というものがつくられまして、これは全都道府県ではないんですが、本県は幸いお認めいただきまして、9億円が今回、入ってくるというものであります。

鳥飼委員 そうしますと、衛生費国庫補助金の9億円で再生可能エネルギー等導入推進基金を造成したと。その造成をしたので、35万の預金利子等が出てくるであろうということで出ているわけですね。

福田財政課長 おっしゃるとおりであります。 鳥飼委員 説明を聞いてよくわかりました。 そうすると、前回のグリーンニューディール基 金というのは、消費してしまって、ないという ことですね。 3ページのその35万というのはわ かりました。

寄附金の70万というのは、説明のところに農林水産業費寄附金ということで、歳入のところにも書いてあったんですが、1社なんですか。何という企業から寄附が行われているわけですか。

福田財政課長 具体的には2社の民間企業から寄附があったものであります。この分については、特段その使途を定めていただいたわけではありませんが、森林のために使ってほしいという御要望がありましたので、そのように使わ

せていただくということであります。

鳥飼委員 それは匿名ということではないわけですね。公表してもよければ、額と一緒に公表してください。

福田財政課長 特に非公表というわけではございませんで、江坂設備工業という会社とその関連会社であります。合わせて2社であります。

鳥飼委員 3社ということですか。

福田財政課長 江坂設備工業という会社と、 その江坂設備工業の関連会社1社でありますの で、2社です。

鳥飼委員 江坂さんは毎年寄附していますね。 これは答弁はいいですけれども、よくしていた だいていると思って感謝しております。わかり ました。

それから、繰入金なんですけれども、473億。 基金繰入金ということは、緊急雇用とかいろい ろ書いてありますが、この基金は24年度まで延 長になったという基金ですか。

福田財政課長 緊急雇用につきましては、24年度までだったものが25年度までに延長されております。それ以外の、例えば、安心こども基金でありますとか障害者自立支援対策臨時特例基金、これにつきましては、平成24年度までの設置期限になっているものもございます。

鳥飼委員 そうしますと、基金として歳入があったものを、最終年度までに計画的に予算を消費して、耐震化を図るとかいろんなことをやっていきましょうということなんですが、これで予定どおり適切に予算が使われるということで理解していいんですか。

福田財政課長 御指摘のとおり、期限が決まっているものでありますので、なるべく使い切るように努力しているところでありまして、この9月補正でもそのような観点から、追加で計上

させていただいているものであります。

鳥飼委員 そうしますと、この基金で、24年度が25年度に延びたというのが緊急雇用。障害者とか安心こども基金は24年度まで延長になったというのがあるんですが、この基金で残金というのは当然出てくると思うんですけれども、例えば、緊急雇用基金というのはまだ残金が出る、基金が残っているという理解で、あとはないということでよろしいですか。

福田財政課長 基本的には全額使い切るよう な方向で頑張っておりますが、ただ、中には使 途がかなり厳格に縛られているものもあります ので、最後の1円まで使い切れるかと言われる と、やむを得ず残ってしまうという部分も出て くるところもあるということでありますが、基 本的にはなるべく使うように努力をしておると いうことであります。

鳥飼委員 1円まで使うというのはとても困難な話ですから、例えば、億とか何千万とかいうようなことがないようにということで、これは計画と受ける側の考えもあるでしょうから難しいところはありますけれども、それは有効に活用していただきたいというふうに思います。

それから、繰越金で今、宮原委員からも質問があったんですが、決算剰余金の一部ということでしたけれども、どんな形で決めているんですか。

福田財政課長 23年度からの繰越金が23億837 万6,000円ございます。一方で、基金に積み立て ます額が大体22億円程度ございますので、その 差額については、今回の9月補正の各事業で使 わせていただくということになっております。

鳥飼委員 確認ですが、私の記憶違いだと思うんですけれども、繰越金の県債管理基金への 積み立てとかそういう部分については、財政調 整基金のほうでしたか、2分の1以内とか何とか縛りがあったような感じがしたんですけれども、それはどんなふうになっていますか。

福田財政課長 御指摘のとおり、地方財政法の7条に、繰越金について2分の1以上、要は半分以上、財政調整の関係基金に積まないといけないという規定がございます。

鳥飼委員 そうしますと、半分以上ということであればよろしいということなんですね。わかりました。

それから、投入調査というのを、私は初めて 名前を聞いたんですが、統計の関係のというこ となんですけれども、ここをもうちょっと詳し く説明していただけませんか。

福田財政課長 これが内閣府からの委託によって実施する調査でありまして、地方公共団体投入調査といいますのは、産業連関表、これの作成のために必要なものでありまして、今回の調査は、特に政府分についての投入構造を推計する基礎資料とする目的で実施されるものであります。今回、本県への調査依頼があったということでありますので、委託を受けるということにしたものであります。

鳥飼委員 産業連関表は、これは統計課のほうになると思うんですけれども、毎年つくっているんでしたか。宮崎県の場合はどんなですか。

福田財政課長 産業連関表は、5年ごとにつ くられているということであります。

鳥飼委員 わかりました。投入調査というのを私も初めて聞いたものですから、念のためということでお尋ねしました。ありがとうございました。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょ うか。

有岡委員 先ほどの説明の中で太陽光発電等

への補助ということが出たかと思うんですが、 この内容について、もう少し詳しく教えていた だければと思います。

福田財政課長 御質問の太陽光発電に対する補助でありますが、これは、再生可能エネルギー等導入推進基金を使いまして行うものでありまして、今回、1億3,000万程度を使う見込みであります。これは市町村の役場でありますとか、あるいは公共施設、そういった防災上の観点からも独自の電源があったほうがよいと思われるようなところに対して、県がこの基金を使って補助を行って、御指摘のような太陽光パネルを屋根などに設置していただくというものであります。

有岡委員 太陽光発電を設置する、またはエ ネルギーを蓄えるとか、そういったことで防災 対策としても有効だということで、大変生きた 活用だと思いますが、それに関連しまして、歳 入を見ますと、再生可能エネルギー等導入推進 基金利子とか、こういったエネルギーに関する 項目が大変多くなりつつありまして、一つの特 徴ではないかと思っております。その中で、き のうも話題に出したんですが、今回、2億円ほ どの木材振興対策資金貸付金の元利収入という ことで掲げておりますが、これはこれでもちろ ん収入として上げていいんですが、木材価格の 低迷という部分で、どうしても出口をつくらな ければ同じことの繰り返しだと、ここの問題解 決にならないと。対処としてはこれでいいんで すが、これからの問題を解決するための対策を とるべきだと。そういった意味で、木材等を有 効活用するような出口をつくっていくような施 策をもっと宮崎県として出すべきじゃないかと 思っているんです。その中で、きのうお話しし たのは、木質バイオマスというのがよく話題に

なっていますが、木材の出口としてそういった バイオマス等を活用すべきじゃないかという関 係者のほうからの意見がありまして、財政当局 でそういった分野の対策としての議論というの はされているのかどうか、お尋ねしたいと思い ます。

福田財政課長 今回の木材価格対策ということでは、主に、考え方としては、出材調整要は木材の出荷抑制 と需要の拡大、こういったところに重点を置きながら予算措置させていただいたというところであります。需要の拡大という観点からは、おっしゃるような木質バイオマスの活用、これは大変重要であるのかなと思っております。現在、民間においてもさまざまな取り組みがなされているところでありますので、県としても、御指摘のように、適宜、支援が必要になってくるのかなと認識しております。

有岡委員 一つの事例として報告させていただきますが、太陽光パネルの基礎の部分は鉄骨でほとんどやりますが、木質を使った足組みもあると聞いております。以前の研修の中で、こういった太陽光に取り組んだものが20年後は廃棄物になるんじゃないかという、そういう危惧もあるんですね。そういった意味では、木質等を使って、最終的にはまた利用できるような

取り組みとして、木質を生かす出口として もっと対策を練られると、20年後の環境にまで 配慮した取り組みができるというふうなアドバ イスがありましたので、また検討いただければ と思っています。以上、報告です。

鳥飼委員 19ページですが、先ほど出ました 繰越金が23億あるんですが、これを県債管理基 金に22億ということです。県債管理基金は最終 予算が130億ということになるんですが、財政調 整基金の最終予算というのは幾らになる予定で すか。

福田財政課長 今回の9月補正の後の24年度 末の残高見込みとしましては、財政調整基金の ほうは大体67億円程度になる見通しであります。

鳥飼委員 今回、繰越金を財調に回さなくて 県債管理基金のほうに積み立てた理由というの は、どういうことになるんでしょうか。

福田財政課長 県債管理基金のほうに積み立てた理由でありますが、今年度の当初予算におきまして、県債管理基金の大幅な取り崩しを行っております。財政調整積立金よりも大幅な取り崩しを行っておりますので、その大幅な取り崩しを行ったほうにまずは積み立てを行わせていただきたいということであります。

鳥飼委員 今回、県債管理基金の特別会計を つくりましたね。あれで私もまた頭がこんがら がってきたというのが実態なんですが、その関 係では、阪本補佐からも説明を受けるんですけ れども、私の理解が悪くて、一たんわかって、 またわからなくなるというような状況なんです が、いずれにしても、県債管理基金を大幅に取 り崩したということですが、大体いかほど取り 崩しているんですか。

福田財政課長 今年度当初予算におきまして、おおむね200億程度取り崩しております。

鳥飼委員 わかりました。かなり取り崩しをして、県債管理基金ですから、返済をしたという理解でいいんだろうと思うんですが、財調67億と合わせて197億ということになるんですけれども、現状では予定と比較するとどんな感じですか。

福田財政課長 今回の9月補正後の財政調整 関係の2基金の合計は、年度末には356億円程度 になるのではないかと考えております。基本的 には計画の額にほぼ近い金額でありますので、 そういう意味では財政改革推進計画に沿って適 切に実行しておるというところであります。

鳥飼委員 ということは、計画がこの間出されたんですけれども、それに沿って順調にいっているという理解でよろしいですね。ありがとうございました。

星原委員 ちょっと教えていただきたいんですが、今回の補正が57億円余なんですが、今、木材価格とか、公共事業関係の人たち、全体的に県内の地域経済を守っていく上では、年末に向けて非常に厳しい状況だなというふうに思っているんですが、土木費と農林水産業費合わせて大体17億円ぐらいかなというふうに思うんです。そうすると、この補正で、これから年末に向けて今の県内の経済状況を見たときに、少しは活性化されるのか、少し元気が出てくるのかなという感じがするんですが、この補正の組み方としてどういうふうにこれを捉えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいんです。

福田財政課長 今回の補正予算、先ほど、部長から御説明申し上げましたけれども、木材対策を含めた経済・雇用対策、それから、例えば公共事業につきましても、大体13億円程度盛り込んでおります。これは去年の9月補正よりもかなり大きな数字になっておりますので、そういう意味では、経済・雇用対策に相当程度配慮した補正予算になっておるのかなと思っております。

星原委員 今、公共事業はそれぐらいということでありますが、私が地元で見ていて、なかなか仕事にありつけない、仕事がない。災害でもあると少しあるんですが、ことしは今のところ大きな災害がないものですから、そういう面で見たときには、これから12月に向けて、今か

らいろいろ地域の中に動きが出てこんと、消費 も伸びない。商店街にしたっていろんなことに 出てくるわけで、そういう年内の景気動向の中 で、配慮は13億されたということではあるんで すが、県内の全体で見たときには、多分、地域 割りでいけばわずかな数字じゃないかという面 も考えるものですから、それで本当に景気・雇 用対策としてある程度賄っていけるというか、 刺激できるという数字に組んだというふうに捉 えていいんですか。

福田財政課長 13億円という数字は、我々としては相当頑張ってやらせていただいたと思っております。それ以外にも、例えば県単公共事業につきましても、昨年度に比べて増額ということでありますので、県としては精いっぱい頑張っておるというところであります。これに加えて国からの補助公共などもありますので、そういったところでトータルとして県内経済の活性化につながるような措置をお願いしていきたいと思っております。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょ うか。

ないようでしたら、次に、宮崎県災害対策本 部条例について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 ないようですので、次に、その 他報告事項に関する説明を求めます。

柳田総務課長 総務課からは、第3回防災拠 点施設整備調査検討委員会の概要について御説 明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。 これは、検討委員会資料の概要をまとめたもの でございます。参考として、別冊で検討委員会 の資料を2冊お配りしておりますので、あわせ てごらんいただきたいと思います。 まず、開催日時等でありますが、8月23日に 県庁講堂で開催いたしました。議題は、3つあ りまして、1つ目が災害時における県災害対策 本部の役割など、2つ目が東日本大震災等の被 害状況など、3つ目が県庁1号館の現状や必要 な機能についてであります。

それでは、初めに、1の検討における用語の 定義であります。これは、防災拠点施設の概念 の範囲が広いため、議題に入る前に、定義づけ を行ったものであります。下の表をごらんいた だきますと、1番目の防災拠点施設は、災害時 に多様な災害対策活動の拠点となる建築物、施 設等の一般名称でありまして、例えば、行まず。 2番目の防災拠点庁舎は、災害応急活動を展開 する拠点となる庁舎のことで、現在検討中の行 政庁舎のことであります。また、3番目の防災 拠点庁舎代替施設は、防災拠点庁舎が使用でき ない場合にその機能を一時的に代替する施設で あります。

それでは、次に、議題の内容について御説明 いたします。

8ページをお開きください。まず、2の災害時における県災害対策本部の役割と災害応急対策業務についてであります。

(1)の大規模災害が発生した場合の対応ですが、下の概念図の一番下の業務の欄にありますように、県は直ちに災害対策本部を設置し、全庁的に通常業務を一たん全て停止し、地域防災計画等に規定する災害対策業務と、BCP(業務継続計画)に規定する非常時優先の応急業務の2つを遂行することになります。

次に、9ページをごらんください。(2)の県 災害対策本部の役割と災害応急対策業務です。 本県における総合防災体制の中核として、国、 市町村、関係機関等との連絡調整を図ります。 具体的には、災害情報の収集、伝達、分析、関係機関の総合調整などの役割を担っております。 また、一番下の表の中に具体的な業務を記載し ておりますが、多岐にわたる膨大な業務を短時間に実施し、継続して行わなければならず、県 の総力を挙げた全庁的な取り組みが必要であります。

次に、10ページをお開きください。3の東日本大震災、阪神・淡路大震災の被害状況及び災害 応急対策の状況であります。

まず、(1)の東日本大震災における、アの庁 舎等の被災状況ですが、地震による庁舎の被害 につきましては、写真にありますように、福島 県庁東分庁舎など旧耐震基準の建物では、甚大 な被害が生じ、使用禁止となり、業務に支障が 出る事例もありました。一方、国の「官庁施設 の総合耐震計画基準」における構造体の耐震安 全性 類、いわゆる通常の1.5倍の耐震性能を持 つ建物では、被害が見られないという状況でし た。次に、津波による被害につきましては、写 真にありますように、大槌町役場など、津波に より庁舎が全壊し、建物内の物品が全て流失し た事例や、電気や防災行政無線等の通信設備の 壊滅により、情報収集ができず、災害対策本部 の機能を果たせなかった事例もありました。次 に、その他の被害につきましては、地盤沈下に よる通路の段差や排水・ガス管の破損が見られ ました。また、その一方で、地盤改良などの対 策を行った場所では、液状化が生じなかった事 例もありました。

次に、イの災害応急対策の状況ですが、地震 発生が午後2時46分で、勤務時間中のため、職 員参集上の問題はありませんでした。しかし、 人的・物的被害や避難者・避難所、ライフライ ン被害の範囲や復旧対象が膨大で多岐にわたり、全庁的に取り組む必要がありました。

次に、11ページをごらんください。(2)の阪 神・淡路大震災における被害状況などです。

アの庁舎等の被災状況ですが、写真にありますように、神戸市役所などでは、構造部材の損傷や階がつぶれる層崩壊等の甚大な被害が生じ、災害応急対策に支障が出る事例もありました。また、新耐震基準の建物は倒壊に至る被害が少ないのに対し、旧耐震基準の建物は被害が大きく、特に昭和46年以前の建物被害が大きい状況でありました。

次に、イの災害応急対策の状況ですが、地震 発生が午前5時56分で勤務時間外のため、職員 自身の被災や道路・鉄道等の交通網の途絶等に より、発災直後の初動の職員参集は少ない状況 でありました。

次に、(3)の防災拠点庁舎に求められる機能・性能です。以上のような東日本大震災等の被害状況を踏まえまして、災害時に防災拠点庁舎に求められる機能を別表に記載しておりますが、後ほど説明させていただきます。

次に、4の県災害対策本部が置かれる県庁1 号館の現状と必要な機能であります。

12ページをお開きください。まず、(1)の県 庁1号館の現状と問題点です。右の図のように、 県庁舎は、1号館から10号館まで分散化し、そ の多くは築後40年以上が経過し、老朽化してお ります。

次に、アの建物耐震性能の現状と問題点です。 築後50年の1号館は、震度6強以上の大地震が 発生した場合、ひび割れ等が生じ、業務での使 用が困難となる事態が懸念されております。ま た、今後、1号館を防災拠点庁舎として使用し 続けるためには、必要な耐震性能を持たせる以 外に、既に劣化している構造軀体の保護、電気 配線や分電盤、設備配管の全面更新など、大規 模な改修工事が必要となります。

次に、イの諸室の活動空間等の現状と問題点です。天井や壁などの非構造部材につきましても、大地震動後、破損し、災害応急対策を迅速に実行できない可能性があります。また、3つ目にありますように、自衛隊、消防、警察等の関係機関が県や現地との連絡等を行う活動スペースがとれないという問題があります。

次に、13ページをごらんください。ウの電気、 通信設備、上下水道等の現状と問題点です。電 気、通信等の建築設備は、電気を供給する設備 が損傷した場合や、津波等により受変電設備や 自家発電設備が浸水被害を受けた場合、災害対 策本部以外の執務室へ電気が供給できない可能 性があります。また、大地震動後に、構造体の 変形により、防災行政無線のアンテナが動き、 無線が使用できない場合、情報受発信機能が低 下する可能性があります。

次に、(2)の県庁1号館に必要な機能・性能ですが、以上のような1号館の問題点と東日本大震災等の教訓を比較検討しまして、1号館に必要な機能や性能を別表にまとめております。

14、15ページをお開きください。14ページは東日本大震災等の教訓であります。これらを踏まえまして、15ページに1号館に新たに必要な機能や性能をまとめております。太字の部分がポイントですが、例えば、地震対策では、耐震安全性として、の建物の構造体は類、通常の1.5倍を、の天井や壁などの非構造部材はA類を、

の電気や受水槽等の建築設備は甲類を、 の エレベーターは、耐震設計・施工指針による対 策等を講じる必要があります。また、次の津波 対策では、星印の4つ目にありますが、災害応 急対策の室は、津波遡上高の最高水位より上階 に配置する必要があることなどであります。以 下は省略させていただきます。

それでは、13ページにお戻りください。一番下のほうの囲みにありますように、専門コンサルタントの意見をいただいております。 1 号館は、県の災害対策本部を置く庁舎としては、構造体、設備ともに耐震性能が低い。また、築後50年を経過し、老朽化が進行している。今後、1号館を防災拠点庁舎として使用し続けるならば、1.5倍の耐震性能や電気・通信設備等の維持対策等が必要であるが、改修には多大な費用がかかるため、建てかえを選択する状況にあると考えるとのことであります。

今回の検討委員会では、委員から、いろいろな御意見をいただきました。資料はございませんが、例えば、自衛隊や他県の応援部隊などの活動できるスペースが必要であるとか、災害時の避難者への対応が必要であるとか、防災ヘリなどがおりられるヘリポートを庁舎に設置すべきなどの御意見をいただきました。今後、これらの御意見を踏まえまして、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

福田財政課長 社会保障と税の一体改革に伴 う消費税、地方消費税等の取り扱いにつきまし て、御説明いたします。

常任委員会資料の17ページをお願いします。 社会保障と税の一体改革につきましては、社会 保障の安定財源の確保と財政の健全性を同時に 達成する観点から、去る8月10日に関連法案が 成立しまして、消費税及び地方消費税の税率の 段階的な引き上げと、消費税に係る地方交付税 の法定率の変更等が行われることとなったとこ ろであります。

その点について簡単な表にまとめております ので、ごらんください。消費税と地方消費税を 合わせた税率5%につきましては、平成26年4 月から8%、平成27年10月から10%に段階的に 引き上げられることになりますが、この引き上 げ分については、地方に対しても一定の配分が なされることとなったところであります。具体 的な配分としましては、まず、交付税分として 国の消費税から地方交付税の原資とされる法定 率が消費税率換算で現行の1.18%から、最終的 には0.34ポイント引き上げられて1.52%となり ます。また、地方消費税につきましては、現行 の1%から、最終的には1.2ポイント引き上げら れて2.2%になります。その結果、地方分の合計 としましては、現行の2.18%から、最終的に は1.54ポイント引き上げられて3.72%となりま す。

これに伴う本県への影響額につきましては、 本会議でも議論いただいたところでありますが、 今後の国における消費税、地方交付税の制度設 計を見きわめる必要があろうというところであ ります。

私からは以上であります。

大坪危機管理局次長 それでは、委員会資料の18ページをごらんください。南海トラフ巨大地震等に対する今後の対応について御説明いたします。

まず、1点目の内閣府の公表を踏まえた地震・ 津波の想定見直し作業ですが、南海トラフ巨大 地震につきましては、県におきましてさらに詳 細な検討を行うとともに、日向灘地震につきま しても、今回の知見を踏まえて、再検討を進め ることといたしております。この件につきまし て、内閣府のほうからは、今後、構造物の破壊 条件等を含め、さらに詳細な検討を各県で行う ように求められているところですけれども、「津 波防災地域づくり法」の手続も必要となります ので、県としての地震・津波の見直し結果の公 表は、これまで想定していたスケジュール 年内にはという予定だったんですが それよりもおくれる見込みでございます。今後、内閣 府や国交省とも協議しながら、早急に練り直しを行いたいと考えております。

一方、そのような中にありましても、短期的にやれることは迅速に進めていかなければなりませんので、2の大規模災害への対策に向けた当面の取り組みについて整理したところでございます。

まず、(1)基本的な考え方としまして、 今回の内容等を冷静に受けとめ、県民の安全確保を最優先に、必要な対策を講じていくこと。 関係機関の連携や、住民・地域を含めた自助・共助・公助の取り組みがますます重要であること。 大規模な災害に対しては、完全に防ぐというよりも減災の視点に立って、できることから着実に進めていくこと、以上の3点を掲げまして、具体的な対策を以下に列挙いたしております。

その具体的な対策ですが、まず、(2)の後方 支援拠点の調査・検討、受援機能の強化であり ます。 後方支援拠点の考え方ですが、東北大 震災での経験も踏まえまして、被災地で救急、 救助等の活動を迅速に行うためには、自衛隊を 警察、消防等が参集して、円滑に活動できるりますので、それを県で複数箇所 指定しようとするものでございます。これは、 基本的に新たな施設整備を行うものではなく、 運動公園などの既存の施設を使って、大規模り ます。参考資料として、イメージとしまして別 添資料 1 をごらんいただけますでしょうか。宮崎県における「後方支援拠点」のイメージということで整理したところでございます。

この図もごらんいただきながら、以下、説明を進めてまいりたいと存じますが、もとの資料の18ページの後方支援拠点の要件としましては、高速道路のインターチェンジに近いなど、良好な交通アクセス、2点目、被災する可能性が低い立地条件であること。3点目、一定規模以上の広い面積があること。4点目に、県の災害対策本部等との情報連絡体制がスムーズにいく。そういうことなどであります。

その次、19ページになりますけれども、 今後の進め方、1点目が、現在、エリア別に候補となる施設をピックアップして調査を実施中でございます。年度内には複数箇所を選定して、それが市町村の施設の場合には、市町村のほうと協定を締結して決定をしていきたいというふうに考えております。

次に、(3)の国・九州各県等との連携強化等でございます。 大規模災害に備えて、関係機関との連携強化を図るため、「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」が設立されました。そこで本県は、幹事県として主導的な立場で参加することとしたところでございます。先ほどの別添資料の次に別添資料2というのを参考におつけしております。九州ブロック協議会の趣旨ですとか、あるいは構成メンバー、構成機関の一覧等々をおつけしております。後ほどごらんいただければと思いますが、九州各県のみならず、中央省庁の地方支分部局ですとか、あるいは指定公共機関、そういったところに入っていただいている状況でございます。

もとの資料19ページに戻りますが、 第1回 目の協議会は、8月30日に本県で開催しまして、 内閣府のほうから、南海トラフの巨大地震に関する検討状況等の説明がございました。そして、 九州各県からは、現在の課題やそれぞれの取り 組みに関する情報交換などを行いまして、今後 の連携強化について確認をしたところでござい ます。

そして、 ですが、その当日は中川防災担当 大臣も来県されまして、知事から、今後の対策 に関しまして、特別措置法の制定や支援スキー ムの創設、ミッシングリンクの解消等について 要望を行ったところでございます。

最後に、(4)の市町村との連携強化であります。南海トラフ地震等の大規模災害への対応につきましては、県と市町村の首長が一堂に会し、情報交換や連携強化を図ることも重要でありますので、そのための協議会を設置したいと考えております。まずは、住民への情報伝達や避難対策といった初動対応をどうするかというのが主たるテーマになろうかと思っておりますが、今後、市町村と調整を進めまして、年内には設置できるように努力してまいります。

以上、南海トラフ巨大地震等に対する今後の対応について御説明いたしましたが、対策としまして、短期的にできるもの、中長期的に実施するもの、さらには、ソフト・ハードそれぞれをうまく連携させながら、被害を少しでも軽減できるように取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

厚山消防保安課長 それでは、消防保安課から、鹿児島県との防災消防へリコプター相互応 援協定の締結について御説明いたします。

委員会資料の最後になりますが、20ページを ごらんいただきたいと思います。初めに、経緯 でありますが、県の防災へリコプター「あおぞ ら」は、整備時の運航休止等における緊急事案に対処するために、平成17年11月に、熊本県、大分県と3県で相互応援協定を締結し、運用を行っているところでございます。こうした中で、昨年の11月に、鹿児島県から応援協定を締結したいとの申し出がありましたことから、関係4県で協議を行ってまいりました結果、本年10月に、新たに4県で相互応援協定を締結することとなったものでございます。

次に、協定の内容についてであります。締結する応援協定の内容につきましては、現在、熊本県、大分県及び宮崎県の3県で締結しております相互応援協定とおおむね同じ内容のものを、新たに4県で締結することとしております。

その主な内容としましては、ヘリの出動要請は、ヘリが点検、整備のため出動できない場合のほかに、ヘリの出動が可能な場合であっても、重要かつ緊急な事案については要請ができるものとすること。また、経費につきましては、出動するヘリの燃料費は要請側の負担とし、それ以外の人件費、旅費等につきましては、応援側の負担とすることとなっております。

次に、協定の締結日につきましては、平成24年、本年10月中を予定しておりますが、最終的な締結日につきましては、現在、調整中でございます。

最後に、防災ヘリ「あおぞら」の運航休止期間と現在の応援協定によります出動状況を記載しております。平成23年中、定期検査や修理のため73.5日間、運航を休止しておりまして、その間、熊本県と大分県から19件の出動をいただいております。また、逆に宮崎県から熊本県と大分県には、合わせて11回出動しております。

今後とも、関係各県と連携を密にしながら、消防防災体制の充実に努めてまいりたいと考え

ております。

説明は以上でございます。

黒木委員長 執行部の説明が終わりました。 その他の報告事項についての質疑を行いたいと 思います。

宮原委員 13ページの専門コンサルタントの意見というところで、県庁1号館が厳しいと、建てかえを選択する状況にあるということで、要は検討委員会を含めて3月の末に一つの方向がまとまるということでお聞きはしているんですけれども。具体的にいつまでに建てかえるというのは代表質問でも質問させてもらったんですけれども、いつまでにというきちっとしたことは出てこなかったんですが。今、想定されているのが、そこの前の駐車場というような話が聞こえてくるんですが、検討委員会というのは具体的に場所の選定というところまではしないんですか。

柳田総務課長 検討委員会におきましては、 今後は整備パターンの検討を行います。その中 の一つとしては、昨年の庁内検討委員会で望ま しいとしました外来者第1駐車場での整備とい うものも入っております。そういったものとか、 この場所以外でという意見もございますので、 そういったことを踏まえて、基本方針としては、 どの場所でどういったものを整備するのが望ま しいという方向性を、専門家の方々の御意見を いただいて出したいというふうに思っておりま す。

宮原委員 専門家の方を含めて場所も選定していくということのようですけれども、一つの方向が示されて、いろいろ聞けば、議会の方にも説明をする、いろんな関係者にも説明をするというふうにお聞きしています。説明をされることは大事だというふうに思うんですけれども、

たくさんの意見を聞けば、多分まとまらないというふうに思うんです。ここは決断だと思いますので、そのあたりについてはどういうお考えをお持ちでしょうか。

柳田総務課長 ここにつきましては、おっしゃるように、昨年度から検討を進めておりますので、専門コンサルタント、そして、今、防災とか建築の専門家の方もいらっしゃいますので、そういった方の御意見を踏まえて、外部有識者の検討委員会の中で方向性を決めていただいて、その方向で検討を進めたいというふうに考えております。

宮原委員 もうそれ以上は言えないんだろう というふうに思います。検討を重ねて、検討を 重ねてということだと思いますが、やっぱり決 断だと思いますので、知事なら知事が、どうし ても必要なんだから、ここでこういうものをつ くりますということが出てこないと、多分、聞 けば聞くだけつくれなくなるんだろうというふ うに思います。そのあたりについても一つの決 断を ちゃんとしたコンサルからこういう形 で出てきて、使えないというのがわかっている わけですから、使えないというのがわかってい るんであれば、一つの方針が出たときには、な るべく早い決断をされて......。そして場所につ いても、津波なり、浸水するような場所に最初 からつくるというのは 自分のお金を出すん だったら、多分そういうところにつくるという 気にならないと思いますので、防災のためにそ ういう判断をなるべく早くきちっとしていただ いて。もう議論をしている時間はないと思いま す。震災があってからかなり時間がたっていま すね。1年半以上たっているという状況で、こ れから検討をして、いつというのが示されない 状況ですから、早急なそのあたりの結論を

検討委員会がまだ進んでいる段階ですから、来年3月が過ぎた後にはなるべく早急な整備に進んでいかないと。設計をするなり、それからということになるとかなりの時間を要すると思いますので、そこはお願いをしておきたいというふうに思います。

鳥飼委員 1つ確認だけ。先ほど、東日本大震災と阪神・淡路のところで、こういうことでしたということが説明されたんですが、11ページに、アの庁舎等の被災状況で写真が2つあるところの左側なんですけれども、「新耐震基準の建物は倒壊に至る被害が少ないのに対し」というような書き方がしてあって、新耐震基準でも影響があったと読み取れるような内容なんですけれども、そこ辺は何か説明は聞いておられませんか。

柳田総務課長 これにつきましては、もとも と昭和56年に建築基準法が改正されまして、い わゆる新耐震基準というのが出ております。こ の内容を簡単に申し上げますと、中規模の震度 5 ぐらいの地震でも建物の構造体に影響がない と。大地震が起きても、生命に影響はないし、 建物についても倒壊はしないというようなもの でありますが、阪神・淡路大震災については、平 成7年1月に起きておりまして、そのころに壊 れた建物とか調べたときには、いわゆる新耐震 基準の建物については被害は軽微であったとい うことであります。そして、旧耐震 昭和56 年以前の設計で建てられたものについては、か なり倒壊していると。特に46年以前のものにつ いてはかなり崩壊しているような状態であった という意味でございます。

鳥飼委員 わかりました。倒壊しなかったけれども、軽微な被害はあったということで理解いたします。

それから、13ページの防災新庁舎のことで、今、宮原委員からもありました、専門コンサルタントの意見等が出たんですが。今、外来駐車場をということで出ているんですが、津波のこととか、液状化のことやらいろいろ議論が出ているんですけれども、高いところに持っていくと、今ある県の庁舎、9つぐらいの建物ですか、南別館とか本館というところとの連携とか、そういうところが困難になってくるというのもあるんですね。そこ辺があると思っているんですが、それらの議論というのはなされているんですか。

柳田総務課長 まだ整備パターンの検討までには至っておりませんので、外部有識者の検討委員会の中では検討されておりませんが、内部的には、昨年の庁内検討委員会の中で、今おっしゃったようなことを検討しております。当然、場所とかの検討の中では、メリット、デメリットが出てまいります。その中のデメリットとして、災害対策本部を新しい庁舎につくるといった場合について、それが高台にあるというとになると、そこに関係部局が集まるのかといった場合になると、そこに関係部局が集まるのかというような意見も出たりしておりますので、当然、そういったメリット面とデメリット面を今後、整備パターンの検討の中でいろいろと検討していきたいというふうに考えております。

鳥飼委員 なかなか難しい問題ですが、しっかりした議論をお願いしたいと思います。

それから、コンサルの意見の中に、「1号館を防災拠点庁舎として使用し続けるならば、1.5倍の耐震性能や」云々とありまして、「改修には多大な費用がかかるため」というような記載があるんですけれども、多大な費用というのはどの程度の費用ということで理解すればいいんでしょうか。

柳田総務課長 これについて特に今、試算をしている状況ではございません。今、御説明いたしましたように、構造体については1.5倍が必要であるとか、天井とか外壁などの非構造部材についても強化を図る必要がある。あと、建築田し続けるのであればそういった費用が要るとか、エレベーターの耐震化も必要ですと、そういったいろいろと細かいところまで技術的な見をいただいております。そういったものを積み上げるとかなり多大な費用が要るんではないかというような状況でありまして、今後、コンサルタントのほうにそういった検討もしてもらおうというふうに考えております。

鳥飼委員 この項の最後なんですが、1号館は9階建てですか、新しいのも10階建てという議論がされたようなんですけれども、今の物価でこれらのものを建てれば、おおむねどの程度の費用がかかると見込まれるのか。前の委員会で出たかもしれないんですけれども、その辺の概算が出ておれば御説明いただきたいと思います。

柳田総務課長 これについても試算はしていないんですけれども、他県の状況を見ておりますと、山梨県が防災新館ということで、11階建てぐらいを建てようとしていますが、その積算が116億というような数字があったということであります。本県の場合にどういうふうになるのかということで勘案してみました場合については、長崎県が今、新庁舎を建設していますが、そこの調査によりますと、1平方メートルのものでは5万とか50万とか、そのぐらい必要なんじゃないかというような試算があるということになりますので、これは私

見ですけれども、1平米で50万ぐらいかかるということであれば、例えば2万平米ということであると100億という数字が出てくるというようなことでございます。これはまだ全然試算をしておりませんので、そのように御理解いただきたいと思います。

鳥飼委員 大体目安としてはわかりましたが、 非常に大事なことでもあるから、そういう見積 もりといいますか、概算どの程度だという、懐 ぐあいの関係もありますし、ぜひ、そういう議 論もお願いしたいと思います。

外山委員 南海トラフの壮大な数字が出てき ましたね。検討委員会でもあの数字を受けて、 今までの検討を根本から見直すような検討に 入っておると思うんです。議会棟も一緒にどう するかという検討をしてもらうということに なっておりますが、当初、今年度いっぱい、来 年の3月に検討委員会の結論を出すということ で進めてもらっておりますけれども、場所を変 えて改築するということになれば、県政百年の 事業なんですね。ですから拙速はいけないと。 相当しっかりした議論を積み重ねて方向を出す。 その場合に、できたものを議会に提案、説明で は、ちょっとぐあいが悪いんですね。そこまで 来ておるから、こういう形ででき上がったから 変えることはできませんという議論になってし まうおそれがあるから、アウトラインができて、 どこにどのくらいの予算で改築する、そういう 骨子ができた、まだ変更ができる余裕があると きに、ぜひ議会には提示していただいて、そこ で議会の意見を聞いてもらって、場合によって は変更も可能だと。普通、今までの執行部のあ り方というのは、検討されてでき上がったもの を提示されて、もうここまで来ておるから変更 できませんというような場合が非常に多かった

わけです。ですから、私は何も来年3月に固執する必要はないと思う。場合によっては半年なり1年なり延ばしてもいいと。百年の大計ですから、そういうことをひとつお願いしたいのと、それから、アウトラインができた段階で、一度議会のほうに提示していただきたい。そのことを部長、お願いしたいんですが。

四本総務部長 今、外山委員から御意見をいただいたとおりでございまして、ある意味では急がなければいけない。しかし、おっしゃるとおり、それが拙速であってはいけないと思っておりますし、また、言われるように、基本方針を議会にお示しする段階で、当然それはコンクリートではなくて、またそこから議会を初め、いろいろ御意見を伺って、修正なりもあり得るというようなものであるべきだというふうに思っております。

一つは、この前、南海トラフのその数字が国から発表されましたけれども、御案内のとおり、あれによるとこの辺は浸水しないということになっているわけです。ただ、堤防が壊れないとか、そういうふうなことが前提になっていまして、それでいいのかということでの検討を今、危機管理局のほうでもやっておりますので、その辺も当然また踏まえないといけませんから、今のところ、目安といいますか、目標としては今年度いっぱいというふうなことを申し上げておりますが、そういう意味ではちょっと厳しい面もあるのかなというふうに考えております。

有岡委員 2点ほどお尋ねしたいと思いますが、11ページにあります阪神・淡路大震災の反省点として、時間帯によって職員の参集の状況が変わってくるというふうに想定しているんですが、阪神・淡路の場合は参集が少なかったということで、やはり災害時にはマンパワーが必要だ

と。ですから、職員をどのような形で参集させるか。または、これは災害弱者の立場で言うんですが、避難所とすると、安全なところ 今、耐震化をやっている学校みたいな施設に逃げ込むだろうと思うんですが、そういった意味では学校の先生方の協力とか、幅広い連携が必要だと思うんですが。そういう中で職員の参集という点については、今、後方支援拠点の問題等もありますし、いろいろ検討中だと思うんですが、現在の判断はいかがでしょうか。私が聞いている範囲では、例えば、橋が通れなくなればこちらの県庁側に来られないというような声も聞いておりますので。説明できる範囲で結構です。

大坪危機管理局次長 職員の参集の問題につ きましては、前回の委員会で御説明しました、 BCPの中である程度記載したところでござい ます。初動対応を迅速に進めるためには、ある 程度の人材が迅速に集まれるということが大事 ですので、まずは職員がどういった地域に住ん でいるのかということを、所属別にしっかりと 調査をしていきたいというふうに思っておりま す。その上で、例えば、県庁付近に住んでいる 人間には、本人の了解をとって自主的に災害対 策本部に参集してもらうような、そういう体制 も構築していきたいと思っております。さらに、 もし、橋なんかが通れないとかいう場合に本庁 に出勤できないという場合には、BCPの中で も書いているんですが、最寄りの役所に行って、 そこで指示を待つというふうな体制で進めてい きたいというふうに考えております。

有岡委員 職員の皆さん方には大変無理をお願いしますが、BCPあたりでもまた検討していただきながら、マンパワーを集約していただきたいと思います。

もう1点、例えば、19ページにございます協

議会を年内に設置するということで、市町村に 枠を広げていかれるわけですが、そこの中の消 防や市町村職員の方たちとの連携ということで、 まだまだ輪を広げる可能性があるんですが、そ の中で自主防災組織のような組織も今から大ほど申し上げた学校 ですか 実際に皆さんがどこに避難してすか 実際に皆さんがどこに避難してすかない。そのシミュレーションを確保するかという、そこら辺のシミュレーションを確保するかという、そこら辺のシミュレーションをでいるがある。そのたろうと思いしたの連携が大事になってるだろうと思いしたので、年内に協議会を設置されたら、災害弱者の立場からしましたら大変安心できる対策がと いしたいと思っています。

もう1点、これとは直接関係ないんですが、 ハード事業をする中で、県の限られた予算の中 で取り組めればいいんですが、民間のPFIみ たいなものも活用したらどうかという議論はさ れていないのかなと思うんですが、いかがでしょ うか。なかなかなじまないかもしれませんが。

柳田総務課長 これにつきましては、昨年の常任委員会でも御意見をいただいております。 公共施設について民間の資金とか経営能力とか技術力、こういったものを活用してやるという PFIについては、効果があるのではないかということでございます。これについては、現在、他県の状況等を調査しているところであります。これまで県内でこのPFIの実績がないということもありまして、今、そういったことで事業コストの削減にどのくらいつながるのかとか、質の高い公共サービスの提供にどれぐらいつながるのかといったことについて、検討を進めているという状況でございます。

星原委員 ちょっと教えてほしいんですが、

今回の東日本大震災 我々も去年6月に行って、地震よりも津波のほうがかなり影響あるなというのを見たわけですね。そうすると、これから少ない予算の限られた枠の中でどういうふうに捉えていくかだろうと思うんですが、地震だけの場合でも津波は多少ある。だけれども、大津波が来たときの場合と両方一緒に考えることは当然のことだとは思うんですが、全てを気にまとめ上げていくというのは、ある部分厳しいのかなという気もするんです。そうすると、優先順位をどういうふうに見ていくのかという考え方というのは、今の時点としてはどういうふうに捉えていらっしゃるんですか。

柳田総務課長 うちの庁舎の整備という観点 で今、検討を進めているんですけれども、私ど もは、他県の状況を今、調査をしたところです。 それで、おっしゃいますように、特に市町村の 役場がかなり厳しい状況にあったということで、 その中で、災害対策を行う施設について、津波 によって浸水するかどうかということが一番ポ イントになるんではないかと思っております。 外部有識者の検討委員会の中で委員長さんあた りにお聞きしますと、そういった津波について もある程度対策はとれると。想定される津波に よってかさ上げをするとか、そうであれば、そ ちらでまず場所も考え、そして、その後は震度 7にも耐えられるような設備をしていくという ことでいいんじゃないかというような意見もい ただいております。津波については一つのポイ ントではないかなというふうに考えております。

大坪危機管理局次長 その他の一般的な話で 考えてみますと、今回の内閣府が発表した被害 想定で、最悪の場合、本県でも4万2,000人程度 亡くなるだろうと言われているんですが、その 場合に、津波による死者が3万9,000人というこ

とで、大変大きい数字なんですね。南海トラフ 地震への対応ということを考えますと、やはり 津波に対するしっかりとした備えというのは必 要なんだろうと。ただ、これだけの大規模なも のになりますと、ハードで守るということは難 しいでしょうから、どうやって情報伝達を円滑 にして安全に避難できるかという、このソフト 対策をどこまで進められるかということが大事 かと思います。ただ、一方では、そちらがいか にできましても、地震でやられてしまったら逃 げようがないわけですから、その前提としては、 建物の耐震化といったものを、公共施設でも一 般の住家でもしっかりと進めていくということ。 そして、震度6程度にも十分耐えられるような、 そういう住居に住んで、そして津波に対しても 迅速に避難する、そういったようなつながりで 対策を進めていくことが大事かなというふうに 考えております。

星原委員 もう1点、今回の3・11は昼の2 時45分で、昼間だったんですね。だから、地域 の状況を自分の目とかいろんなもので把握でき るわけですよ。これが夜中の 2 時45分だったと したら、私は向こうの人に聞いたんですが、結 局、電気が消えているから、情報が全然入らん かったというわけですね。そうすると、夜間の 場合と昼間の場合では全然違うと思うんです。 そういうものに向けて、それぞれの個人の家庭 の中に、最低でも常に情報収集するための携帯 ラジオだとか懐中電灯、そういう設置の仕方か 5 簡単なことだけれども、その辺で命を失 うかどうかの境目もありますし、高齢者とか障 がい者とかいろんな問題 今、昼間に防災訓 練をやるわけですが、仮に夜間に訓練したとき に、どういう問題が起きるのかと。細かいこと を言えば、逃げていく場合でも、昼間見たとき

には気づかないことが、夜間、真っ暗な中とか 懐中電灯の中で仮に逃げていくとか避難する場 合なんかを考えたときの訓練とか。地域地域で そういったことあたりも経験しておかないと、 人間というのは、訓練のときは訓練と思ってい ますから安心して行うんですが、目の前で災害 が起きたときには、何をどう行動をとったらい 持ち出すものでも、よく言われるのが、 その辺にある簡単な何でもないようなものを 持って逃げたとかという話があるように、夜間 の部分をどういうふうに捉えるかという視点も どこかに入れておかないと、その辺が非常に怖 いなという気はするんです。避難路でもそうで すし、いろんな問題が起きると思うんですが、 その辺についての考え方はどういうふうに捉え ているんですか。

大坪危機管理局次長 今回の南海トラフの被 害想定でも、先ほど、最悪の場合に4万2,000人 が死亡と申しましたが、これは冬の深夜に発生 した場合で、地震が発生してもすぐすぐ逃げら れなかったような状態の場合を想定されている んですが、一方で、夏の昼間に発生した場合に は、これが5,200人になるんですね。4万2,000 人に対して5,200人。その中でも特に津波に対す る死者というのが、先ほどの4万2,000人の場合 は3万9,000人ですけれども、夏の昼間でした ら4,100人ということで、数が10分の1ぐらいに なるわけですね。したがいまして、おっしゃい ましたように、夏の昼間という条件のいいとき のみならず、夜間をどうするか。言ってみれば 時に備えるということがとても大事かなという ふうに思います。

それで、実は、本県内でもあちこちの自主防 災組織でいろんな訓練をやっていますが、最も 進んだ地域では、夜間に発生したらどうするか ということも想定してやっているんですね。高 齢者等をどう救うかということとも関連するん ですが、昼間だったら誰さんがいるよね、だか らどこのじいちゃんは誰が守ると。夜だったら こういう人間が住んでいるから、どこのじいちゃ んは今度は誰たちが守るということで、時間に 分けて、どういう人がそこに住んでいるか、存 在しているかということで被害想定をしている というところもありますので、そういったこと を全県的に広めながら、日ごろからの備えと、 さらに訓練ということを進めていきたいと考え ております。

星原委員 先ほどから出たように、要するにかさ上げをして堤防をつくったり、ハード面の整備ができるのは、いつになるかわかりませんね。これは予算の関係がいろいろあるわけですから。それ以外で命を守る方法というのを一方では想定して、そちらのソフト面をいかに周知徹底させていくかということが 先ほど出たように、市町村との連携の中では特にそういいように考え方を一方では持っていく、あるいはそれに備えて、どういったものを必要とするのかというものまでひっくるめて検討していくような形をぜひお願いしたいと思います。

岩下委員 防災関係でお聞きしますけれども、 JRの関係者は、そういった協議会のほうに入っ ていらっしゃるんでしょうか。

大坪危機管理局次長 先ほど申しました南海 トラフの九州ブロック協議会の中には、JR関 係の方も入っています。先般の第1回会議でも 出席されまして、いろいろとお話を伺ったとこ ろでございます。

あわせまして、日ごろからそうなんですが、 各種交通関係とかインフラ関係、そういった企 業の方とはできるだけ連携するようにしており まして、万一災害があった場合の円滑な対応が できるようにということでは留意しているつも りでございます。

岩下委員 日ごろは鉄道というのは便利でい いんですが、私の地元でも高齢者が多い。いざ というときに逃げるには、走って隣近所を集め ても、どうしても車で移動しなきゃならない。 しかし、線路があって ふだんは歩いては通 れるところですけれども どうしても踏切を 車が移動できるような状況にしていただかない と、逃げるときに、すぐ高台があるんだけれど も、そこに行けない。ですから、そういった意 味では、踏切を、緊急な場合には車が乗り入れ できるような 通路はあるわけですから、そ ういったのでJRとぜひとも協議をしていただ いて、いざというときに隣近所の人を乗せて車 で高台に上がられると。若者たちは近くにいな いと、そういった状況もありますので、線路の あるところで逆にそれが妨害しているという状 況もありますので、JRを含めて御協議をさら に深めていただくとありがたいと。地区民の要 望は、「おれたちはあそこしか逃げるところは ねっちゃ。でも車で行けんとじゃ」というのが ありますので、ほかの地区でもあろうかと思い ますが、よろしくお願いします。

鳥飼委員 防災関係で、いろいろ議論がしてあるんですが、今、東日本大震災での記事で「プロメテウスの罠」というのを朝日新聞で連載をやっているんですけれども、東松島市だったと思うんですけれども、被害が少なかったと。小島があったとか、築山みたいなのがあって、そこに逃げて何とか助かったというようなことがあったり。それとか、震災瓦れきで鎮魂の意味を込めて防潮堤といいますか、そういうものをつくるようなことで津波被害を抑えていくとい

うような考え方もあると思うんですけれども、 南海トラフの説明があったときには、そういう ような議論なり説明というのはなかったわけで すね。どうだったんでしょうか。

大坪危機管理局次長 先般、内閣府がこの想定を発表した際の説明といいますのは、震度がどのくらいですとか、津波が何メートルとか、そういった被害状況の説明でございまして、今後の対策をどうするかということにつきまして、それぞれの地域で十分検討してほしいということでございますので、当ずながら、先ほどから申していますように、まずはどうやって情報伝達をやって円滑に避難ができるかということが主眼になってまいりましょうけれども、そういったことを含めて市町村と具体的に相談をしていくということになろうかと考えております。

鳥飼委員 そうしますと、震災でも教訓として挙がっているのは、例えば、松林ですね。新しく植えた松林は根こそぎやられているけれども、昔からあるところは残っているというのがありますから、そういう具体的なところは、県の計画なりでそういうことを今から議論をしていくことになるだろうと思うんですけれども、ぜひお願いしたいと思います。そういうことでよろしいですね。

大坪危機管理局次長 どういった避難のありようがいいのか、そのためにどういった整備をすればいいのか、そういったことがまさに今後の大きな課題になってくると思いますので、県としましても、危機管理局のみならず、県土整備部、さらには市町村とも、そこら辺は十分連携しながら進めていきたいと考えております。

鳥飼委員 事実の確認だけで結構なんですが、 東日本大震災、例えば、東電の福島原発、あれ が被災するということは想定する必要はないということで班目さんたちも言っていて、大変な被害が起きて、話が違うじゃないかということで、今でも非難している人がおるんですけれども。国が示した南海トラフ巨大地震等による影響といいますか、被害想定の中では、南海トラフに関連する浜岡、それから、伊方はちょっと奥に入っていますけれども、そういう原発についての記載は一つもないわけですが、それに対する質問とかいろんなやりとりというのは国の会議の中ではなされなかったんでしょうか。

大坪危機管理局次長 説明会の場でそういった質問はなかったというふうに思います。ただ、私どもも念のため、例えば、鹿児島県の川内原発が今回の被害想定でどうなっているんだろうかということは調べてみました。そうしましたら、あちら側はそれほど高い津波にはならないようでして、今回発表された図面の中でも、川内原発あたりは浸水はしないというふうな結果になっているようでございます。

鳥飼委員 要望なんですが、確かに、言われたとおり、川内のところは、図面では、震度も低かったりとか、津波の想定も低かったりなっているようなんですけれども、想定をされていないと、「これは想定外でしたわ」ということをまた繰り返すことになると思うんですね。ですから、機会があったときに 機会といいますか、できるだけ国に対して、このことはどうなっているんですかと。国の考え方を示していただきたいというふうに思います。で

星原委員 後方支援の説明をいただいたんですが、実は先月、岩手県の遠野市でビデオを見せていただきながら市長さんから説明を受けたんですが、あの日の夜に、支援に自衛隊とか集

結しているんですね。だから、以前からそういうことが起こり得るだろうと想定していましたということなんですよ。ああいう話を聞いて、実際そういう活動をされて、多分、命を助けられた方も結構いるんじゃないかなという気がするんです。

後方支援拠点を今、検討されているようです が、いろんな角度からされていくはずなんです が、できるものはいち早く場所を設定していな いと、いつ来るということがわかっていればい いわけですけれども。この間の説明を受けなが ら、そういう取り組みがびっくりするぐらい早 い形で行動が起こされているのを見て、「ああ、 すごいな」と。日向灘にしてもいつ、どういう ことが起きるかわからんわけですから、今の時 点でできることは何なのかと、そういうものと いうのは迅速に判断して 一緒に全部を抱え て考えていくと、いろんな時間的なもの、予算 的なもの、出てくるだろうという気がするわけ です。そうじゃないものと、予算をどうしても 使わなくちゃいけないもの、要するにハード面 的なもの、ソフト面的なもの、あるいは今でき ることは何なのかと分類をしていただいて、で きるものから準備していくというような発想と いうか、考え方で進んでおかないと。これだけ はいつ起こるかというのは誰にも想定できない わけですから、「やっぱりあのとき、そういう話 が出たときにやっておきゃよかった」というこ とにならないように、対応ができるものは、県 あるいは市町村との連携の中でも、そういった 対応の仕方だけは、進められるものはどんどん 進めていくような対策というか、とり方をぜひ お願いしたいと。この間、行ってみてすごいな と思いましたので、ぜひお願いしたいんですが、 今、その辺はどうなんでしょう。

橋本危機管理統括監 委員がおっしゃるとおりでございまして、遠野市へ私も行って、市長さんの熱い話を伺いましたし、副知事にも実際ごらんいただいたというところで、やはり平常時からの備えは非常に大事だと。市長さんは果の消防担当の課長さんもされていて、御自身が地域防災計画をつくるに当たって、津波対応を非常に悩まれて、こういう後方支援拠点が必要だというところに思いがあったと。それで、よいうところに思いがあったと。それに基づいまとりわけ感銘を受けましたのは、それに基づいたというと協議会をつくった上で、実際の訓練をされていると。平成19年には県の総合防災訓練をされていると。平成19年には県の総合防災訓練をされております。

平常時からの備えが非常に大事だというのは 私も痛感しまして、今回示しましたように、幾 つかブロックに分けて候補地を選定させていた だいて、議会が始まる前に私と次長とで手分け して、その候補地を全部見させていたださきまり て 市町村とも議論させていただいて、御理 解を得た上でということになりますけれども、 年内にはぜひ選定をしたいと。その上で、来年 度以降の県の防災訓練においても、今やって 度以降の県の防災訓練も大事ですけれども、実際に るような防災訓練も大事ですけれども、実際に いても検討してまいりたいと思っていただい でございまして、委員においり組んでまいりた いと思っているところでございます。

星原委員 ぜひお願いしておきます。

宮原委員 南海トラフ、今後の対応というと ころで、ブロック協議会の中で通信の分野と ここにマスコミの方もいらっしゃいますけ れども 報道という関係もできればいろんな 形で中に入っていただいていたほうがいいのかなというふうに思います。マスコミの方がいらっしゃるので、ちょっときつい言い方になるかもしれませんが、遠野市で言われたのが、ホテル・旅館、それからタクシー、交通機関、そういったものが本当に必要なときに、マスコミの方が全部押さえると。全国のマスコミの方が全部押さえると。ということは、必要なホテルを必要でないマスコミの方が押さえてしまう。タクシーを含めて、1日10数万円で貸し切ってしまう。そうなると、本当に必要な人たちが使えなくて

これは新燃岳の噴火のときも見たんでした けれども、避難所の周辺にタクシーがいっぱい 並んでいるんです。何で並んでいるのかなと思 うと、全部報道関係が押さえているんですよ。 だから、こういう部分のあり方についても、報 道関係が「大変です」というのを報道するとい うことはわかるんですけれども、こういった協 議会なりにも入っていただいて、そのときの対 応というものも考えてほしいと。遠野市長はそ ういう話をずばりされましたので、やっぱりそ のあたりについても ここにいらっしゃいま すけれども、皆さんたちも、そこに倒れている 人がおったら当然助けてはいただくんだろうと 思いますけれども、そのあたりも含めて、一緒 にやっていかないと、報道を流すだけではいか んのかなというふうに思いますから、よろしく お願いしたいと思います。答弁は要りません。

渡辺副委員長 後方支援拠点の関係ですが、 星原委員からもお話があったとおりで、遠野で 感じたのは、今回、県が指定して、市町村の施 設等であれば市町村にもお願いするというよう な話でしたけれども、先ほど、危機管理統括監 のお話にもあったように、遠野市は、遠野市の ほうが積極的に協議会もつくって、津波は多分

ここまで来ないだろうけれども、隣接自治体を どうやって支援するかということを御自分たち で考えてつくったという仕組みだったわけです ね。そういう意味では、今回、もし、宮崎でそ ういう状態になって後方支援拠点が必要になる 場合には、津波の被害は直接受けなかったけれ ども、隣接する自治体の皆さんがどういうマイ ンドを持って、隣接自治体を、同じ県内の人を 助けていくかという気持ちが高まらない限りは、 場所だけ渡しますから、どうぞ使ってください というものではなくて 説明を受けた中でも、 さまざまな形、市民レベルでいえば、婦人会の 皆さんがおにぎりを一生懸命握って炊き出しで 持っていくとか、そういう話も含めて、その重 要性を物すごく強く感じたんです。ですので、 指定して訓練すれば何とかなるというものでは なくて、そことの密接なやりとりが極めて重要 かなという印象を受けたんですけれども。改め てそこについての考えと、条件面でどういうこ とが必要だということが書いてありますが、現 地も見てきましたので、想像できるのはどうい うところかというのはわからなくはないんです が、今、検討の段階で、例えば、具体名は挙げ ないにしても、どういう施設を持った運動公園 であるとか、ヘリの発着がどのぐらいできる必 要性があるのかとか、そこをもう少し具体的に お話をお願いします。

橋本危機管理統括監 副委員長が御指摘のとおりでございまして、今回、後方支援拠点として、遠野市は非常に自主的にされていたというところですけれども、ただ、実際問題、4カ月ぐらい自衛隊がいらして、その後、グラウンドとかが相当傷んだので、復旧とかする必要があると。そういう意味では、私としては、ある市の善意でそこまで期待するのは難しいのではな

いか。そこは県としてのシステムとしてやらせていただきたいということで、今、検討しているところでございます。その際は県の施設として使うということになりますと、災害復旧としての位置づけもやりやすいと思っております。

一方で、御指摘がありましたように、遠野市の場合は、さらに、ここには入っていないんですが、ボランティアの活動拠点になる。もう一つは物資の集散拠点になる。そういう機能もありまして、これは県としてやるというよりは、その市ないしは市民の大変な御助力があって成り立つものだと思っております。その点につきましては、今後、市町村との連携強化の協議会を設けたいと思っていますので、そういう中で議論を重ねてまいりたいと思っております。

ただ、今、あれだけの国難ともいうべき事案がございましたので、各市町を回らせていただいても、役所もそうですし、多分、住民の皆様もということですけれども、大変御理解いただいている時期でございますので、そういう時期にこそ、訓練も含めてやって、そういう沿岸を助けるんだというマインドを強く維持していくという形に取り組んでまいりたいと思っております。

もう一つ、後方支援拠点の候補地でございますけれども、本会議答弁でも申し上げましたが、 県北、県央、県南、県西と分けて、幾つか当たっております。これは、前提として、あくまでも 先方の御了解をいただいてということになりますので、我々が思っている候補地という前提で 御理解いただきますと、県北では、延岡市の西階総合運動公園、高千穂町の高千穂町総合公園、 五ヶ瀬町のG・パーク。また、県央は、生目の 杜運動公園、清武総合運動公園、それと県有施設でございますが、県立農業大学校。また、県 南では日南総合運動公園。県西では、都城市の高城運動公園、小林市の小林市総合運動公園。こういうところが面積、インターからのアクセス、標高等を踏まえて候補ではないかということで、候補としては想定しているところでございますが、あくまでも各市町村との協議の上ということになってまいりますので、そういう前提での御紹介とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

渡辺副委員長 もちろん宮崎でそういうことが起きれば、宮崎市で大きな被害が出ている、 日南で出ているときに、都城の皆さんが本当に力を挙げて助けてくださるとは思うんですが、遠野市長もおっしゃっていましたが、一生懸命訴えているときに、県は余り積極的ではなかったというお話もされていました。遠野のケースはすごく特殊なスーパーケースという印象を持ちましたので、そういう意味では、県と自治体と本当に連携が大事な話かなというふうに思いました。

もう1点だけ、簡単な確認ですが、きょうの 資料の最後にあった鹿児島県との防災へリの関係なんですが、素朴な疑問として、何で今まで 鹿児島とは一緒じゃなかったのか。地域的な要件を考えれば、今までも一緒でよかったのかというので、特殊な事情があれば教えていただきたいというのと、「あおぞら」は、年間73.5日は出動ができるような状況ではないということですが、県外での応援が何件というのが出ていますけれども、「あおぞら」は1年間で県内に何回ぐらい出動するのかというのも、あわせて教えていただければと思います。

厚山消防保安課長 まず1点目の、鹿児島県の場合は、平成10年6月に防災ヘリが導入されておるということでございますが、宮崎を含め

た3県で、17年に現在の応援協定を締結した際 に、鹿児島県の考えをお尋ねしたところ、当時、 鹿児島県のほうが防災ヘリを導入した一番の理 由というものが、鹿児島の枕崎市から与論島ま で、500キロにわたり多くの離島を抱えておると いうことで、この地域から主に鹿児島市内の高 度医療機関への救急搬送、これが導入の大きな 理由であったというふうに聞いておりまして、 当時、現在もですけれども、離島に関しまして は、鹿児島県の場合、自衛隊 鹿屋とか沖縄、 海自、陸自、ここのヘリの応援態勢ができてお るということでございまして、宮崎を含めた3 県への協定は必要ないというふうに判断をされ ておったようでございます。ところが、平成22 年10月に奄美大島で大きな豪雨災害がございま して、ちょうどそのときに鹿児島の防災ヘリが、 耐空検査(1年の点検)のため運休しておって 対応ができなかったということで、今後ともこ ういった大きな災害が発生する可能性があるだ ろうということで、新たに協定の必要性を認識 されまして、今回、昨年になりますけれども、 3県に対して、鹿児島県も入れた協定をという ことで、4県で協議してきたという経緯でござ います。

それと、73.5日という表現をしましたけれども、運休につきましては、耐空検査(1年点検)
あるいは25時間ごとの機体点検 これは法定点検で、車でいう車検のようなものでございますが、これで60日間、あとは整備と修理等々で10日。0.5でございますが、これは、福岡のほうに転院搬送した帰りに機体にふぐあいがございまして、熊本空港で整備をしたその半日が0.5日ということで計上されておりますけれども、73.5日間の運休があったということでございます。

それと、本県の防災ヘリの運航状況でござい

ますけれども、23年中(1月から12月) この1年間で県内で合計166件の出動をしておるということでございます。

鳥飼委員 今の防災へりのことに関連しまして、25時間と1年と、解体といいますか、ばらして検査するのもあると思うんです。あの場合は、借りるんでしたか。何年後とか、ちょっと説明をお願いします。

厚山消防保安課長 通常、25時間とか半年、 1年、大きなものになりますと2,500時間点検で、 これは3カ月ほどオーバーホールをしまして実 施するというものでございます。今のところ、 本年中にこの時間に達するということで、24年 度の予算でもお願いしておりますけれども、そ の期間2カ月ほどは代替へりの運用ということ で考えております。

鳥飼委員 そうしますと、毎年、おおむね73 日程度が検査のためにいないということで理解 すればよろしいんでしょうか。

厚山消防保安課長 修理その他、大きな修理が入ったときには多少運休の期間も入りますけれども、定期点検等につきましては、法定で限られておりますので、各県、大体同様の期間、運休するということになります。

黒木委員長 間もなく12時になりますが、ま だ質疑もあろうと思いますので、ここで休憩し て、午後に残りの質疑は行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 0 時59分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、その他の報告事項について 質疑を行います。

鳥飼委員 消費税の関係でお尋ねしたいと思

います。先ほどお話もありまして、国の動向を 見きわめる必要があるというふうに知事も答弁 されたということが報告がありました。現状で は景気の回復が前提ということになっています けれども、この数字で上がっていくんではない かというような気がしていまして、県の歳入に 与える影響、歳出に与える影響、県内企業への 影響と、多角的に調査をする必要があるんじゃ ないかと思っているんですけれども。知事の発 言は、消費税は将来の社会保障財源を確保する ために好ましいような発言があっているんです けれども、それの根拠となるものがないと、発 言としては妥当性を欠くんではないかというふ うに思います。県の歳入部分に与える影響は、 交付税で現行1.18%が1.52%になる、地方消費 税は1%から2.2%になるということで、これは おおまかに出るんではないかと思いますけれど も、歳出部門についても1,200億が消費税対象額 ですが、それに特化できない、どれかわからな いのでということの答弁になっていたと思うん ですけれども、再度、確認の意味でお尋ねした いと思います。

福田財政課長 地方分の配分についてでありますが、地方分の配分としましては、消費税の中の交付税原資分0.34%、それから地方消費税の1.2%が引き上げられるということでありますが、地方消費税の1.2%につきましては、交付税の基準財政収入額のほうにも算入されてまいりますので、その分、実質的な交付税でありながら、赤字地方債でもある臨時財政対策債、これが見合い分、相当分減少するのかなというかに考えております。それから、一方の交付税の原資分0.34%についてでありますが、こちらを仮定をしまして1%分が仮に全国ベースで2.7兆円だとしますと、全国で0.34%分となりますと

大体0.9兆円程度になろうかと思います。0.9兆 円程度が交付税の原資分として増加が見込まれますけれども、これを全国の市町村あるいは道府県で配分するということでありますので、その配分のルールと申しますか、具体的には基準財政需要額の積み方、こういった検討状況を今後注視していかないと、なかなか具体的な金額というのはわからないものと思っております。

鳥飼委員 具体的な金額はわからないということでは、消費税導入いいですよということにはつながっていかないんじゃないかと思うんですけれども、想定される金額、県の歳入増になる部分、それから歳出の増になる部分というので具体的に出すことは困難だと、できないということになるわけでしょうかね。

福田財政課長 金額を、これですというのは、 現段階ではその算定の根拠がまだわかりません ので出すことはできませんが、全体として言え るのは、本県におきましては社会保障関係費が 増大しておりまして、例えば、今年度だと、昨 年度と比べて60億円近く増加をしております。 こういった年々増加するような経費を賄うため には、財源を充実させて今後の社会保障を維持 していくという観点が非常に重要であろうかと 思っておりますので、そういう意味では、今回 の一体改革に対して、本会議でも議論がありま したけれども、ああいった答弁を知事がなされ たものと思っております。

鳥飼委員 算出をすることは困難だということですね。だから、見きわめないとどれぐらい来るかわからないというのが現実で、県の社会保障歳出が600億円程度ですか、その程度だというふうにもお聞きしたんですけれども、それも増大していく。ですから歳入増を図るということで賛

成ですというのは、ちょっと無責任じゃないかと僕は言っているんです。なかなか答えられないわね、だから答えはいいです。

それで、歳出額のほうも、何かやれば出ますか。それとももう困難ですか。1,200億円が消費税の対象になりますと。そのうちどれか特定はできませんというようなことなんですけれども、県の消費税が5%ふえるわけですから、それを特定することは可能なのかどうかということです。

福田財政課長 1,200億円の中で、どれだけが 現に消費税の負担分となっているかについては、 かなり多数の事務事業ございますので、それを 一個一個精査していけば 膨大な作業量にな ると思いますけれども 出せなくはないとい うことであります。ただ、本当にそこまででき るのかという問題がありますので、基本的には その1,200億円の中の5%分、100分の5分の5、 これが大体現行の消費税負担額だというふうに 御理解いただければと思っております。

鳥飼委員 難しいということはわかりましたけれども、やはり入りと出を比較して、宮崎県にとってこれはプラスになるということがそれではっきりするわけですから、そういうことでもって発言をしていく必要があるんではないかということを指摘だけしておきます。余り財政課長に言って困らせるのもいかんでしょうから、そういう意見があるということで受けとめていただくとして。

それで、これも本会議でも議論したんですけれども、宮崎県の中小企業は非常に多いんですね。中小企業が納めている消費税といいますか、 県内で納付される消費税というのがわかれば御 説明ください。

吉本税務課長 県内で納付されております地

方消費税ですけれども、平成23年度で約96 億2,000万円でございます。

鳥飼委員 それは企業分と個人分と合わせ て96億円ということですか。

吉本税務課長 これは国税の方に申告納付された分ですので、もちろん個人事業者、それから法人が、流通過程の段階ないしは販売の段階で消費税を収納した分ということでございます。

鳥飼委員 そうすると96億円の消費税収入が 国税として上がったと。この中での未納といい ますか、県の場合も、かけたけれどもこの分は 入ってこなかったということで出てくるわけで すが、その対比というのが、昨年度がわからな ければその前でもいいです。大まかでいいです けれども、わかれば教えてください。

吉本税務課長 今申し上げた96億円と申しますのは、国税に申告・納付があった分なんですね。実際滞納になっている分といいますのは、国税のほうで滞納処分をしていくということになっておりまして、県税の方では、その額については詳細には承知していないというのが現状でございます。ただ、消費税の徴収率というのは90何%という率がありますので、同じように考えていただければというふうに思います。

鳥飼委員 国税の中で滞納といいますか、納められない比率が多いのは、消費税が一番多いんですね。これは国税庁が発表していますから。そうすると、今度10%になることでその分がさらにふえてくるんじゃないかということなんですね。税務課長はもういいですけれども、そういう状況にあるということが一つあります。財政課長、やはり県内の企業に対する影響というものを分析する必要があるんじゃないかと、どの程度影響があるのかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

福田財政課長 今回の一体改革は国の施策でありますので、国会でも中小企業対策の問題は随分議論をされております。そういう意味で、まだ引き上げまで時間がありますので、そういった中小企業対策も含めて、国のほうで検討がされていると認識しております。

鳥飼委員 中小企業対策は商工観光労働部のほうになるのかもしれませんけれども、県内のほぼ90%以上と言ってもいいぐらいが中小企業ですね。それに対する影響というのはかなり大きなものがあるというふうに思うんです。こういう議論が始まったときに、当然そういう対応をどうするのかというのを考えておくべきだと思うんですけれども、これはどこがやることになるんですか。

福田財政課長 第一義的には財務省なり中小企業庁なりが、まず国全体としてどういう対策をしていくのか、これを検討されると思います。そういったものを踏まえて、本県としてもどういった対応が具体的にできるのかというところを、また引き続き、今後検討していく必要があるのかなと考えております。

鳥飼委員 財務省とかそういうところが検討をするということではないと思うんです。もちるんやらにゃいかんけれども、ここは宮崎県ですから、宮崎県知事がやらなくて誰がやるかということなんですよ。だから、それは答弁としておかしいんじゃないかと思うんです。

福田財政課長 制度面というか、全国的な観点からは財務省なり中小企業庁がやるというふうに申し上げましたけれども、おっしゃるとおり、本県固有のさまざまな事情があると思いますので、その分については当然、本県として検討していく必要があると認識しております。

鳥飼委員 宮崎県の場合、どこがそういう対

策をとっていくことになりますか。

福田財政課長 中小企業につきましては、基本的には商工観光労働部が担当しておりますので、そういう意味では商工観光労働部になろうかと思います。ただ、さまざまな影響というか、対応が必要になるかもしれませんので、そういう意味では、関係する部局が連携して対応を図っていくということが必要になるのかなと思っております。

鳥飼委員 やはり本県の税収にもかかわって くるわけですね。900億円程度、県民税があるわ けですけれども、それが増減をしてくるとなる と、じゃ、財政はどうするかということになる わけですから、そういう議論をやっておかない といけないと思うんです。それを抜きに、10% になることはいいことですよというようなこと を言ってもらっては、ちょっと無責任だという ふうに思うんですね。ですから、ここは財政を 預かる総務部ですから、総務部としてそういう ところもやはり関連をしながら見ていくという ことがないと。これまでも申し上げたんですけ れども、全部局にまたがるような場合は、そこ だけで議論するんではなくて、別なところでも、 当該の委員会でも議論をすると。総務部ではな いんですけれども、総合政策部の場合も、計画 とかいろいろつくるわけですけれども、この委 員会でしか報告がない。森林・林業に関するこ とは向こうの委員会でこういうふうになりまし たとか、中山間地域の計画・対策についてもこ うなりましたというのは、ここでしか報告をさ れないというようなあり方はおかしいんじゃな いですかという指摘をしたんです。

ですから、税収にかかわることはもちろん大事なことですし、それをどう支出していくかということになるわけです。そうすると、消費税

が倍になったときに宮崎県の税収はどうなるのか、財政はどうなるのかという影響も、やはり議論をしておくべきだと。そして、初めて、それでも消費税は上げるべきだというようなことになっていくべきではないかと思うんですけれども、どうですか、私の考えは間違っていますかね。

福田財政課長 今回の一体改革に伴う消費税率の引き上げ、これによりまして、確実に財政的には健全性が一定程度確保されるのかなと、ここはもう間違いないと私は思っております。ただ、おっしゃるとおり、さまざまな影響が考えられますので、その意味では経済全体も見据えつつ各種の対策を講じていくことは、おっしゃるとおり重要なことであると考えております。

鳥飼委員 もう終わりにしますけれども、額 はわからないけれども、県の歳入増になるだろ うだけでは困るわけですよ。大まかでいいから どの程度はありますとか、そういうものを県民 に示していくべきじゃないかということを要望 しておきます。私は、消費税が引き上げられる ことで、県内の企業に対する影響は物すごく大 きくなると思いますよ。県もそうなんですけれ ども、例えば病院局で、10%になったときに、 消費税転嫁できないですね。損税になると。診 療報酬の中に入っていますというのが国の理解 なんですけれども、しかし、それでは捻出でき ないから、結局、看護婦の給料を下げたり、い ろんな努力をやってもらっているんですけれど も、それが帳消しになっていくということもあ るわけですから、総合的にやはり検討しておい ていただきたいということを申し上げておきま す。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

外山委員 赤字国債の件で、国のほうは、国会で決定していないんで地方交付税をカットすると。この前、財政課長には個人的にお聞きしたんですが、この委員会の場で公式にちょっと確認したいもんですからお聞きしますが、四半期に分けてあるんですね。今度、宮崎県に来る予定の交付税の金額は幾らですか。

福田財政課長 御指摘のとおり、普通交付税は年4回に分けて交付されます。4月、6月、9月、11月に分けて交付されますが、今回、執行抑制方針では、9月分につきまして議論になっております。9月分について、本来であれば宮崎県に467億円程度入ってくる予定でありましたが、今回の執行抑制によりまして、9月に実際に交付されるのは、その3分の1に当たる156億円ということで、残りについては10月と11月に追って交付されるという方針になっております。

外山委員 最後の部分をもう一度。分けて全 部入ってくるんですか。

福田財政課長 おっしゃるとおりでして、9 月交付予定分が本来、467億円余ございました。 このうち9月に実際に交付されましたのは、そ の3分の1に当たる156億円であります。残り の311億円について、10月と11月にそれぞれ311 億円の2分の1ずつ。要は3分の1ずつ9、10、 11月に配られますので、そういう意味では、9 月交付分については、時期はおくれますけれど も、全額入ってくる予定であるということであ ります。

外山委員 ということは、国のほうで、国会 で赤字国債の議決がなくてもお金は用意できる ということですね。

福田財政課長 今、国に示していただいている執行抑制方針の中では、9月分については支払いができるという内容になっております。た

だ、あと、11月交付分というものが本来ありますので、11月分の取り扱いについては、今回、国から示していただいた執行抑制方針の中では触れられておりませんので、そういう意味では、場合によっては、11月交付分についても執行抑制の対応がとられる可能性はあるのかなと思っております。

外山委員 そうしますと、県の資金繰りですね、9月分が一部入ってきて、あとは10月、11月におくれて入ってくるということですが、資金繰りでショートすることはないんですか。

福田財政課長 基本的には、資金繰りについては、金融機関からの一時借り入れができますので、そこで対応していきたいと考えております。ただ、余りにも長期化してきますと、さすがにその一時借入金による対応にも限界がございますので、そういう意味では、なるべく早期に国に対しては解決が図られるように期待をしているところであります。

外山委員 財政調整積立金が年度末でさっき の質疑で四百何十億、これを 銀行から借り なくても、財政調整積立金というのはこういう ときに使うものでしょう。そっちを使うという ことはないんですか。

福田財政課長 今回の地方交付税の交付がおくれるというのは、あくまでも交付がおくれるという話でありまして、今年度の交付額については、もう7月の段階で宮崎県は幾らですというのが決まっておりますので、それがいつ振り込まれるかというところだけの問題ですので、基金を取り崩して対応するというよりは、一時的な資金不足 今年度中に入ってくるのは入ってくるんですけれども、一時的に資金が不足しているという事態ですので、一時借入金による対応で対応していきたいと考えております。

外山委員 万が一、政府のほうががたがたしてこの法案が年度末、来年の3月までに国会を通過しない状況になったときは、資金的にはどうなんですか。

福田財政課長 交付税は法律で規定がございますので、もし年度中に入ってこないということになりますと、それは法律違反になってしまいますので、そのようなことはさすがにないであろうと私としては思っております。

外山委員 資金を預かる財政課としてはなかなか頭が痛いところなんでしょうけれども、国の動きをきちっと見ていく必要があるしですね。さっきの一時借り入れ、これは議会の議決は要らないんですか。

福田財政課長 現在のところ、1,000億円までであれば、過去に議会の議決をいただいておりますので必要ございませんが、仮にこの影響が長期化しまして、一時借入金が1,000億を超えるということになってくると、別途、議会の議決が必要になってくるということであります。

外山委員 ちょっと私も承知していないんですが、1,000億の借り入れ限度額というのを議会でどっかで議決したという話ですが、いつごろしたのかな。私は記憶にないけれども。

福田財政課長 平成24年度の当初予算案の中で1,000億までということが明記されておりますので、そこで承認をいただいておるということであります。

外山委員 ちょっとわかりませんが、1,000億 の限度で借り入れをすることを議会で議決した ということでしょう。それをいつごろしたのか。

福田財政課長 当初予算案の中に含まれているということであります。

外山委員 当初予算案の中に、こうやって過去に議決されたからこれを承認 予算案を承

認するときに借り入れの承認ももらっておるという解釈ですか。

福田財政課長 おっしゃるとおり、そういうことになろうかと思います。

外山委員 ちょっとそこのところの説明がよくわかりません。少し整理して答弁をしてもらいたいですね。

四本総務部長 申しわけございません。資料を整備しまして改めて御説明をさせていただきます。

外山委員 常識的に考えれば、1,000億の限度 で借り入れをしようと議会で議決したというの であれば、それはその有効期間がいつまでかと いうのもあるでしょうしね、そこ辺を含めて整 理をして、また教えてください。

鳥飼委員 一時借り入れしている金額という のはいかほどかあるんですかね。

福田財政課長 一時借入金ですけれども、毎日、支出・収入がありますので、毎日変動してくるということでありますが、きのうの時点で40億円程度であります。

鳥飼委員 一時借り入れ40億円でやるんですけれども、外山委員が言った大量に出てきた場合、財政調整基金を取り崩すとか、一時借り入れの場合利子はもちろんつきますね、その辺と比較するとどうなんですか。

福田財政課長 一時借入金の場合、おっしゃるとおり、利子がつきます。つきますけれども、 ただ今回の執行抑制方針と並んで、国の方から

正式な文書はまだ来ておりませんが 一時借入金で生じた利子分について、地方の負担にならないような何らかの措置を講じたいという総務大臣の発言もありましたので、そういう手当てがなされるのであろうと思っております。

鳥飼委員 地方に迷惑をかけないというよう

な新聞報道がありましたけれども、そうだとしても、どうなんですか、基金のほうからやりくりするという場合 万が一の場合、交付税で見ていますとか言われて、何をというようなことになると困りますし、地方の立場に立ってそこまで信用してもらわんと困るなと。危機管理局長もうなずいておられますけれども、僕らはそんなふうに思うものですから、もし万が一そういうことであったら困るから、手間の問題はもちろんありますけれども、得失を考えてやっていただけたらと思います。

福田財政課長 先ほど外山委員から御質問のありました、一時借入金の上限額について具体的にどういう議案を上げていたんだという話でありますが、24年度の宮崎県一般会計予算案におきまして、第4条に一時借入金の規定がございまして、その中で読み上げますが、「地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000億円と定める」という規定が、一般会計予算議案の第1号の中に盛り込まれておるということであります。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょ うか。

南海トラフ巨大地震等に対する今後の対応について2点ほどお伺いしたいと思います。先ほどからいろいろ議論がありましたけれども、ハード面はすごい時間と費用がかかるということで、なかなか難しいということで、基本的な考え方にありますように、できることから着実に進めていくということが大事だと思うんですけれども。そこで今、市町村で、いわゆる避難タワーとか、今ある建物に階段を設けたりというような取り組みが行われておりますけれども、今後

そういうものをつくっていくには、これは市町村がやっていくんですか。県としてはどういう立場、考えなんでしょうか。

大坪危機管理局次長 住民の避難の件につき ましては、大きく市町村が第一義的にその責任 を担うということになっていますので、基本的 には市町村のほうの負担でされるということに なりましょうが、ただ、今申し上げていますの は、国のほうに新たな法律をつくってほしいと いう要望をいたしております。といいますのが、 南海トラフのほうで、既に東海地震とか東南海 地震とか南海地震とか、そういうものに対する 法的な備えというのはされているんですが、今 回、日向灘まで延びるという想定になっていま すので、新たな法律をつくっていただいて、新 たな支援スキームの中でいろいろ県も市町村も 仕事ができるようにしてほしい、そんなふうな 要望をいたしているところでございます。した がいまして、今後、市町村でも出てくるでしょ う避難に関するもろもろの整備といったような ことについても、できるだけ国のほうの補助、 支援がなされるように、これは強く要望してま いりたいと考えております。

黒木委員長 そこで、まだ法律ができていないということですけれども、県として、逃げる場所がないところにはモデル的な施設をつくる、全国のモデルになるような、それを先行的に宮崎モデルみたいなのをつくっていくことはできないものでしょうか。

大坪危機管理局次長 まだその具体的なこと までは考えていませんけれども、ただ、冒頭の 説明で申しましたように、九州ブロック協議会 の幹事県ということで、中心となって本県も取 り組んでまいりたいと考えていますので、そこ 辺は今後、できれば年内に設置しようとしてい ます市町村との協議会の中でも十分議論していきたいと考えております。

黒木委員長 県のBCPができて、副委員長の意見もあったんですが、今後、市町村も指導しながら、市町村のそういったものをつくっていくということです。私は、例えば建設業とか運輸業とか、そういったところの業界版のBCPといいますか、そういったものもつくっていく必要があるんじゃないかと。そして、総力戦で何とか減災に結びつけていくような対策をこれからとるべきではないかなと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

大坪危機管理局次長 まさにおっしゃるとお り、県だけがBCPをつくっても十分ではござ いませんので、現在、市町村にも呼びかけをし ていますし、民間企業にも実は呼びかけている とこでございます。本年度の危機管理課の新規 事業なんですが、民間企業にBCPを作成して いただく、そのための支援事業というのを設け ておりまして、先般、募集をしまして、5社決 定したところでございます。いろんな業種にま たがっているんですが、まさしくモデル的に、 それぞれの業種を代表するようなBCP作成を お願いしまして、広げていきたいと思っていま す。実はきょうの4時ぐらいから関係者の方に 集まっていただいて、説明会をする予定になっ ておりますので、民間企業のほうも進めてまい りたいと考えております。

黒木委員長 わかりました。

ほかにその他の報告事項についての質疑はあ りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 ないようでしたらこれで質疑を 終わりたいと思います。

それでは、次に、請願の審査に移ります。ま

ず、継続請願、請願第20号について委員から質疑はありませんか。

鳥飼委員 「緊急事態基本法」の請願が出ているんですけれども、法案そのものが提案されたわけではなくて、8年前ですか、民主・自民・公明で合意をしたのが骨子になって、それがそのままになっているようなんですけれども、ですから皆様方にお聞きをするのもと思うんですが、ただ、憲法との関係で、居住の自由とか、言論とか、集会・結社とか、いろいろ基本的人権にかかわる規定があるんですけれども、それにかかわってくるというおそれはないのか、どういう面がかかわるとすれば関連してくるのかというのがあれば、教えていただきたいと思います。

橋本危機管理統括監 今回の請願の中身を直接御説明する立場でありませんが、今、委員に御指摘いただきましたように、8年前、2004年にございました自民党・民主党・公明党での3党合意されている緊急事態基本法の骨子におきましては、1番がその定義でございませるというは、2番目にまさに委員御指摘の基本でありまして、2番目にまさに委員御指摘の緊急事態における基本的人権の尊重ということで、憲法の保障する基本的人権は最大限尊重されなければならないと。これを制圧することが余儀なくされるに至った場合であっても必要最小限でなければならない、かつ公正かつ適正な手続のもとに行わなければならないというような記載が見受けられるところでございます。

鳥飼委員 答えるといってもなかなか難しいところがあると思うんですが、もう一つ。今回、3・11の大震災が起きて、初動とかそういうところでのおくれがあったということも、請願書の中にこういうものをというのが出てきたと

思うんですけれども、基本的には、災害対策基本法はさらに充実されていくべきではないかと思っているんですけれども。現在の状況で、災害対策基本法といいますか、あれでは、市町村がまず一義的に当たれということになっておるんですけれども、広域の場合とかの想定は余りされていないんですが、そういう議論というのは、災害対策基本法の関係で何か聞いておられれば御説明いただきたいと思います。

大坪危機管理局次長 現在の災害対策基本法の中にも、「災害緊急事態」という章がございまして、そこで具体的に、非常災害が発生して、かつ重大な影響があるという場合につきましては、内閣総理大臣が閣議にかけて災害緊急事態の布告を発するということになっております。そして、内閣総理大臣が主導的に指揮をしながら災害対応に当たるという内容になっております。現行条文でもそんなふうな規定がございます。

鳥飼委員 そうしますと、今回も政府はそういう対応をしたんですね。それはどうだったですか。大坪次長に聞くのもちょっとあれかなと思うんですけれども。

大坪危機管理局次長 原子力災害対策のほう はその発動がされたということを聞いておりま すが、災害対策基本法のほうでの災害緊急事態 の発動はされていないと思います。

鳥飼委員 基本的には災害対策基本法の中を さらに充実していくべきではないかなと私は考 えておるものですから、憲法との兼ね合い等で わかっている範囲をお尋ねいたしました。あり がとうございました。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、ないようですので、次に、新規請願、請願第22号について執行部からの説明はご

ざいませんか。

鈴木市町村課長 特段ございません。

黒木委員長 それでは、委員から質疑はあり ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 ないようですので、それでは請 願の審査を終わります。

最後に、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、以上をもって総務部 を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時39分休憩

午後2時1分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、24日に行いたいと思います。時間は午後1時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、そのように決定いた します。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 何もないようでしたら、本日の 委員会を終了いたしたいと思いますが、よろし いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、以上をもちまして本 日の委員会を終わります。

午後2時1分散会

午後3時58分再開

出席委員(8人)

委 員 長 黒木正一 副 委 員 長 渡 辺 創 委 昌 外 山 三 博 委 員 星原 透 委 員 宮 原 義 久 委 員 岩下斌彦 委 員 鳥飼謙 委 有 岡 浩 一 員

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹伊豆雅広議事課主査佐藤亮子

黒木委員長 委員会を再開いたします。

午後4時までが日程となっておりますが、延 長したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、委員会を延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後 4 時41分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。 まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいで しょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、一括して採決いたし ます。

議案第1号及び第7号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、 議案第1号及び第7号については原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第20号「『緊急事態基本法』の早期制定を 求める意見書提出を求める請願」の取り扱いは いかがいたしましょうか。

鳥飼委員 私は、継続していただきたいと思います。今、尖閣諸島でああいう事故が起きていて、私どもとすれば、国民もそうですけれども、一触即発で、間違うとそういう状況にもなりかねない。これは日本も中国も同じ立場なんです。それぞれの立場を主張していけばぶつかるところが出てきますから、そこは外交でやってもらいたいというふうに思うんです。そういう意味で、今、可決することについては、ちょっと待っていただきたいというのが一つ。

もう一つは、今まで勉強してくればよかった んですけれども、戦後、1951年に講和条約を結 んで国交回復をやってきたわけですけれども、 そのときに、領土問題も含めた議論をされてい るものですから、そこら辺も委員会の中で勉強 といいますか、議論といいますか、そういうこ とをやっていただけるとありがたいというふう に思います。

星原委員 前回継続しましたので、もう採決 をしてほしいと思います。

黒木委員長 ほかに皆さん、御意見はありませんでしょうか。

継続という御意見もありましたので、お諮り

いたします。

請願第20号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

黒木委員長 挙手少数。よって、請願第20号 を継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されましたので、これからは採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

ここで渡辺委員、鳥飼委員にお聞きしますが、 これからすぐに採決してもよろしいでしょうか。

鳥飼委員 先ほど申し上げたように、尖閣諸 島、竹島、領土問題が今あって、休憩中にもい ろいろ話をしましたけれども、戦後の近現代史 の教育というものが日本では非常に欠けていた というものもあると思っているんですね。中国 などではああいうふうな教育がずっとされてき ているというのも一つあるだろうと思うんです が、そういう意味では、近現代史を我々自身が もう少し勉強するといいますか、そういうこと が大事ではないかと。私がなぜ講和条約をとい うふうに言ったのかというと、講和条約の中に は、日本本土については日本に帰属する、それ 以外については連合国側が決めるというふうな ことになっているらしいんですよ。ということ は、日本固有の本土、北海道、本州、四国、九 州という領土については日本のものですと。そ れ以外の帰属については連合国が決めていくと いうような歴史もあるようで、もっと我々自身 もそういう事実について向き合っていくべきで はないかというようなことで、先ほど申し上げ たようなことなんですけれども、採決は延ばし てほしいというのが私どもの希望です。

星原委員 この案文にもありますように、中 国漁船の尖閣事件、それからロシア閣僚級のた び重なる北方領土への訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命・財産、安全を脅かす事態が続いておるわけですね。そうなってくると、我が国としてもそれなりの対応をした法的にちゃんとした形でここらで整備しておかないと、このままでいいのかなという疑問がありまして、できればそういう形で国民の生命・財産を守っていく上でも、どこかで一つのけじめをつけるべきだというふうに思っておりますので、ぜひ、採決をお願いいたしたいと思います。

鳥飼委員 採決というなら、自民党さんが多 数ですから、それはそれでやっていただくとい うことになるだろうと思うんですけれども、た だ、北方領土も戦後、なぜあのままの状態で来 たのかという歴史的な事実 例えば、鳩山一 郎という人が首相だったときに、当時のソ連と 2島返還で合意をしつつあった。それを妨げて きたのがアメリカということですね。 そういう こととか、尖閣についてもいろいろ歴史的な問 題はあるんですけれども。決めていくにしても、 アメリカとの関係というものをもう一回問い直 すことをやらないと、日本という国の将来を日 本人が決めていくという体制をつくってもらい たいというのがありますので、ここで余り言う べきことではないかもしれないけれども、そう いう歴史的な経緯というのも一つあるというこ とを皆さんにもおわかりいただきたいというこ とで申し上げました。

渡辺副委員長 今回の意見書提出を求める内容については、十分に理解できる状況もあるというふうに考えます。ただ、非常に外交上の状況も難しい、まさに今、この瞬間の状況の中ですので、一義的には国政で判断すべき難しい判断が伴う問題だと思いますので、現時点で宮崎

県議会からそこを求めるという判断をする必要 はないんではないかというふうに新みやざきと しては思います。

黒木委員長 いろいろ御意見がありましたが、 継続という意見が少数でありましたので、請願 第20号の賛否をお諮りしたいと思います。

なお、態度保留の場合は退席したものとみな しますので、御了承ください。

請願第20号について、採択すべきものとする ことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

黒木委員長 挙手多数。よって、請願第20号 は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第22号「県の機関における行政書 士法の遵守徹底による窓口業務の適正化と行政 手続法・行政手続条例の遵守についての請願」 の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 請願第22号については、採決と の意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、請願第22号の賛否を お諮りいたします。

請願第22号について、採択すべきものとする ことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

黒木委員長 挙手全員。よって、請願第22号 は採択とすることに決定いたしました。

鳥飼委員 前の請願ですね、継続にと言った 請願で、採択になったんですけれども、少数意 見ということで、私が申し上げたようなことを 委員長報告の中で御報告をお願いしたいと思い ます。なぜ今のような状況になっているのか、 アメリカとの関係も含めて、オスプレイのことも会派で意見書を出しましたけれども、そういうことにしっかり向き合う時期が来ているんじゃないかというふうに思っていますので、先ほど申し上げたようなことをぜひ委員長報告に盛り込んでいただきたいと思います。

黒木委員長 そのような御意見がありますが、 そのようにする方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、そのように取り計ら わせていただきたいというふうに思います。

ただいま請願第20号が賛成多数で採択となりましたが、請願第20号は、意見書の提出を求める請願であります。委員会発議として提出する場合、全会一致の決定が必要でありますので、今回、委員会発議については見送ることといたします。

なお、この意見書案の取り扱いについては、 それぞれの賛成会派または賛成議員で提出につ いて御検討をいただくことになりますので、よ ろしくお願いいたします。

これで請願の審査を終わりたいと思います。 次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 4 時52分休憩

午後 4 時53分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

それでは、今お聞きしましたことを意見書に 盛り込むということで、委員長報告につきまし ては、正副委員長に御一任いただくことで御異 議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、そのようにいたしま す。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた します。

「総合政策及び行財政対策に関する調査」に ついては、継続審査といたしたいと思いますが、 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 御異議ありませんので、この旨 議長に申し出ることといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 何もないようですので、以上で 委員会を終了いたします。

午後 4 時54分閉会